

(第二類 第五号)(附屬の一)

第六十四回国会 衆議院

農林水産委員会

特別委員会

地方行政委員会

法務委員会

委員長 倉成 正君

理事 伊東 正義君

理事 小山 省二君

理事 内藤 實賀君

理事 萩原 良平君

理事 佐藤 勝利君

議官 (經濟企画庁長) 佐藤 一郎君

昭和四十五年十二月五日(土曜日)

午前十時八分開議

出席委員

産業公害対策特別委員会

委員長 加藤 清二君

理事 小山 省二君

理事 古川 文吉君

理事 渡辺 勲一君

理事 岡本 富夫君

正義君

佳昭君

幸雄君

虎三君

喜一君

森田 重次郎君

高敏君

信行君

義郎君

寒川 喜一君

藤田 高敏君

俊男君

島本 虎三君

宏君

西田 八郎君

寺前 嶽君

藤田 左近四郎君

高雄君

廣治君

山本 幸雄君

利尚君

稻村 昭吾君

渡辺 栄一君

小川 新一郎君

芳賀 貢君

辰男君

新井 彰之君

竹本 孫一君

早瀬田柳右衛門君

國雄君

仁君

片岡 誠君

西川 喬君

高辻 正巳君

角田 礼次郎君

城戸 謙次君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

田中 昭二君

昭二君

渡辺 武三君

田代 文久君

宮井 泰良君

登君

篠輪 登君

和田 春生君

古屋 亨君

○山中国務大臣 御指摘はごもっともございま
すが、銅、亜鉛になりますと、これは減収とい
うことを対象にした、それ 자체をとらえて土壤汚染
防止法の事業を行なうということに因果関係がな
ろうかと思いますので、銅、亜鉛等についての減
収の基準のとり方に議論がございまして、それで
一応見送っておりますが、これはいま作業を進め
ておる段階でございまして、きのう農林大臣が答
弁をいたしましたように、銅、亜鉛等は引き続き
出てくるものと御了承いただきたいこと、並びに
基礎等については、人命そのものに危険を及ぼす
ものでありますから、これは一律の別途のきびし
い基準でもつて定めていくということとございま
す。

○山口(鶴)委員 とりあえずカドミを指定すると

いうのですが、しかし、玄米に一PPM入ってい

る地域を対象とするということでありますと、烟

地等は全然関係がない。また一PPM以上という

ことになれば、ごく限られた地域しか問題になり

ません。やはりそういうことではいかぬ。時間が

ありませんから私はこれ以上議論はいたしません

が、もつと人命尊重といいますか、公害追放とい

ことになれば、この足尾の鉱毒の問題であります

が、これにつきましては、二年ほど前に、経企庁

を中心いたしまして水質審議会等で審議をいたし

ました、一応鉱毒対策事業の計画を決定いたし

ております。治山治水、さらに客土事業等でありますけれども、その客土事業の内容を見ますと、

国が五〇%負担をする、地方団体が二五%負担を

する、まあ減収だからというのでしょうか、受益者

農民も二五%の負担をする、こういう案が現に示

されています。今度事業者負担法が提案をされ、

土壤汚染防止法にやがて銅が入るということにな

れば、これもかかってくるでしょう。その場合、

問題はこの受益者負担、農民負担は一体どうなる

かという問題です。少なくとも公害の原点といわ

れ、公害一号といわれた足尾の鉱毒問題、減収が
業によってこの土壤が汚染をされた、その客土
事業をするにあたって農民負担があるというよ
うなことでは、私は絶対に許せぬと思うのです。こ
とに、一体農民負担はどうなるのですか、ひとつ明
確なお答えをいただきたいと思うのです。

○山中国務大臣 これは御主張のとおりであります

して、農民がみずから自分の田を汚染して、自分

の収穫についての影響がマイナスになるような行

為を行なつたわけではありませんので、それらの

事業を行なつてももともとの状態に戻るだけであ

りますから、そういうことを私も念頭に置いてお

ります。実際上の配慮については、すべてについ

て国庫補助の手直し等はいろいろ議論があります

けれども、やはりそれらの問題は、個々に検討い

りますから、そのまま頭に置いてお

ります。実際上の配慮については、すべてについ

て国庫補助の手直し等はいろいろ議論があります

けれども、やはりそれらの問題は、個々に検討い

昭和四十五年十一月五日

四

は、これは都道府県の知事、あるいは地方公共団体の長ですよ。住民尊重という立場に立つならば、また自治体を尊重するという立場に立つならば、こういうばかれた規定は必要ないと思うのです。どうなんですか、このことは。

は言えませんよ。これ以上は議論になりますからやめておきますが、そういう国家公安委員会の態度というものは国民不在であるということだけ申し上げておきたいと思います。

次に地方団体への財政措置の問題についてお尋ねしたいと思いますが、その前に大蔵大臣にお尋ねいたします。

とも大蔵大臣は日本の経済財政については中心的な立場にある方なんですから、それが勘として〇〇%程度でどうだらうかということとなれば、そもそもそれが公害の問題でいろいろ議論された際に、やはり経済も伸ばす、公害も防止するということは、私は実質的には不可能だと思うのです。あと程度公害防止を徹底的にやるならば、経済の成長も、これはある程度押えなければならぬ。ある程度経済成長率がスローダウンするのもやむを得ないというのが私は当然だと思うのです。私はそういう意味で大臣が言われたと思うのですが、そ

うことは、実質で一〇〇%がらみということになれば、これは押えたことはならぬでしょう。この計画では名目では一四・七なんですから。それがある程度抑えなければいかぬということではないのですか。私はそういう意味でやはり大臣お答えになつたんだらうと思うのです。また山中長官も、としてもそういうつもりでやはりこれについては——数字のこまかい点はいいですよ、ある程度再検討しなければいかぬというくらいの気持ちは公務担当大臣としてあつてしかるべきだと思うのですよ。

円滑をはかることを含めて全体の交通の管理を行なつてゐる機関でありますから、交通公害の発生を知ったときは、そのような立場から自主的に判断することは当然と考へております。なお、交通公害の防止をはかるための交通規制がかえって他の地域に交通公害を発生させることもあり得るので、必要性の判断、有効かつ適切な手段の選択については慎重を期したいと存じます。

どめれば五年間には六〇%程度の経済の伸びにならる、その程度が適当ではないだらうか、こういいう趣旨のことを御答弁をされました。ところが、そうしますと大臣、本年の五月一日に閣議決定いたしました新経済社会発展計画がございますが、これによりますと、一年間の経済成長は名目で二四・五%、昭和五十年、五年後の国民総生産は百四十二兆円ということを想定しておられるようですが、

○福田国務大臣　総務長官がお答えをする前に
私からなお補足しますが、その新経済社会発展計
画が策定せられた前後ですね、この経済成長の勢
は一三%ないし一四%、そのくらいの勢いのよ
きなんです。これは少しうとにくく——少しや
さしく、非常に高過ぎる。これは何とかして抑制す
る、

○山口(鶴)委員 今回政府は、地方団体への財政接収に貢献しない分野に対する投資でありますから、結果的に景気の伸びに影響があることは当然であります。それらの問題に関連する計画の変更その他の問題については大蔵大臣の御答弁をおりでござります。

交通公害の防止をいかなる方法で実現するかが問題となる。規制のうち、自動車の通行の禁止、制限は、その態様によつては広域にわたり道路の交通に著しい影響を及ぼすことが考えられます。このような状況

○鶴田國務大臣 まあ私の政治家としての勘で
画は、これは私は訂正をすべきだと思うのです。
この点はいかがでござりますか。

す。それを私は、さあそれでは抑制してどの辺で持っていくかということになりますると、一(%)の辺を当面目標にすべきじゃないか、そ

も、しかしそれを聞いておりますと、公害基本法の十九条によつて著しく公害の発生した地域の地域に對しては公害防止計画を立てる、総理大臣

○山口(鶴)委員 従事したこととしたのでございます。

それを一〇・六、こういうふうにいつておりますが、まあとにかく一〇%がらみ、こういうことを申し上げておるので、何もほんとうに数字として

治家としての大きな勘いたしまして、一〇%がかりで申し上げているのと、そう大きな開きはあります。せん。

は次の通常国会に提案をする。秋田自衛隊の立派な施設を建設するための予算案を提出する。このように答えております。ところが問題はこれだけではないであります。いま問題になつてゐる千葉、あるいは四日市あるが、将来東京、大阪、こういふ大都市に近づくと、その立派な施設を守るために、立派な自衛隊の施設を建設するための予算案を提出する。これが問題であります。

まだつかまっていない。公害についてもきわめて消極的な法律を出す。あなたは大学には強いけれども三億円のどろぼうには弱い。それからまた公害には弱い。そんなことでは国民のための警察官

しかし、少なぐとも国民総生産額を百四十二兆円と想定しているということになれば、これは計算上名目の成長が一四・七でなければそこへ到達しないでしよう。ですから、少なく

○山口(鶴)委員 もう一つ言つてから聞きまし
う。実質は一〇・六でしよう。しかし、少なくとも
ある程度押えなければならぬ。一〇%がらみと

うような地域を想定しておるわけでありますけれども、これ以外の地域で各地に公害が発生していくではありますか。こういった公害防止事業に

対して、國が自治体に対して財政援助をするといふことでなければ、これは實質的には公害防止事業といふものは成果があがつていません。したがいまして、わが党はこれを両方くるめまして新しい環境保全法三十二条に基づく財政援助、この法律を提案いたしておりますが、部分的に局限しないで、全国各地で発生している公害、これに対する財政援助といふものはなぜお考えにならぬのか。これも考えて次の通常国会にお出しになるのか、この点をひとつ明確にお答えをいただきたいと思うのです。

○秋田國務大臣 当面は基本法第十九条の該当地域に対する財政上の特別措置を講じてまいりたいと考えております。なお、おつしやったその他の地域につきましてはさらには検討をしてまいりたいと思いますが、次の通常国会に考えておりますのは、さきに申しました十九条の該当地域についての措置を当面は考えてみたい、こう考えておりま

は、なぜわれわれが無過失責任賠償法を制定しなかったか、立法しないかということに対する答弁といたしまして、それはたとえば鉱業法とかあるいは独禁法とか原子力損害の賠償に関する法律とか、それからさらに労働基準法、国家賠償法、水洗炭業法、こういった各個別の従来の法律あるいは新しく法律をつくって、それに無過失賠償責任を規定するということしていくべきであって、公害について広範に無過失責任を規定するということは考えていない、こういうような言い方だったということふうに私は思つておるわけです。そこでお尋ねいたしますが、一休生務省は、い

そこでお尋ねいたしますが、一体法務省は、いまだこれだけの世論があり、しかもこの間總大臣は検討中だということで決して立法をすると確定的に言つたことはないと言われて言いのがされた、あるいはまた、さらに公害担当大臣の山中さんも通常国会には提案をする運びにしたいと思うというようなことを言われたことがあるようになりますけれども、ともかくもしこういう規定をつくるとすれば法務大臣の担当であります。各法規に規定するのだとすれば、私は思います。各法規に規定するのだとすれば、各大臣が担当であり、それに法務大臣が相談を受けるということが、私は立法の経過だと思うのであります。少くともこれだけの世論がありますが、少くともこれだけの世論がありますが、とにかくそういう検討中といい、あるいは来年、今度の国会で提案しようと思う、こう言うからには、その担当大臣の法務大臣が、ただいま申しましたような答弁では済まされないと思うのですが、あなたのはうでは民事局がある、民事局で検討を命じておるのですが、最初に、その点どういうふうに研究をして、どこが障害なのか、ひとつ簡単におっしゃつていただきたい。

○小林国務大臣　ただいまの畠委員のお話には私も傾聴すべきものがある、かように考えておりませんが何といったましても、公害というようなもののを横断的に一括して規定することは私はこの際適当でない。すなはち公害には種々の態様があり、また種々の程度の差があり、また過失についても証明のできるものあるいは困難なものあるいは不

可能なもののいろいろな段階があるのでありますから、今日の段階においては、私は横断的な規定をすることは適当でない。すなわち縦の関係において考えることが適當であろう。これは私は将来ずっと先のことを申しておるのではありません。いまの段階においては私が申し上げたような方法によるべきではないか。したがつて私は各省庁、所管庁に対しまして、各公害の態様について無過失責任を認める必要があるかどうかということを検討して、ひとつ法務省と一緒に検討しましよう。私どもも從来たとえば横のそういう関係ができるなか、こういうことをいろいろ検討したのであるが、いまのところは、いま私が申し上げたような結論になつておる、こういうことであります。一体無過失責任などということを初めから包括的に規定するということは、その事業が高度の危険を発生させることが初めから当然予想できる、こういうような場合には重く考えなければなりませんが、すべての企業が必ずしもそういうことは言えない。こういうようなことでいまのような考え方になつておる、さようにお答え申し上げておきまます。

○畠委員 私はその法務大臣の考えが間違つておると思うのです。私はむしろ縦割りの規制もする、縦割りの無過失責任も規定する、同時にまた、公害に限つては横割りをやらなければ、縦横で規制しなければ、あるいは被害者を救済しなければいけないと思うのです。それを、法務大臣は縦のほうでやる。しかし全部縦で網羅できますか、全部網羅できるはずはない。やはり公害に限つては横のほうで無過失責任を課する必要がある。われわれだって何でもかんでも公害を全部横割りで、どんな程度の低いものでもやろうといふのではありません。われわれが提案している無過失損害賠償についての法律案をひとつごらんください。私も何回もからずにやりましたよ。あなた方は長いことかかって、これでもあれでも、これでもあれでもというようなことと、とうとういまで何もできなかつた、こういうことだと私は

可能なもののいろいろな段階があるのであります
るから、今日の段階においては私は横断的な規定
をすることは適当でない。すなわち縦の関係にお
いて考えることが適當であろう。これは私は将来
ずっと先のことを申しておるのであります。
いまの段階においては私が申し上げたような方法
によるべきではないか。したがつて私は各省庁、所
管庁に対しまして、各公害の態様について無過失
責任を認める必要があるかどうかということを検
討して、ひとつ法務省と一緒に検討しましよう。
私どもも従来たとえば横のそういう関係ができるな
いか、こういうことをいろいろ検討したのである
が、いまのところはいま私が申し上げたような結
論になつておる、こういうことであります。一体
無過失責任などということを始めから包括的に規
定するということは、その事業が高度の危険を発
生させることが明らかに想できる、こうい
うような場合には重く考えなければなりません
が、すべての企業が必ずしもそういうことは言え
ない。こういうようなことでいまのような考えに
なつておる、さようにお答え申し上げておきま
す。

思ひのとおりです。やはりその点につきましては、横と縱で両方でやつていく、しかも全部網羅するのじゃなくてわれわれもしばりをかけております。われわれの案も、人間の健康に害のある場合、それからさらにそれが口にのぼるような米だとかあるいは魚介類だとそういうものを生産する業者の権利、漁業権あるいは農業権、そういうものだけに限つての財産権について無過失賠償責任を規定する、こういう考え方でわれわれはしぼつているのです。しかしそういう機のワクのはめ方がなければのがれてしまうと思うのです。それでは私、聞きますが、厚生大臣あるいはほかの大臣、いろいろそこに並んでおる。その大臣おののおののそういうことでやつて、いますか、どうですか。まずひとつ厚生大臣にお聞きしたい。法務大臣の言われるように、そういう法規を考えていますか。法務大臣は、みんな各大臣にまかせてあると言う。各大臣はやらない。またやろうとしたってそうなかながなこまかくやれっこない。そしたら結局、公害に対する賠償はえらいむずかしくなるのじゃないですか。

思うのであります。やはりその点につきましては、横と縦で両方でやつていく、しかも全部網羅するのじやなくてわれわれもしばりをかけております。われわれの案も、人間の健康に害のある場合、それからさらにそれが口にのぼるような米だとかあるいは魚介類だとかそういうものを生産する業者の権利、漁業権あるいは農業権、そういうものだけに限つての財産権について無過失賠償責任を規定する、こういう考え方でわれわれはしほつてしているのです。しかしそういう横のワクのはめ方がなければのがれてしまうと思うのです。それでは私、聞きますが、厚生大臣あるいはほかの大臣、いろいろそこに並んでおる。その大臣おののおのそういうことでやつて いますか、どうですか。まずひとつ厚生大臣にお聞きしたい。法務大臣の言われるよう、そういう法規を考えていますか。法務大臣は、みんな各大臣にまかせてあると言う。各大臣はやらない。またやろうとしたってそうなかなかこまかくやれっこない。そしたら結局、公害に対する賠償はえらいむずかしくなるのじやないです。

○烟委員 いま山中さんがおつしやったこと、結局無過失責任よりもさらにその前に举証責任の転換という形でやりたい、こういうようなお考えだと思います。これは大体たいした違いはございませんが、举証責任の転換というのは故意、過失の場合とそのほかに因果関係、そういうふたものいろいろあります。それは民事訴訟的な問題であります。私が言つてているのは民法の七百九条の例外として、公書に関してだけは無過失責任の賠償の規定が必要だ。举証責任の転換はもちろん必要です。その前に無過失責任についての賠償をとらせると、いうことが必要だ、こう言うのです。厚生大臣、何かそういう期待するあれはありますか。

○内田国務大臣 私のほうは、公害の発生をできるだけ少なくして国民の健康を守りたい。万一被害者が出了たならば、その被害者の立場に立ちたいということになりますから、無過失責任の方向は、私自身も前から非常に方向を考えております。しかしところ、総理大臣みずからが九月の宇宙宮の一日内閣でも、これについては検討を進めることでございますので、私はそれで非常に満足をいたしております。ただその方法につきましては、これは法務省もあり、また公害担当大臣もございますので、一日も早く検討の上、何らかの結果を得ていただきたい、そういう督促的立場にあります。

○烟委員 厚生大臣にだけ聞いてもいま程度の答弁しかできない。総理のほうに期待しているだけで、さっぱりどこの法規でどう無過失を入れるかということなんかも考え方ちやいないじやないですか。したがつて、私は時間がそれからほかの大 臣には聞かなくても、厚生大臣がその程度じやもうわかつていてる。ほかの大 臣、さっぱりそういうことは研究してない。法務大臣だけはそつちの各大臣でやつてくれ、こう言つていい。ちつとも問題を究明しようとしない。こういう状態で、通産大臣、もちろん答えを聞かなくともわかっていると思う。そういう点で私は非常に政府の態度はけ

卷之三

○烟委員 いま山中さんがおつしやったこと、結局無過失責任よりもさらにその前に举証責任の転換という形でやりたい、こういうようなお考えだと思います。これは大体たいした違いはございませんが、举証責任の転換というのは故意、過失の場合とそのほかに因果関係、そういうふたものいろいろあります。それは民事訴訟的な問題であります。私が言つてているのは民法の七百九条の例外として、公書に関してだけは無過失責任の賠償の規定が必要だ。举証責任の転換はもちろん必要です。その前に無過失責任についての賠償をとらせると、いうことが必要だ、こう言うのです。厚生大臣、何かそういう期待するあれはありますか。

○内田国務大臣 私のほうは、公害の発生をできるだけ少なくして国民の健康を守りたい。万一被害者が出了たならば、その被害者の立場に立ちたいということになりますから、無過失責任の方向は、私自身も前から非常に方向を考えております。しかしところ、総理大臣みずからが九月の宇宙宮の一日内閣でも、これについては検討を進めることでございますので、私はそれで非常に満足をいたしております。ただその方法につきましては、これは法務省もあり、また公害担当大臣もございますので、一日も早く検討の上、何らかの結果を得ていただきたい、そういう督促的立場にあります。

○烟委員 厚生大臣にだけ聞いてもいま程度の答弁しかできない。総理のほうに期待しているだけで、さっぱりどこの法規でどう無過失を入れるかということなんかも考え方ちやいないじやないですか。したがつて、私は時間がそれからほかの大 臣には聞かなくても、厚生大臣がその程度じやもうわかつていてる。ほかの大 臣、さっぱりそういうことは研究してない。法務大臣だけはそつちの各大臣でやつてくれ、こう言つていい。ちつとも問題を究明しようとしない。こういう状態で、通産大臣、もちろん答えを聞かなくともわかっていると思う。そういう点で私は非常に政府の態度はけ

しからぬと思つております。一体それじや無過失賠償責任法は出さぬといふのか、出すといふのか、その点法務大臣に聞きたい。出すとすればいつ出すのか、それをはつきり申してください、簡単でよろしい。

○小林国務大臣 私はいまの段階の話を申し上げて、この問題を解決するためには、まず、各公害担当大臣においては、この問題を真剣に取り上げてやってもらいたい、こういうことを申しておきます。

○畠委員 結局これを要するに検討中ということになるんだと思います。したがつて、政府には無過失責任賠償法をつくろうという考えはない。したがつて、われわれは今度の国会にわれわれ三党で共同提案案でこの法案をつくつてありますから、ひとつ自民党の方も十分研究していただき、修正すべき点があつたら修正にもわれわれ応じます。ひとつぜひ国民のために、泣いてる被害者のために、強大な企業のもとに泣いておる被害者を救済するために、ぜひともひとつそういう方向でやつていただきたいと思います。

○小林国務大臣　私は、ああいう最後の段階において、立案者としての私が自分の責任においてあれを直した、こういうことでございまして、あれでこの法律そのものについての効果というものは全然滅殺されておらず、こういうふうに考えております。

○畠委員　まことに官僚的な言いのがれ的な答弁だと私は思います。これではこのことを聞いておられる國民が納得しないと私は思う。時間がかかるからその問題についてはそれだけにとどめま

たらしいのじやないかと私は思う。道路交通法で運行管理者が処罰されますね、あれと同じようになります。法人が罰金を払うというのじや最高五百万にすぎないのでですから、大企業についてはたいしたことはないのです。だから、それよりも、やはりこのことを括している者とかなんとかいう者が、別に独立してやはり処罰をされるというような規定がなければざる法ではないかと思います。

卷之三

その次に私質問したしたいことは、今度の政府案の公害罪が、いま言つたような「おそれ」を除いたということ自体が、すでに大きな骨抜きだと私は思っています。法律的に見て、私も弁護士で

限定的であり、かつ形式的であるということにおいて、やはりなかなかそれがそのまま作用しないことが多いのではないか。たとえば種類の違つた異種複合の場合の公害については、この推定の相

九九 · 48

定は働かないと思します。さらに、同種の複合公害におきましても、たとえば煙突を今まで四本立てておった。ところがもう一つ企業が建つた。今まで四本の場合には、四日市の場合のように、そんなに被害は出なかつた。ところが、五本目になつたら、五つ目の工場が建つたら、結局量的に多くなつて、それが同じ種類の複合公害として公害結果を発生する。同種複合の場合、こういった場合にも若干問題点があるのじゃないか。こういう点で、第二にざる法であるといえるのじゃないか、こう思います。

それから第三番目には、公害というものは長期にかつ継続的に排出される結果でありますから、企業内に担当者が交代あるいは転勤といふある得る。事実行為者が交代あるいは転勤といふことが予想されるわけであります。そうなつた場合に、従来の共犯理論をどのように適用することができるか、非常に私は問題だと思っております。

それから第四の問題といったしまして、企業が排出基準を守つておりさえすれば免責をされるというような解釈があると聞いております。そういうふうな明文を設けるという財界の圧力があつたそうであります。しかし實際は、基準さえ守つていればそういうことになりませんから御安心くださいといふことで、それで解釈でこれはいく、こういうようになつてている由であります。そうだとすれば、そういうところが違法性阻却をされればますますざる法になる可能性がないか、こういうことがあります。そういうことを考えますと、全く見せかけだけで、政府のほうはこれだけ公害罪をやりました、規定しました、世界で類のない、世界に冠たるもので、こういったようなことを総理もこの間言われたけれども、また大臣も言われたと思いますが、私は、これは見せかけ

うようなことを言つて説得して歩いたという話
新聞に出でておりますが、それが事実とすれば、

からね。そうだと思うのですよ。それを加えること。

それから、さらにまた食品公害が落ちていてますね。カネミの事件だとか、あるいはサリドマイド事件など、いろいろな事件が起っています。

えをひとつとめて大臣に答弁願いたい。
○小林国務大臣 私は前提として申し上げます
が、二つ、一は法律が要るほど公害の問題が深刻で

あつた、したがつてこういう法案を用意しようと思つたのはことしの四月でござります。その間に

いろいろ検討してこういう成案をまとめたということでありまして、むろん不完全であり、場合によれば、まことにやうな点は私には欠陥はある、こ

ういうことはもう初めから認めております。しかし、この法案ほど——こんな法案はけしからぬ、

きびしお過ぎる、こういう批評が一方からあり、また一方からは、こんなものは意味がないという批評もある、こういうことで、この法案ほど両極端

な批判のあるものは私はそうないと思うのであります。私どもも、いまおっしゃるような、ある

いは管理責任者を置けとか、あるいは複合はどうだとか、いまおっしゃったような欠陥はある程度ございます。しかし、こういうことは、いまのよ

うな成案の前提からいたしまして、私どもは一べんにこれを整備しようというのは無理だ、何もこ

これが完成した法律とは思わないものでありまして、これからまた皆さんとも相談して、漸次これを改正する、改良していくものにしていきたい、か

ような考え方を持つておりますから、その点をひとつ御了承願いたい。いまおっしゃったようなこ

とにかく、ある程度の欠陥があることは私どももよく存じております。

点、その点は評価しないでもないだけです。しかし、相当いろいろ欠陥があると私は思うのです。そ

ことで、われわれ二党のほうでもいろいろ検討した
しまして、先ほど来問題になつております「おそ
れ」を削ったのを逆にまたも戻す、これは法
務大臣自身は、考え方はおそらく個人としては贊
成だと言われるかも知れぬ、自分で出したのです

それから、さらにまた食品公害が落ちていますね。カネミの事件だと、あるいは森永ミルクの事件だと、事件だと、あるいはサリドマイドの事件だと、こういったような問題。食料品あるいは薬品、こういった公害についての処罰の規定が私は落ちておると思うのです。これは政府案の範疇には入らぬということだと思いますが、さらにそれと別に追加をして——これは非常に問題になっている点が多いのですから、したがつてこれはこれとしてさらに追加をして、やはり公害罪としての一つの範疇として処罰規定に入れることが必要だというふうに考えまして、われわれは修正案をこの二点について用意をいたしております。われわれも非常に遠慮しております、そんな間口を広げようといううねばれた考えはない。したがつて真剣に——国民が期待しているのですから、政府もまた自民党の諸君も、ぜひとも前向きにひとつ検討してもらつて、りっぱなものをつくりたい、かようと考えているわけです。

な問題であります。つまり、何らかの発生から応集、運搬、そして最終処分、この一連の作業となるものは、どこをとつても問題だらけであります。

つまり、このプラスチックといふものは、燃やせば塩化水素ガスが発生します。非常に有毒でござります。また同時に、ものすごい、異常な高熱を発するわけでございまして、いまごみ焼却炉の中の金属性パイプあるいは鉄筋など、あるいはれんがなどが次々といためられ、腐食したり詰まつたりして、ほんとうに次から次と焼却炉がこわされ

ていつている始末であります。いま全国に市町村のごみ焼却炉は二千四十六カ所ござります。こと

しも百七十数カ所でできることになつておりますけれども、できる反面、次から次とこの焼却炉がだめになつていいいる現状であります。

現在、一般廃棄物、いわゆる家庭から出るごみの量は、一日に六万二千トンでございます。その

せまは、うちに焼却処理ができるのはわずかに二万二千九百五十九トンということになります。約三万トンですね。一般家庭から出るごみというものの

は、ほとんどが焼却できる内容のものでございま
すけれども、施設が少ない、つまりごみ焼却炉が

少ないために、それを消化する能力がないといふことで残されているわけです。ましてや、いまのようなプラスチック類等ができる、このように発

却炉がだめになつていくことになれば、これは重大な問題であります。まあ市町村の最大の

悩みといつても過言ではないでしよう。これに対しても厚生省としては、一体どのような対策を立てようとなさっているのか、まずお伺いいたします。

○内田国務大臣 今日ごみといわれますものの中身や考え方はすっかり変わりまして、プラスチック

ク廃棄物等が非常に大きな課題になつてしまひましたことは、大橋委員御指摘のとおりでござりますが、今までの清掃法の法体系、仕組みという

紙ものが、もっぱらそういうものを予想しない家庭排出のごみあるいは尿尿処理というようなことだ十分なごみ、二つ目、七箇所(いわゆる御旨

に
け
る
に
て
こ
そ
し
ま
し
た
の
で
、
こ
の
際
に
か
れ
た
人
が
被
害
さ
れ
た
の
を
全
部
法
体
系
の
中
に
取
り
入
れ
ま
し
て
、
産
業
廃
棄
物
に
つ
い
て
の
処
理
の
体
系
、
あ
る
い
は
製
造
者
の
責
任
と
い
う
よ
う
な
こ
と
ま
で
、
あ
る
い
は
ま
た
さ
ら
に
国
な
り
都
道
府
県
と
い
う
よ
う
な
も
の
も

この処理に協力する、あるいは場合によつては都道府県等は、みずから従来にないような産業廃棄物の処理施設をつくつていただき、それを国がまた助成するというような仕組みまでも取り入れたのはそのためでございます。

私どもは、法律だけでこの問題が解決するとは思ひませんので、今度の御改正を願う法体系の運用を通じまして、これに対応いたしてまいる所存でございますが、しかし、そのほかにも技術的な問題につきましても、処理の技術あるいはプラスチックそのものが、処理しやすいようなそういうプラスチックとして生まれ出るようになりますが、法律だけではございませんので、法律によっても検討をさせておる中でござります。

○大橋(誠)委員 私は、この法律を読みますと、

第三条の一項にあります「事業者は、その事業活

動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行なうこ

とにによりその減量に努めるとともに、物の製造、加

工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に

係る製品、容器等が廃棄物となつた場合において

その適正な処理が困難になることのないよう努めなければならぬ。」こういう確かに一つの努力

規定期は示されておりますが、じゃ、具体的にどう

やって規制するのか。そのようにおっしゃいます

けれども、厚生省は先般ヤクルト容器の許可を

やつたじゃないですか。これはどういうことです

か。

○内田国務大臣 大橋議員が申されるとおりであ

り、また私が申したとおりでございますが、しか

しへプラスチックの生産をとめてしまつてのこと

は、プラスチックといふものは今日の国民生活に

もならないプラスチック類のごみに対しても、い

ま申し上げましたような重大な問題が起こつてい

るわけですが、これに対する具体的な対策があるのか、こう聞いておるわけでございます。

○内田国務大臣 いま申しますように、現状は、

大橋さんが御指摘になりましたような一般のごみ

と一緒に処理しておりますために、非常な弊害を

起こしております。また、埋め立ていたしまして

も、これがバクテリア等によりまして腐食をいた

しませんので、非常に不安定な埋め立てになつて

いるという現状のままでございますので、それの

処理体系といふものは立つておらない。市町村に

やれと言いまして、市町村には十分な能力がない

と思ひますので、都道府県みずからが広域でそ

ういう産業廃棄物の処理もできるし、また排出者

みずからも、主として事業者でございますが、そ

ういうものの責任としてこれの処理の方法もとら

せ得るような体系をまづつくりまして、そして私

が申しましたような、技術的に未解決の部分がたくさんございます。これはだれがやりましても技

術的に未解決の部分がありますので、その処理

の技術、そしてプラスチックそのものが処理しや

すいようなプラスチックとして生まれ出るよう

な、そういう新しい道も検討をさせておる最中で

あります。

○大橋(誠)委員 いまの市町村の二千四十六カ所

の焼却炉がもう次から次にだめになつていいつてい

るわけですよ。これは厚生省の専門家の人に聞い

たのですけれども、このままの状態でいつたら数

年後には全滅するのじゃないかと言つております

。これに対して何かはつきりした手を打たなければ

これはどうにもならぬ。産業界はこうしたプラ

スチック製品について、どんどんそれを出そう

と、いう態勢が整つておりますよ。これが次から次

に出てきたらどうなりますか。よろしいですか。

○内田国務大臣 大橋議員が申されるとおりであ

り、また私が申したとおりでございますが、しか

しへプラスチックの生産をとめてしまつてのこと

は、プラスチックといふものは今日の国民生活に

もならないプラスチック類のごみに対しても、い

ま申し上げましたような重大な問題が起こつてい

るわけですが、これに対する具体的な対策があるのか、こう聞いておるわけでございます。

○内田国務大臣 いま申しますように、現状は、

大橋さんが御指摘になりましたような一般のごみ

と一緒に処理しておりますために、非常な弊害を

起こしております。また、埋め立ていたしまして

も、これがバクテリア等によりまして腐食をいた

しませんので、非常に不安定な埋め立てになつて

いるという現状のままでございますので、それの

処理体系といふものは立つておらない。市町村に

やれと言いまして、市町村には十分な能力がない

と思ひますので、都道府県みずからが広域でそ

ういう産業廃棄物の処理もできるし、また排出者

みずからも、主として事業者でございますが、そ

ういうものの責任としてこれの処理の方法もとら

せ得るような体系をまづつくりまして、そして私

が申しましたような、技術的に未解決の部分がた

くさんございます。これはだれがやりましても技

術的に未解決の部分がありますので、その処理

の技術、そしてプラスチックそのものが処理しや

すいようなプラスチックとして生まれ出るよう

な、そういう新しい道も検討をさせておる最中で

あります。

○大橋(誠)委員 生産の立場からはある程度とめ

るんだと言わされました。今度の法律案ではそれは

どこになつておるのです。どの程度までそれを規

制しようとしているのですか。

○内田国務大臣 いま申しますように、とめて

しまつことはできません。

とめてしまうことはできません。

これは農林大臣どうですか。私の調べたと

ころによりますと、農林省はポリエチレン化推進

のためには、農林省のほうは推薦していま

すよ。これは農林大臣どうですか。私の調べたと

ころによりますと、農林省はポリエチレン化推進

のためには、農林省の

てみたいと思うのですが、十六条の規定に違反した者は、五万円以下の罰金だということであります。これは一般廃棄物も産業廃棄物も同じ五万円だということですが、産業廃棄物のほうは一般廃棄物よりも、中身にしても量にしてもかなり問題があるわけですが、これを同一視したのはむしろ量刑の不公平ではないか、つまり正義に違背する、私はこう思うのですが、これは警察庁の方に答えてもらいたいと思います。

○大橋敏(委員) それでは厚生大臣。

○内田国務大臣 実は、これは両方とも五万円といふことに一応なっておりますが、実は五万円だけではございません。産業廃棄物につきましては、都道府県知事が事業者に対して回収命令をすることはできることになつておりますが、その回収命令を発してそれに従わなかつた場合には、別に「六ヵ月以下の懲役又は五万円以下の罰金」こういう規定がございまして、一般のごみ処理、屎尿処理などとは違う重い、重刑の規定がござります。そのことをもお含みいただきたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 時間がないので、最後にもう一言……。

○加藤委員長 大橋君に申し上げます。あなたの持ち時間が過ぎました。

次は西田八郎君。

○西田委員 私は、主として大気汚染と水質保全に関する施策についてお伺いをいたしたいと思ひます。それが、その前に山中総務長官と佐藤経企庁長官にお伺いをいたします。

日本の公害対策が世界に冠たるものである、こういうことで非常に危険に落とされているのでありますけれども、私は、公害対策が世界に冠たるといふことは、それだけ日本の環境が破壊されると、今日のようにならぬと思ひます。特に、日本が

自他ともに認める経済大国として発展してきた今日におきまして、むしろこれは恥ずべきことであります。しかしながら、いま出しておる法律が、任であるというふうに考えるわけであります。それが完全であるとは私も思つておませんのういう意味から、この公害対策というような消極的な姿勢ではなく、野党三党が共同で提案をいたしております法案の趣旨にもありますように、私はあくまでもこれは環境を保護する、あるいは環境を保全するという立場でなければならぬと思うわけであります。

特に、今回提案されました諸法案をながめてみましたときに、昨日の山中長官の答弁の中でも見られますように、不備な点が非常にたくさんあるということであります。このことは、昨日この委員会を傍聴されました傍聴の方の中にも、非常

に失望したという発言が新聞等にも掲載をされております。これは一にかかつて政府にその自信がない、このことを示したものではなかろうかと思ひます。その点について、最初に山中長官からまず政府の姿勢についてお伺いをいたしました。そこで、この点についてお伺いをいたしましたが、その点について、最初に山中長官からまず政府の姿勢についてお伺いをいたしました。

○山中国務大臣 ただいまの御見解は、私たちもがいに否定できない立場にございます。すなわち、公害対策に対する処理法案が世界に冠たる内容であることについては、私もある意味においてはそのとおりだと思いますが、そういうことをせざるを得ない環境を持っておるということは、私たちは世界に誇ることではない。したがつたときにはどうするかという議論から入つてゐる。しかし、諸外國においては、まずその以前の人間の生存あるいは生存のために必要な環境というものから入つてゐる。その点を、自分たちは謙虚に反省をしたいということを昨日申しました。

しかし、不備な点が多いというのは、私とトレイン委員長の会談の際に、日本の法制は非常に整備されているという話があつたときに、その法制をこまかく見ると、ずいぶん抜け穴がある、そこを

自分でセメントを詰めるためにずいぶん努力をしました。すなわち、公害防止の施設といふものは、本来生産のための収益に貢献する特定の施設ではないわけでございます。しかし、それを施設しない企業といふものは、今後その地域において存続されることがあぶくなる、すなわち、存在すら否定される可能性の環境といふものが無視できなくなりますから、場合によつては、現実に生じておりますから、場合によつては、現実に生じます。

○西田委員 そこで私の心配されることは、補完されいく過程におきまして、また新しい問題が出てくるというようなことが考えられるわけであります。したがつて、私はこの公害問題を、一応の政府のきめた基準なりあるいは規制措置というものが順守されるまでは、生産活動もある意味においては停止せざるを得ないのでないかと思うわけであります。なぜならば、この生産活動、いわゆる技術の開発もまた科学の進歩も、すべて人間のより豊かな生活、より快適な生活をなすために行なわれておるんだと思うわけであります。そういうことから考えました場合、その生産のためにみずから首を縮める、こういうようなことがあります。

○佐藤(一)国務大臣 御存じのように、新経済社会発展計画では、その主要な課題として公害の問題を大きく取り上げております。そういうことも企業に課せられるのではなかろうか。基本的には私も同感でございます。

○佐藤(二)国務大臣 御存じのように、新経済社会発展計画につきましては、前回も御指摘がありましたが、公害という文字の使い方が、率直にいって少ないというお感じをお持ちになるかと思うのであります。あれは国土開発の見地からやつておりますが、あれは自体全体がむしろ公害のための国土の再編成である。こういう考えをわれわれ持っております。昨年の五月に決定されたものであります。すでに公害問題を相当十分に議論して決定されたものであります。しかし、もちろん今後長期にわたる見通しでございますから、その他の面についていろいろと実際に合わない点も出でたりすることもあるうと思います。そういうことで、事態に応じて強力的に対処

するつもりであります。

○西田委員 それでは、そういうことが新全総の中にも組み入れられておる、あるいは経済社会発展計画の中にも入つておるということであるとするなり、昨日の佐藤経企庁長官の答弁の中に、環境基準を定める場合あるいは排出規制をする場合には、この総合計画も加味している、こういう答弁がございました。しかし、これらの有害物質の規制であるとかあるいはまた環境基準をきめるということは、そうした政治的配慮ではなく、むしろ生態学的な視点からこれをとらえて、かくあるべき姿というものをつくり出すということが正しいのではないかと思うわけであります。

そういう点について、今後一定められた環境基準なりあるいは排出規制が、新しいものが出でなければ別でありますけれども、これを手直しすると、いうようなことは行なわないかどうか、あるいはさらにもつといろいろな科学技術の発達によって、ほんとうの自然に返す形にまで持っていくといふ意思があるかどうか、この点をお伺いいたしたいと思います。

○佐藤(一)国務大臣 おそらく御指摘の点は、いわゆる水質保全その他われわれがいま取り扱つて

いる問題は、人の生命、健康、これはもちろん基本的に一番大事でございますけれども、その維持、これは問題にならない当然のことでありますけれども、さらに進んで、環境の保全について広くわれわれは注目しなければならない。そうして

御存じのように、生態学というようなものも発達してきた今日でありますから、單に人に直接関係のある部分だけじゃなくて、あるいはわれわれを取り巻く動植物の生育、そういうようなものの環境の維持、こういうところまで含めて、人と自然の関係全体を、いわゆる自然のあるがままの姿といふ、自然の循環する姿というものを保持する、こういうところまで広げて考えろ、こういう御趣旨であろうと思うのであります。

生態学というのは確かに確立はしておりますが、まだまだこれから発達する学問のように私も

聞いております。われわれとしても今後そうした成果は、十分に取り入れていく必要があると感じております。ただ、現在の環境基準の設定にありますように、われわれとしては、今日でき得るデータをできるだけ集めまして、そして、たとえば人間の生命ばかりではない、そこに住む魚も十分に生きていけるように、こういうことを頭に置いて環境基準の設定を行なつております。そういうことで法律を改正しましたから、さしあたっては、直接には考えておりませんけれども、今後の方面の発達に従つて、適当な時期にまた手直しをすることが起こるかもしれません。そういう点についてはやぶさかでないつもりでございま

す。

○西田委員 それでは重ねてお伺いしますが、そうちした政府の考え方に基づいて環境浄化あるいは公害対策を進められることによって、いわゆる地點その他を復元することはむずかしいと思ひますけれども、本や大気が一体昭和何年ごろに復元さ

れるのか、現在よこれでておる川、そしてまたよこ

れておる海、よどれておる大気、こうしたものがあ

だけではとてもいかぬということで、地方の府県

にも権限を委譲いたしまして、そして全面的に地

域の指定を解き放つて、全部の地域についてこれ

の考え方を拡充していく、こういう考えに立つた

わけであります。

○西田委員 大体、昭和何年ごろかと聞いておる

のです。昭和何年ごろに復元するかということです。大体三十年とか二十五年とか、そういう見通

しは持つておられないのですか。

○佐藤(一)国務大臣 経済成長との関係等もございましょう。いま私どもが、何年という目標を

置いて立てる必要もないと思うのであります。私たちとしては極力これの拡大を防ぎ、それから現

在までの事態の改善をはかるということで、個々のものについて具体的に現実的な対策を立ててま

す。大体三十年とか二十五年とか、そういう見通

し上げようと思います。

実はあのときにも、下水道法において政令が定められていないじゃないかということであります

が、これは昭和三十三年四月二十四日に法ができ

て、施行はその翌年にされております。ところ

が、その当時における下水道の状況ははなはだ

貧弱でございまして、国の補助額はわずか十億に

ようより達した程度でございます。各都道府県の

うちの市町村が単位であったので、これが非常に

意欲的ではなかつた。ようやく最近になりまして

漸次事業量も、それからまたこれに対する関心も

ます。しかし、全国の公共用水域の浄化のために

は、何としてもやはり下水道を整備するということが緊急の要務であろうと思います。日本の下水

をあわせて考えての上のことでございます。もちろん国全体といたしましては、今まで御存じの

ように地域の指定制度をとっておりましたから、全国すべての地域というわけではございません。

また、今日まだ汚染されていない地域が今後拡大されるおそれがございます。そういうことを考えますと私たちとしては、単に五年というようなこ

とでなく、長期にわたつてこの問題に取り組む必要を認めています。

そういうこともございまして、今回、中央政府だけではとてもいかぬということで、地方の府県

にも権限を委譲いたしまして、そして全面的に地域の指定を解き放つて、全部の地域についてこれ

の考え方を拡充していく、こういう考えに立つた

わけであります。

○西田委員 大体、昭和何年ごろかと聞いておる

のです。昭和何年ごろに復元するかということです。大体三十年とか二十五年とか、そういう見通

しは持つておられないのですか。

○佐藤(一)国務大臣 経済成長との関係等もございましょう。いま私どもが、何年という目標を

置いて立てる必要もないと思うのであります。私たちとしては極力これの拡大を防ぎ、それから現

在までの事態の改善をはかるということで、個々のものについて具体的に現実的な対策を立ててま

す。大体三十年とか二十五年とか、そういう見通

し上げようと思います。

実はあのときにも、下水道法において政令が定められていないじゃないかということであります

が、これは昭和三十三年四月二十四日に法ができ

て、施行はその翌年にされております。ところ

が、その当時における下水道の状況ははなはだ

貧弱でございまして、国の補助額はわずか十億に

ようより達した程度でございます。各都道府県の

うちの市町村が単位であったので、これが非常に

意欲的ではなかつた。ようやく最近になりまして

漸次事業量も、それからまたこれに対する関心も

ます。しかし、家庭排水、あるいは農業排水等も含めて、

その汚濁度を高めるための負荷割合というものが

持つておられます下水道事業の動向の中にも明記されています。

特に東京等におきましては、家庭排水の負荷率が五六%というような高

い率になつてきています。

こうした状態から考えまして、これから下水道整備というものは、非常に重要な問題の一つになつてくるわけであります。建設大臣はこの下

水道整備についてどのようなお考え方を持っておられるのか、現在までの五年計画をそのまま堅持していかれるのか、あるいはもっと早くそれを

達成するための努力をされるのかどうか、そういう点についてひとつお伺いをしたいわけであります。

○佐藤(一)国務大臣 もちろん人の生命、健康に

関する点については、われわれは直ちに規制を実施いたしております。そういうことで、絶対にそ

の方面の事故の起こらないように、今後は、問題は

実行でございまして、いわゆる監視体制を強化し

つつ基準の実現をはかつてまいります。

それからまた環境基準につきましては、率直に申しまして、現在すでに相当汚濁の著しいところ

もございます。そういうこともございまして、あ

り思いますが、まず水質保全についてであります

す。

有害毒物その他は、工場の排水を規制すること

高まりまして、現在国の補助金額が三百六十五億円となりました。そういうところに達した段階でございます。御指摘のとおり、公害のうちこの水質、人間生活に關係ある水の問題は非常に重大な問題であり対応できないということで、四十六年度を初年度とする新しい第三次五ヵ年計画を策定し、これをいま予算折衝中でございます。この金額は五ヵ年で二兆六千億と想定しております。これは、実は経済社会発展計画で与えられておるワクは二兆一千億円よりないのです。これじやとうといけないというので、予備費の五千億をくずして入れるということを要請しております。これが大体でございました場合に、先ほど御質問があつたようあります。四十九水系が全部これで環境基準が満足されるかなどと、できません。このうち二十五水系は、五年間でこれが大体完成するわざわれの計画であります。二十四水系は、さらに三年延長しましてからなければならないという状況でございます。この二十五水系を五年間でやるために、約一兆六千数百億かかります。

○西田委員 この際、特に建設大臣にお願いをいたしておきたいのは、いまも答弁の中にありますたように、法の改正によりまして公共用水の指定水域という規定がなくなります。そうしますと、全国的にすべてが公共用水としてその環境基準を守らなければならぬということになりますが、そななりますと下水道計画のほうも、要するによごれたところからというよりも、むしろ政治的に力があるところから先にやっていこうというようなことになつては、私はこの下水道計画というものが水泡に帰してしまうと思います。したがつて、やはり当初考えられましたように、現在指定水域になつていてあるいは指定水域になつてないところが、どうしても、公共の用に供して非常に重要な役割を果たしている、たとえば水源地である湖であるとか、そうしたような点についても、その周辺の下水道整備に十分の配慮をいただきたいと思います。

ては、ほぼ見通しが立つておると申し上げてい
らないかと思います。低硫黄原油を輸入いた
しますことが一番よろしいわけで、各業者もそれ
はいろいろ苦労しておりますけれども、これには
やはりどうしてもあなた頼みのところがございま
すから、同時にやはり脱硫へ重点を置くといふこ
とが、一番自主的にできることでございます。
そこで直接脱硫、最初ちょっとつまづきがござ
いましたが、このころはまずいけど現実に工
程に入れまして、いそぞうだということになつてしま
りまして、いま直脱、間脱合させて三十七万バー
レルほどの施設がございますが、四十八年度に大
体七十万バーで余りにこれをしていこうという
わけでありますけれども、これは幸いにして石油
業法で設備が許可制になつておりますので、その
際に私ども脱硫装置をつけることと、低硫黄原油
の入手についてそれを確保すること、そういう二
つの条件をつけておるわけでございます。
大体いま私ども考えておりますのは、四十八年
度でおそらく燃料の合計が約一億八千万キロリッ
トル余りでございますが、そのうちで脱硫が四千
万キロリットル以上はできるだろう、低硫黄を少
し控え目に見て二千数百万キロリットルくらいに
思つておるわけでございますが、まずやつていて
るというふうに考えております。

尼崎の発電所が、どうにもならないような硫酸ガスを発生しておる。しかし、電力の需要を満たすためには、供給のためにどうしても発電しなければならぬというような問題も、具体的には出てきているわけであります。そういう点について、この四十六年、七年のいわゆる経過的な措置をどういうふうにお考えになつておるか、そしてそれが国民の生活、市民生活に悪い影響を及ぼさなくてはいいようにできるのかどうか、この点をひとつお伺いいたしたいと思います。

○宮澤国務大臣 もう少し詳しく申し上げますと、実はこれは年度ごとに計画をつくっておりまして、逐次平均の硫黄含有率を落としていくという計画になつておるわけでございます。そして地域のほうは、一番過密の地域、そうでない地域と幾つかに分けておりまして、過密の地域に重点的に低硫黄のものあるいは脱硫したものを受けしていく、こういう計画になつておるわけであります。

そこで、いまの尼崎のような問題は確かにございまして、関西電力は来年かなり実はあぶないと申しますか、供給体制に不安がありますので、あそこにはやはり低硫黄を一番重点的に分ける、こういうことを考えておるわけでございます。

○西田委員 もう与えられた時間があと一分になりました。したがつて、御質問を申し上げて答弁をいただいておる時間がありませんので、関係各大臣に要望をいたしておきたいと思います。

私は、公害問題はやはりやるという姿勢でなければ何もできないと思います。これはすべてでありますけれども、いまやはり一番苦しんでおるこれらの方々の被害者、それに生産活動のために、言いかえれば資本のあくまでも利潤の追求のために犠牲になつておる国民大衆を救うためには、何としても政府の姿勢を正す以外にないと思います。そういう意味で、ただいま答弁がありましたがあまりましたが、多少不満な点もありましたけれども、今回いろいろな形でこうした国会が、公害国会と銘打つてのこの国会が開かれましたことに従事して、ひとつ十分なる対策を立てられんことを、またそのつもりで実施

尼崎の発電所が、どうにもならないような硫酸ガスを発生しておる。しかし、電力の需要を満たすためには、供給のためにどうしても発電しなければならぬというような問題も、具体的には出てきているわけあります。そういう点について、この四十六年、七年のいわゆる過渡的な措置をどういうふうにお考えになつておるか、そしてそれが国民の生活、市民生活に悪い影響を及ぼさなくていいようにできるのかどうか、この点をひとつお伺いいたしたいと思います。

○宮澤国務大臣 もう少し詳しく申し上げますと、実はこれは年度ごとに計画をつくつておりますとして、逐次平均の硫黄含有率を落としていくという計画になつておるわけでございます。そして地域のほうは、一番過密の地域、そうでない地域と幾つかに分けておりまして、過密の地域に重点的に低硫黄のものあるいは脱硫したものを受けている、こういう計画になつておるわけであります。

そこで、いまの尼崎のような問題は確かにございまして、関西電力は来年かなり実はあぶないと申しますか、供給体制に不安がありますので、そこにはやはり低硫黄を一番重点的に分ける、こういうことを考えておるわけでございます。

○西田委員 もう与えられた時間があと一分になりました。したがつて、御質問を申し上げて答弁をいただいておる時間がありませんので、関係各大臣に要望をいたしておきたいと思います。

私は、公害問題はやはりやるという姿勢でなければ何もできないと思います。これはすべてでありますけれども、いまやはり一番苦しんでおるこれらの方々の被害者、それに生産活動のために、言い換えれば資本のあくなき利潤の追求のために犠牲になつておる国民大衆を救うためには、何としても会を開かれましたことに従事して、ひとつ十分なる対策を立てられんことを、またそのつもりで実施

されんことを強く要望いたしまして、質問を終わわります。(拍手)

○加藤委員長 午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時五分開講

○加藤委員長 休憩前に引き続き連合審査会を開きます。

質疑を続行いた

田本社会党をめぐる(前)

あらかじめ予定をいたしておりました土壤、農業政策の問題にしばつての質問の前に、緊急に、本朝の新聞におきまして発表せられております沖縄の攝政

カズの拙文の問題につきましては、山中総理府長官の御答弁をお願いいたしたいと思います。

るということが一齊に報道せられております。しかもこの問題は、すでに国会におきまして中曾根

防衛廳長官、山中總理府長官におきましても、お子

くと翌来年の「一月ごろまで」には沖縄の全面暴力不撤去はできるだろうという御答弁をせられて いる

わけであります。が、実に二年後にわたってこの問題が引き延ばされると、いうことについて、政府は

一體どのようなお考えを持つておられるのか。こ

の際 アメリカ政府に対して、沖縄の住民はもとより、日本国民の総意として、このような長期に

わたらきわめて危険な毒ガスの撤去について、早急に撤去の時期を早めるような要望をする決意が

あるかどうか、まずお尋ねをいたします。

○山中國務大臣 私が答弁いたしております範囲
は、中曾根防衛庁長官訪米のあの私の聞きまし

た範囲、並びに外務大臣を通じて承っておりま
る範囲を前提として見通しを申し上げておるわ
た

でありますて、今回の問題につきましてリアルで

宝防長官が現地時間四日、日本時間では五日午前一時、そのような内容の発表をいたしていること

も事実であります。なお、当初百五十トンの輸送開始をやる、しかしながらジョンストン島に対する議会の了解がない、しかしそれは、議会に対しては陸軍省の判断をもとにして、軍の判断をもとにして、国防長官の責任において踏み切ったんだという意味のことがついておるようであります。が、さらにジョンストン島において受け入れの施設がやはり要るようであります。その施設をつくるのにやはり時間がかかるので、その間少し延びる。しかしながら、結論的にいえ、復帰前においては完全に沖縄から毒ガスを撤去するということも言つておるようでございます。

政府としては、それらの点を踏まえて外務大臣とも、防衛廳長官がちょっと見つかりませんので、事務次官とも相談を緊急に本朝來いたしておりますが、今日までも要請してきたところを引き続きさらに、現地住民の不安は私どもの想像を絶する不安があるわけでござりますから、それらの措置についてなるべくすみやかに終了するよう努力を要請をしていきたいと存ります。

○田中(恒)委員 ただいまの答弁ではまことに不明快でありますので、私は重ねてこの際、政府が直ちにアメリカ政府に對して毒ガスの早期撤去について重ねて要求をしていく、こういう姿勢を維持必要があるかと思います。御承知のように、公害の中で政治公害というものが今日いわれておりますが、その焦点は基地公害であります。しかもその基地公害の何といいましても中心点は沖縄であります。この沖縄が本土に復帰をするということがいわれておりますこのさなかに、毒ガスの問題一つまだ解決されていない。このことについて私は沖縄島民はもとよりでありますけれども、日本国民全体が今日の佐藤政府のアメリカに対する姿勢に不安を感じておると思うのであります。ですから、ぜひこれは国民的要望として、佐藤政府を進めるよとおっしゃるわけでありますから、早急にこの毒ガス撤去の問題についての期間を

す。そこで、なお沖縄の基地公害につきまして若お尋ねをいたしておきますが、毒ガス撤去の間をめぐっては、新聞の報道するところによりますと、現地における輸送道路等がたいへんにござり、これらの舗装もしなければいけない、万二事故があつたらどうなるのか、こういう問題が報されておるわけあります、これら問題について日本政府は一体どのような形でタッチをしていくのか。万一事故があつた場合にといつたよなことはあり得べきことではないわけでありますので、これらについての処置をどうお考えになか。あるいは今後沖縄の復帰に伴いまして、企誘致というものが積極的に進められる、こういふ話もあるわけであります、この企業誘致に伴石油公害に對してはどのような処置をせられるか。あるいは現地において一番大きな問題になります驅音公害など、沖縄をめぐる公害にしてどのような方法と方針で處理されていくかこの機会にあらためてお聞きをいたしておきたと思います。

自らの不安全としているものに、事柄が直ちに人の心を危険を及ぼすものでありますだけに非常なものござります。琉球政府としては、学童、学校その他対策は文教局、あるいは周辺住民等の問題については何局、あるいは道路のただいま言わわれたような問題等については建設局とか、いろいろと各局ごとに、撤去に伴う危険というものを纏自体として最大限措置するための手順あるいは分担等も定めておられるようございます。これに対して本土政府のほうでさらに対応申上げられる、しなければならない点があれば、協力をしむものではございません。

さらに、基地の問題に関連をいたしましての地公害の問題、並びに現在進出をいたしております石油産業に対する公害の問題でありますか、繩のあの美しい空や海あるいは緑のサンゴにて、本土並みみたいな公害を、本土並みといふ

とばで沖縄に及ぼすことは絶対にあり得はならぬと考へます。しかしながら、現在の立地しておる状況を見ますと、勝連半島をちょっとと遠く隔てました平安座島のガルフという問題は、直接住民の周辺に近接いたしておりません点でやや異思すると思いますけれども、エッソ並びに東洋石油等は明らかに最も人口の密集した中城湾の沿岸に位置しておるわけであります。これらの企業が内地の教訓をもとにして、あるいはまた国際資本でありましても、それらのものを私たちが琉球政府に滞留なく実資料等を連絡することによって、それらの立地に伴う密集地域の住民の被害が起こらぬよう、あるいは石油公害等の私たちが予想するような事態が沖縄においては初めから防げる措置を講ずるために、いまでも努力をいたしておりますが、さらに努力を重ねていきたいと考えるのでございます。

思ひますので、私の予定をいたしております土壤、農業の問題について、関係大臣に御質問をいたします。

まず、山中長官に御質問いたしますが、今回の公害基本法の改正の中で、公害の定義に新しく土壤汚染を追加をされたわけであります。ここで規定されております土壤とは、すなわち宅地、林地、農用地を含むものと解しておりますが、現実に出されました土壤汚染法は農用地に限定をせられております。なぜ農用地に限定をしたのか、こ

の理由をまずお尋ねをいたしたい。

汚染を加えましたことはそのとおりであります。それは今後予想される事態等についても、土壤汚染という概念は相当広く考えられるつもりでありますけれども、さしあたりは農用地といふものを指定をいたしましたのは、農用地はその土地に栽培されるもの、すなわち農作物を人間が食べることによつて人体に被害を与えるおそれのあるものが、いわゆる土壤の有害物質の汚染の媒体としてとらえなければならないだろう。これは緊急を要することだということで、さしあたりカドミウムをとらえ、さらに銅、亜鉛等をとらえていく旨は農林大臣の答弁のとおりでございますが、今回の農業取締法の一部改正等でも、やはり林野その他に対する農薬の散布のしかたとか、あるいは一般のそうでない地域に対する農薬等の影響等も念頭に置いて法律がつくられておりますので、今後典型的公害の土壤汚染が、さらにただいまお示しになりましたようなところの土壤に、どのような形で法律として立法できるかどうかについては、さらには山菜であるとか、こういう庶民の食品に該当するものが今日たくさんつくられております。さらにこれから日本の農業の方向といふもののは、農作物と同じようシリカであるとか、あるいは山菜であるとか、こういう庶民の食品に該当するものが今後たくさんつくられております。は、だんだん林地に向かって新しい開発の目を持たなければいけない今日、農薬の空中散布と関連

いたしまして、やはり林地における土壤汚染の問題がたいへんやがましくなってきておるわけあります。そういう段階においてあえて農用地における土壤汚染等に関する法律という形で出すことによって、今後林地や宅地等を追加をしなければいけないと、いうときになつた場合に、どういう形でそういうものをつけられるのか。何も農用地というものを法律の前文に書かなくとも、土壤汚染法だけでもよろしいのではないか、こういうふうに思うのですが、今後想定される林地等の導入についての法案をつくられる場合には、また別個におつくりになるわけですが、この点をひとつ……。

○山中國務大臣 林地については農薬の空中散布等の問題がすでに問題として提起されておりますし、農林省においてもそれらのことを念頭に置いて配慮しつつ農薬取締法の改正等を行なつておるわけでありますけれども、あと残りの宅地その他については、それらの土壤の汚染というものを何によつてとらえるのか、その汚染はどういう被害をもたらすのか等の問題について、まだその議論について具体的な問題に提起されておりませんし、私たちの検討の段階でも、そこまで入つて单独の規制法をつくるなどには、まだまだこれから先の議論であろうということで、その点はこれから先検討を進めていきたいとお答え申したところの結論を得た次第でござります。

○田中(恒)委員 どうもこういうふうに限定をされたということは、現に汚染をされておる土壤に対して、しかも重金属等についてカドミウムだけに限定をせられております。したがつて、現在問題になつておるものだけを当面処理をしていく、こういう姿勢になつておるのであって、土壤全体、宅地なり林地なりといふものを将来汚染させないのだという、そういう積極的な観点に立つてこの法律が出されていない。私はこのことを非常に残念に思つております。いまの御答弁でも、何だか汚染をされておるものを見止をしていいのだ、こういう程度の観点にしか今回の土壤汚染法の内容そのものになつていしないじゃないか、

この点を特に御指摘をいたしたいわけであります
が、次に移らせていただきたい。

汚染した土壤に対する対策事業といふものがお
考えになられております。この対策事業といふもの
のはいわゆる公害防止事業費事業者負担法に基づ
いてこの対策事業なるものが進められていくのか
どうか。もし企業者の責任の所在が明確でない場
合のこれらの事業費の負担といふものは一体どこと
がどういうふうにやっていくのか、この点を總理
府長官にお聞きをいたしたい。

おいて、幾ぶんの減額の措置を講ずることができます。
○田中(恒)委員 ソレでは、大蔵大臣にこの際た
だしておきたいと思いますが、この土壤汚染法に
基づきまして、数項目にわたるかんがい排水施
設、客土その他の事業、地目変換、あるいは汚染
の状況に対する調査測定、こういうものに関する
計画が立案をされ、事業が推進をされる場合、特
別に、こういふ土壤汚染対策事業費といふ形で別
途な予算が組まれる、こういふうに理解をして
よろしいと思うわけであります、この理解は間
違ひありませんか。

おいて、幾ぶんの減額の措置を講ずることができます。
○田中(恒)委員 それでは、大蔵大臣にこの際ただしておきたいと思いますが、この土壤汚染法に基づきまして、数項目にわたるかんがい排水施設、客土その他の事業、地目変換、あるいは汚染の状況に対する調査測定、こういうものに関する予算が組まれる、こういうふうに理解をして計画が立案をされ、事業が推進をされる場合、特別に、こういう土壤汚染対策事業費という形で別途な予算が組まれる、こういうふうに理解をしてよろしいと思うわけですが、この理解は間違いありませんか。

○福田国務大臣 今回の立法によりまして、従来よりも地方公共団体の事業がよけいに負担を受けれる、こういうケースがあるだらうと思います。そういう場合におきまして、地方の負担に対して国がどういう援助をするか、これは、一つは地方公債の配分の方法でやる、ということとも考えなければならぬ。それからまた、この事業を行なうための起債に対して政府資金を投入する、こういうことも考へなければならない。それから補助率の問題といふのが出てくると思います。この補助をどういうふうにするか、これは地方財政、中央財政全体との間の調整の問題といふ大きな問題がありますが、とにかくこの立法が支障なく行なわれる、といったために最善の対策をとる、こう考へてござります。

○田中(恒)委員 農林大臣に……。この土壤汚染対策事業といふものを、いま大蔵大臣の話を聞きますと、既存の地方自治体に対する交付税その他関連する事業、一般事業費で処理するのだとうような認識を受けるのであります。が、いま山中長官は、企業責任がはつきりしない場合は全額国、地方公共団体が負担をするのだ、こういうふうにおっしゃったわけですが、農林省はそういう観点に立つてこの対策事業を進めていくのがどうか、お尋ねをしておきたい。

○倉石国務大臣 事業者の負担がどうなるかといふことでありますが、土壤汚染防止法によります

事業のうち、費用負担法によりまして事業者に費用を負担させる事業につきましては、この法律に定めます算定方法に従つて事業者に負担をさせしの客土、施設改築その他の政令で定める事業これは費用負担法第一条第二項第三号によつて処理をいたす、こうなつております。もう一つ、事業者の費用負担額の算定方法につきましては、その一つは、事業費の総額に事業者の公害原因度、寄与率と申しますが、寄与度でございます、「これ」を掛けて、その額から公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情を勘案して妥当と認める額を差し引く、こういうことにいたしております。

同法第四条第二項。この点は、ただいま総務長官のお話にもございましたように、ただいまそこで事業をしておる事業が直接の加害的原因をなし得る、つまり寄与度がはつきりしておるといふものはそれ相当に計算もできますが、たとえば徳川時代以来からやつております事業で、最近になつて一つの事業家がそれを継承してやるといふようなものが、この加害に對してどれだけの寄与度があるかといふふうなことを検討いたさなければならぬと思うわけであります。そこで、このたびは、各県にこういう公害に対する費用負担の審議会を設けまして、それぞれの実情を十分把握した上でこういふようなことをいたしてまいりたい。したがつて、結論としては総務長官の申し上げたようになることだと思っております。

る問題でありますだけに、この農薬の持つ危害防
止ということについては、農業行政の最大の問題
になるかと思うわけでありますが、この際最も重
要なことは、これらの農薬に対する試験研究開発
機関というものが、今日日本の内でどれだけ完備
をされているかということであります。この農
薬の試験研究開発機関といふものについての農林
大臣の御所見を承りたい。

○**倉石国務大臣** 農薬に関する試験研究につきま
しては、農業技術研究所に農薬残留研究室等を新
しく設けますほか、全国の関係試験研究機関の分
場協力によりまして、農薬残留の緊急対策に對す
る特別研究を実施いたすこととしたしております
。農薬関係の試験研究の強化に從来もつとめて
まいつておるのであります。この問題の重要性
にかんがみまして、今後とも試験研究体制の整備
をはかつてまいりたいと思ひますが、田中さんも
御存じのように、財團法人であります残留農薬研
究所等に対し四十五年度においても一億円の助
成をいたしました。なお、来年度もそういうも
のを増額して、この問題の深く掘り下げた検討を
いたしてまいりたいと思っております。

なお、毒性に関する試験研究は厚生省所管の國
立衛生試験所におきまして総合的に行なわれてお
りますが、残留性慢性毒性試験は今後ともその需
要がますます多くなることと考えられますので、
ただいま申し上げましたような残留農薬研究所等
を十分に活用してまいりたい、こう思つております
す。

○**田中(恒)委員** 私は、残留農薬研究所といふもの
のが財團法人でつくられて、政府が若干の補助金
を出して、あとはメーカーと流通関係団体とがそ
れぞれお金をしてつくっていく、こういうもの
で正確な農薬についての研究ができるのかどう
か、実は疑問を持っておるわけであります。むし
ろ政府が直接全額政府直轄の農薬の研究開発機関
といふものをこの際設置すべきである。メーカー
やあるいは商社、団体、こういったものがそれぞれ
金を出し合つて、そこでつくった残留農薬研究所

「 そういうものに対する対応として、農薬の残留性についてほんとうに確たるものができるのかどうか、たいへん疑問に思つておるわけであります。こういう点は、むしろ政府が直轄をして、政府直営のものをこの際つくるべきじゃないか、こういうふうに思つておるわけであります。この点についての御意見をお聞きいたしたい。」

同時に、農薬の被害を受けました場合に、それの地域におきましては、いま農林大臣がおっしゃいましたように、各県の試験場で実はその被害の原因の究明を求めるわけであります。これがほとんどはっきりと出ないわけであります。これはなぜ出ないのか。一体農薬の登録というものには、農業メーカーから農林省の外郭団体か、財团法人のいろいろな協会がたくさんあって、これを窓口にして国立なりあるいは地方の農事試験場に試験成績の試験委託がなされていて、その試験結果が農林省の登録所へ持つてこられて、農林大臣が認可をしておるわけですね。ところが、その農林大臣が登録を許可したものが害を及ぼした。それをまた農事試験場で調べる。こういうことになつておるわけであります。この辺の被害と加害の、この試験研究の性格といふものをもう少しちゃんと区別できるような処置ができるないのかどうか、この機会にお尋ねをしておきたいわけであります。

○倉石国務大臣　ただいま申上げましたように、私どものほうの機関の農業技術研究所でずっと続いている残留農薬研究等をいたしておるわけであります。が、さらに、さつき申しましたように、新しくその試験室をつくってこの研究をいたします。それはかに、残留農薬研究所等にもいろいろ委託してやつておる、こういうことをお答えいたしましたわけでありまして、私どものほうでは、そういうことについて手落ちのないように十分な運営をしてまいりたいと思います。

それから登録申請のお話がございました。これは農薬について問題が生じております事柄は、御存じのようだ。農薬そのものに関する問題と申し

題は科学的に新しい知見によるものでございまして、そのような心配はないんではないか。要するに、使い方について間違いを起こさないよう指導するということが必要である。そういうことについて農林省としては十分な処置をとつてしまいたい、こう思っております。

○田中(恒)委員 時間がありませんので、あと二点だけ一括して御質問をいたしてみたいと思います。

一つは、農林省が定めました農薬の安全使用基準を守って農産物等に散布したにかかわりませず、農産物中から厚生省の残留許容を越えるものが出てきた、こういう事態が実は各地に出てきているわけであります。こういう場合には当然それらの野菜等農産物の廃棄処分がなされるわけであります。この場合に、国としてこれらの事故に対してもどのような責任をとられるのか。関係者からはいわゆる廢棄農作物等に対する補償の問題が要請事項として出されるわけでありますが、これららの点が今回の農薬取締法の中にも何ら明確にされていないわけであります。この点についてぜひ国が責任をもつて登録を認め、さらに使用基準に基づいてやつたものについてこういう事故が起きた場合、国の責任を明確にすべきである、こういうふうに思うわけであります。

さらに、農薬取締法につきましては、いろいろと農薬の、特に残留農薬、慢性毒性等についての新しい要素が加わったわけでありますけれども、あるいは農林省が使用基準を示される、こういうことも出でるわけであります。問題は、それを農家、使用者が正しく守るかどうかということになつて、現実にはなかなかむずかしいわけであります。だから、この際、共同防除、いわゆる組織的、集団的に国が何らかの形でこれららの問題について指導していく、こういう体制を強化をする必要があるわけであります。この問題につきましては、植物防疫法の改正等も必要かと思われますが、今回は提示をされておりま

せん。この問題についての農林大臣の御所見を承つて私の質問を終わらたいと思います。

○倉石國務大臣 先ほども申し上げましたように、農業それ自体につきましては、田中さんよく御存じのようだ、もう非常に毒性の強いもの等は逐次

排除されておりますが、その使用方法によりましてはいろいろな害が生じてしまつておりますので、ただいまお話をございましたように、農業使用につきまして、さらに一そら農林省としてはその適切を期するように十分指導してまいりようございます。

○加藤委員長 次は、林孝矩君。

○林(孝)委員 私は、無過失賠償責任の問題に関して質問いたしたいと思います。

民法七百九条及び七百十九条による損害賠償請求において、原告、すなわち公害による被害者の被害の原因立証問題については、昨日以来当委員会の同僚委員からも質問がありましたたのようだ。公害という特殊性から考えて、その立証が非常にむずかしくなってきてている。むしろ不可能であるといふことがはつきりとしていると思われる。被害者は専門的知識に非常に乏しいわけであつて、またそれを補うための力も不足している。ところが、企業は秘密の保持をはからうとする。加えて、わが国における公害の科学的調査体制は、非常に著しい不備が現実問題として横たわつておる。また、司法行政の整備も非常に未熟である。そのように考えてまいりますと、法律のたてまえから原告と被告が公平な立場に置かれているが、実質的な公平でないのが現状である、私はこのように思うのであります。

こうした現状については最高裁判官会同でも認めているところであります。そこではつきりしておきたいことは、最近の公害によつて泣いておる被害者の人たちを救済するために、無過失賠償責任制度といふものが必要と考えていらっしゃるのか。また、必要でない、そういう考えなのか。その点をはつきりして質問に入りたいと思うわけであります。法制局長官並びに山中長官、

法務大臣の意見をお伺いします。

○小林國務大臣 この問題は、もうこの委員会その他で非常な論議をかもしておりますが、私どもは、必要ない、こういう答弁はいたしておりません。必要なものもある、したがつて、その必要なものはどれが必要か、こういうふうな考え方をもつて検討をしておる、こういうふうにお答え申し上げております。

○山中國務大臣 先ほども御答弁申し上げましたけれども、私たちには私たちなりに、現在の諸法規の中でのようなものが盛り込まれるかどうかの検討はさらに続けますし、さらに、一般的な論といたしましても、せめて举証責任というものの転換等についてはさらには検討を重ねていくということは先ほどお答えしたとおりでございます。

○高辻政府委員 両大臣の御答弁につけ加えることはございません。

○林(孝)委員 そこで、法制局長官にお伺いしたのでありますけれども、現行民法における公害関係訴訟において、被害者である原告が、先ほど申し上げましたように、法の前では公平であるが、公害事件の特殊性から見て、また、先ほど申し上げました理由から、実際は非常に不利な立場に置かれている。私はそう思ひわけですけれども、法廷局長官などのように考えていらっしゃるか。

○高辻政府委員 無過失責任制度といふものを一般的に考へて、これからそうした面の教説といふことを考へて、これからそうした面の教説といふことを考へて、これからそれが公害に対するべきものであるか、これは私は疑問に思つております。ただ、現実の問題として、公害等の特殊性格から見て、現に、鉱業法とか、よく引用されますような二、三の例があげました。それで、私はそう思ひわけではありませんように、ああいう場合について、公害についてもそういう余地がありはしないか。そういうことからいって、検討の余地があるということを申し上げたわけであります。

○高辻政府委員 同じことを申し上げることになりますが、私は、一般的にその必要があるというふうに思ひます。おませんが、いまも

要素はある、そういうことです。

○高辻政府委員 そうであるならば、民法上の特例として、公害について無過失責任制度を制定する

例外規定を設けることがいいかどうかを考究していくべきではないかというお話をありました。要

するに、私が言いたいことは、ただいまの御質問に対して、一がいに、一般的にあなたのおっしゃるところであるとは言えませんけれども、そういう

場面を考えなければならぬという余地がやはりあります。

○林(孝)委員 いままでの御答弁を総称しますと、公害に関して無過失責任制度を制度化す

るということは基本的には必要である。それはいろいろな場合において考へなければならない。また、原告側が非常に不公平な立場に置かれている

といふことを考へて、これからそうした面の教説といふことを考へて、これからそれが公害に対するべきものであるか、これは私は疑問に思つております。ただ、現実の問題として、公害等の特殊性格から見て、現に、鉱業

法とか、よく引用されますような二、三の例があげました。それで、私はそう思ひわけではありませんように、ああいう場合について、公害についてもそういう余地がありはしないか。そういうことからいって、検討の余地があるということを申し上げたわけであります。

○高辻政府委員 現実のそういう制度全般について、政府の部局として、責任当局として考へますのは法務省ではござりますけれども、過失責任の原則、これが近代理法の大原則であることは御承知のとおりでございますが、これが急に無過失責任主義に転換されると、それが急に無過失責任主義に転換されると、その要素が突如として出てきたとは私は思ひませんけれども、過失責任の原則と合わせて、公害の特殊性から見て、また、先ほど申し上げました理由から、実際は非常に不利な立場に置かれている。私はそう思ひわけではありませんように、ああいう場合について、公害についてもそういう余地がありはしないか。そういうことからいって、検討の余地があるということを申し上げたわけであります。

○高辻政府委員 同じことを申し上げることになりますが、私は、一般的にその必要があるといふふうに思ひます。おませんが、いまも

要素はある、そういうことです。

○高辻政府委員 そうであるならば、民法上の特例として、公害について無過失責任制度を制定する

○林(孝)委員 現実の問題を踏んまえて必要性を

私たちは叫んでいるわけでありまして、答弁もそれを前提にして答えていただきたいと思います。

法制局長官にお伺いしますけれども、民法上の特例として一般的に制度化できない、その理由。

いまも少しお話をございましたけれども、当事者お持ちかどうか、その点についてお願ひします。

○高辻政府委員 これは一法制当局がお話し申し上げるのがいいかどうかわかりませんが、私への御指名でございますから、一応お答え申し上げます。

現実のそういう制度全般について、政府の部局として、責任当局として考へますのは法務省ではござりますけれども、過失責任の原則、これが近代理法の大原則であることは御承知のとおりでございますが、これが急に無過失責任主義に転換されると、その要素が突如として出てきたとは私は思ひませんけれども、過失責任の原則と合わせて、公害の特殊性から見て、また、先ほど申し上げました理由から、実際は非常に不利な立場に置かれている。私はそう思ひわけではありませんように、ああいう場合について、公害についてもそういう余地がありはしないか。そういうことからいって、検討の余地があるということを申し上げたわけであります。

○高辻政府委員 現実の問題を踏んまえて必要性を

私たちは叫んでいるわけでありまして、答弁もそれを前提にして答えていただきたいと思います。

○林(孝)委員 その問題は、もうこの委員会で

いうべきではないかというお話をありました。要

するに、私が言いたいことは、ただいまの御質問

に対して、一がいに、一般的にあなたのおっしゃるところであるとは言えませんけれども、そういう

要素、要件に応じて、そこに無過失責任を導入す

ることを考へて、兩大臣がいまお話をありました

ことは、これはむずかしいのじゃないか。やはり個々具体的な場合に、きわめて明確になつた

あいまいな——あいまいなというか、明確でない

ものを基礎にして無過失責任の制度を導入すると

いうことは、これはむずかしいのじゃないか。や

れども、とにかく、何といいますか、いささか

きわめて明確でなければならぬことになるわけ

です。そこで、公害一般についてとか、あるいは

もうと極端にいえば、無過失責任一般になります

けれども、とにかく、何といいますか、いささか

あいまいな——あいまいなというか、明確でない

要素、要件に応じて、そこに無過失責任を導入す

てくことを考へるべきではないか。

先ほど私が絶対とはいえないだらうと言つたの

は少し言い過ぎであります。ものの言い方は、私どもは理論上の言い方としてはよくそういうことを

言いますが、一般にはなかなか通用いたしません

ほどおっしゃいました過失責任の原則等に対する

ので、絶無ではないと言つたのは言い過ぎでござります。

そういう点を考えていかなければならぬだらう、それが一体どの程度の量になるか、これは今後の研究問題だと思います。

○林(孝)委員 私がお伺いしたのは、当事者に実質的な公平がはかられる別な考え方をお持ちかどうか。今度は法務大臣にお願いします。

○小林国務大臣 これは、私午前中にもここでお答え申し上げましたが、無過失責任というものは例外中の例外だ。したがつてこれは、一般民法に對する一つの抽象的な例外規定などはきわめて困難である。しかし、公害のよろな特殊な、被害の深刻で廣い、そしてしかも証明が非常に困難だというものについては、中には無過失責任を認めざるを得ないものがあらう。したがつて、個々の問題として検討しておられますと、個々の公害の態様について検討をする。先ほどのことばでいえば、これは縦の問題でひとつおやりになつて、それが広くなれば横の連携もできるが、いまは公害全体といろいろなことばでもつて公害を包括的に無過失責任の規定をすることはきわめて困難であろう。しかし、中にはそういうことをせざるを得ないものがあるうと私は思うから、そういう個々の問題について、すなわち縦の問題として検討しておりますと、こういうことを申し上げておるのであります。ことに、無過失責任のものは、もう長い間の、一つの人間の社会生活あるいは経済生活の基本的な秩序でありますから、軽々にこれに對して一般的な例外を設けることは社会に非常に混乱を生ずる、こういうふうに私は考へておるのでありますと、したがいまして、いまのような包括的な規定は非常にむずかしい、個々のものについて検討していく、そしてそれが広くなればまた横にも規定ができる、こういうことになつておるのであります。

さような意味で、公害などという全体としていまいなものそのままとらえて、そして無過失責任を追及するということ是非常に危険なことである、困難なことである、こうふうに思つておるのであります。

おるのであります。

○林(孝)委員 法務大臣にお伺いしますが、個々の問題というのは、こういう物質について起つた公害という考え方なのか。個々の問題といふは個々の内容についてお話し願いたい。

○小林国務大臣 法律に書くには、やはり無過失責任を認める公害の態様といふものを限定しなければなりません。たとえば、カドミウムあるいは本銀の問題、いろいろの問題について個々に具体的のものを対象として、その行為についての無過失を認める、こういうふうな考え方を持つていくべきであらう、かように考えております。

○林(孝)委員 それでは、法務大臣がそういう考え方で無過失責任賠償制度の問題と組り組まれてこれからいくというわけありますけれども、法務大臣が現在考えられているこの制度の制定へのプログラムといいますか、たとえば臨時国会では

間違合わなかつたけれども通常国会に提案するとか、そうしたプログラムをいま考えられておるようであれば説明していただきたいと思ひます。もし全然考へていらっしゃらないようであればけつこうです。

○小林国務大臣 いま私が申し上げたように、公害の態様には種々雑多なものがありますから、

その公害の実態をとらえて、その本体を所管しておる役所、所管廳において——これはやはりそこまでいかなければ被害者の救済はできない。この

深刻な被害に對して過失の証明がきわめて困難であることは不可能である。こういうふうなものについてはさようなことを考へなければなるまい。し

たがつて、そのことは、その公害の実態をとらえておる所管廳においてまずその検討をして、私どもと相談をしていただきたい、こういうふうに言つております。したがつて、これらの問題は、

私どもからいまそのプログラムを申し上げるといふ段階ではございません。

○林(孝)委員 それでは各省の所管のもとに検討を進めているという話でございましたが、たとえ

ば厚生省においてはどのような検討をされておる

か、お願いします。

○内田国務大臣 先刻も申し上げましたが、私は、それぞれの、土壤の汚染もありますし、農業の問題もあるわけであります。したがつて、そういうものを除去することについてどのような姿勢をとるべきであるかというふうなことを、やはり臣として持っておったことは事実でございます。

その法律のまつめ方について、水の中に入つてあるどういう物質ごとに規定をつくるか、あるいは大気の中に入つておる硫黄酸化物であるとか、粉じんとか、さらにもまた振動でありますとか騒音

でありますとかいうような、一つ一つの公害ごとにその無過失原則を導入する法律をつくるがよい

か、あるいは一本にして横の法律をつくるがいいかといふことについては、これは私も検討をいたしましたが、たまたま総理大臣も無過失原

則の法律をつくるべく検討をするということを言ふのでありますので、縦の方式であれ、横の方式

であれ、私はそれができることを期待しつつ、また私ども、それは縦の方式で行くんだといふことになりますならば、縦の方式の検討を自分の所

管のものについては一日も早く進めてまいる考え方であります。

○林(孝)委員 農林大臣、お願ひします。

○倉石国務大臣 公害に対する政府の姿勢といった

しまして、やはり各省がまちまちであつては公害を除去する目的を達成することができないと、見地に立ちまして、総理大臣を本部長にいたしまして公害対策本部ができたわけであります。し

たがつて、私ども、それぞれ持つております処置につきまして、やはり対策本部に持ち寄りまして検討をいたした上で、ただいまのお話のよろなこ

とを政府全体として態度を決定することがよい

ておる所管廳においてまずその検討をして、私どもと相談をしていただきたい、こういうふうに言つております。したがつて、これらの問題は、

さういう段階でござります。

○林(孝)委員 いまの農林大臣の答弁は、無過失賠償責任の必要性を認めたという判断をしてよろしいでしようか。

○倉石国務大臣 そういう問題は私どもだけで判断を下さずに、やはり政府全体として判断を下す

必要があるのでないか。そうしてまた、私どもは、それぞれの、土壤の汚染もありますし、農業の問題もあるわけであります。したがつて、そういうものを除去することについてどのような姿勢をとるべきであるかというふうなことを、やはり

公害対策本部といふもので鋭意検討をして、政府の方針をきめるべきではないか、こういうことを申しておるわけであります。

○林(孝)委員 公害対策本部ができます、これは引き続きお話し願いたい。

○林(孝)委員 公害対策本部ができます、これは引き続きお話し願いたい。

公害対策本部といふもので鋭意検討をして、政府の方針をきめるべきではないか、こういうことを申しておるわけであります。

○林(孝)委員 公害対策本部ができます、これは引き続きお話し願いたい。

がいえると思うのです。単に個々のそういう人間の権利を保障するというだけでなく、私は、同時に住民の代表であるところの地方自治体に十分な公害防止の権限を与えるべきならぬ。この地方自治体の権限の問題にしましても、昨日も大正五年の工場法の制定の問題から引用があつて質問が行なわれました。実際にも工場の認可とか水の規制とか大気汚染の規制とか、そういう地方自治体が本来持つておった権限が逆に奪われてきたと、いうのが公害諸法の歴史ではありませんか。私はどうしても、今度のようなただ知事に委任するといふような委任事務の問題じゃなくて、地方自治体に権限をほんとうの意味で移さなくちゃならない、そういうふうに考える。そういう立場に立つて私は具体的な質問をしたいと思うのです。抽象的な論議を繰り返して、本日の諸新聞が報道しているようなコンニャク問答などという批評を受けたくありませんから、具体的な問題で聞きたい。

いま、国民の大多数が望んでいるのは、ほんとうに公害がなくなるということです。そうしてまた公害を発生した加害者に対して十分な責任をとらせる処罰を加える、こうなことが保障されることを望んでいるのです。どういう法律をつくりましても、もちろんどんな法案でも穴というものはあります。ですから、問題は法律だけの問題じゃありません。それに対して政府がどういう態度で今後臨まるかということが根本問題だと思うのです。簡単にいえば、たとえば東京都民の大多数は、この夏発生しました光化学スマッグあるいは硫酸ミスト、こういうものを絶対に起こしてもらいたくない、一掃してもらいたい。どういう法案が出来ましょうとそういうことができるがなければならないのです。ですから、私はもう率直に聞きますが、今度の大気汚染防止法によつて東京の空から光化学スマッグや硫酸ミストを一掃することができるかどうか、大気汚染をほんとうになくすることができるか、この点について率直にひとつ答弁していただきたいのです。

○内田国務大臣 東京の空からスマッグあるいは高濃度の硫黄酸化物を退治できるかということをお話しでございましたが、私どもは、厚生省といつたましても、御承知のように、今度はもう全国すべてを規制の対象にしよう、いままでは東京とか四日市とか大阪とかいうことで一すべてを環境基準のもとに置こうということと同時に、東京のようなところにつきましては、これはもちろん早くきれいにするなんありますけれども、一舉にきれいにできない面もございますので、逐次その規制基準を機関ごとに詰めてまいります。ことしも二月に規制基準を強化いたしましたが、さらに状況に応じて硫黄酸化物の規制基準を強くいたしますとともに、硫黄酸化物だけではなくて、いまの光化学スマッグだのの原因になります窒素酸化物などにつきましても、いませつからく環境基準を作成中でございますので、それに応じた排出規制といふものもやりまして、私は何年何月までとはいえないけれども、少なくとも現状を最も近い間に改善するような努力を続けます。

○米原委員 私も、何もこの法案が出たからすぐにはできるなどとは思っていない。だれも思っていないと思うのです。しかし、そういう方向に重大の一歩を進めていくことができるかどうか。いま環境基準を全国的なものにするとかいろいろ説明がありました。しかし、残念ながら環境基準といふのは依然として目標なんです。そういうものであります。現実に申しますと、東京の大気汚染というものは、単に東京都内の自動車の排気ガスとかあるわけではなく、工場から出るばい煙とか、そういうものだけではありません。現実に工場から出るばい煙とか、そういうものだけではなく、工場と京葉工業地帯、これの汚染がずっと移動して移ってきている、こういうことはもうだれでも知っていることです。

そこで、その中でも有名な用崎市における状態です。先日も、公害病の患者がこの数日前に二人なくなつたという報道がありました。用崎市にお

ることと二月現在の亜硫酸ガス発生三十八万t場の実際の排出量はどのくらいかという調査が、奈川県から出でております。神奈川県議会で発表されております。それによりますと、一時間当たり六千三百五十三立方メートル、これは工場が届け出た数字です。ほんとうに正確にそれを届け出しているかどうかわかりませんが、届け出ているところが、いわゆる排出基準で許容されている量はどれくらいかといいますと、一時間当たり一万二千四百五十一立方メートル、つまり現在排出されている量の二倍近くが現在の排出基準ぢや許可されている。これははつきり公表されている数字です。ここにあります。こういう数字です。現在の状態でも川崎の状態がどんなにひどいか、二人の死者が最近出たというだけでも明らかなんです。ところが、現在の排出基準でいきますと、これの二倍出ても排出基準に合っている、こういうことになります。しかもこの排出基準というものは、今度の改正案で変えるということは言われておりません。そういう状態のもとで一体汚染をなくすことはできるのかどうか、この点について厚生大臣のはつきりした御答弁をお願いします。

いまお話しの川崎市の排出規制基準というものが非常にゆる過ぎて、いまの倍も出してもそれにはまってしまうものであるかどうか、私はここでわかりませんので、それはさっそく調べさせてもらうにいたします。

○米原委員 川崎市の実情の資料については、ではあとで厚生大臣を見てもらいましょう。しかし、これは神奈川県議会에서도すでに発表されています。ですから、私は間違いないと思う。そういう中で、いまも言われました、つまり単に排出基準だけでは実際はだめなんだ。地域によって、そういうふうに特殊に汚染する地域が出てくる。単に今までのよくな、いわゆる基準というあのやり方ではだめだ。大気を汚染するようなそういう工場の施設を移転させるとか、地域的な規制が必要になってきます。私はそういう点でも、地方自治体にこれを規制させる権限を与えることが重大だと思うのです。

美濃部 東京都知事は、今後東京では光化学スマッグを絶対に起こさないようにしたいということを何べんも言つております。そういう意味では、当然政府としてもそういう努力を可能ならしめるようすべだだと思う。光化学スマッグの原因となる窒素酸化物や、硫酸ミストの原因となる亜硫酸ガスなどの排出量の半分以上は、発電所とかガス事業とかあるいは鉄鋼といったようなところから出していることは言うまでもありません。そしてこういう企業を取り締らうとしても、知事に与えられた権限は、通産大臣に要請することができます。こういうことになつております。これではほんとうの規制の権限が与えられてはいません。あるいは炭化水素は、ほとんどが自動車の燃料から発生しております。これらについても、アフターバーナーとかプローバイガス除去装置、そういうような防除設備の取りつけを義務づける、緊急時には知事が交通制限の権限も持つている、こうい

うふうにしてこそ私は可能になつてくると思うのです。そういう点でも、今度の改正案では地方自治体にはとんど権限が与えられていない、これが事実じやりませんか。一体これで住民の大多数が望んでいる硫酸ミストをなくすとか光化学スマッグをなくすとかいう保証がどこにあるといえますか。こういう点について厚生大臣の答弁をお願いします。

○内田国務大臣 そもそも公害といふものは広域的なものであると共に私は法律の中にもしばしばそういう用語が出ておりますけれども、地方のその現地の自然の状況に非常に関係あるものでございますので、各地方方に応じて、知事なり都道府県の権限を強化するという方向で今度の法律の諸改正もできておるはずでございます。ただ、硫黄酸化物のようないわゆるシビルミン八段階くらいの規制の基準をつくりまして、そして東京などは一番強いのがかかるわけでございまが、それをつくります際には、都道府県知事の意見を聞いて協議をしてつくるということにいたしておりますが、その他のばいじんとかあるいは有害物質などにつきましては、いわゆるシビルミニマムと申しましようか、全国一律の排出基準をつくりながら、地方の知事にそれにかえていわゆる上のせの権限を実は認めております。燃料基準なんかにつきましても先ほど申し上げたとおりでございます。また火力発電所、ガスの発生設備なんかにつきましては、今度も今までの関係の法律体制をさらに数歩進めまして、きのう来お尋ね、御意見がござりますように、要請権といふもの認められるだけでなしに、立ち入り検査も認めますし、それからほんとうの緊急時には通産大臣の権限を知事が飛び越えて、みずから排出規制をこれらの電気ガス事業者に指図をすることができるような規定も実は留保されてございます。さよなら、よく言われることは、東京都におきま

しては、硫黄酸化物の排出基準においても国と違うふうにしてこそ私は可能になつてくると思うのです。そういう点でも、私どもも真剣にこれを取り上げて本にまとめて、それから排出される硫黄酸化物等の総量を日量で規制するかといふことにつきましては、どちらがきついともいえないといふ結論が出でております。ただし、これは世界的にもいろいろ動きがある問題でござりますので、私どもも決して将来永久にいまの国の方針をとり続けて、美濃部方式といふものは一顧の値打ちもないとは私はしないほうがよろしいので、事態に応じて、科学的進歩に応じて、これらのことも将来さらに研究して、改正すべきものがあれば改正するという態度でござりますので、そのことも御了解をいただきたいたいと思います。

○米原委員 だから、最初に申しましたように、実際の地域的具体的な問題については、本来地方自治体が権限を持つべきである。そうして、もちろん一地域だけに限らない、全国的な問題もあります。その場合には、むしろ本来知事が権限を持つべきである。そうして他の府県知事とも相談していく、政府とも相談していくといふようにするものが本来の姿ではないかといふのが私の見解であります。その場合には、むしろ本来知事が権限を持つべきである。そうして他の府県知事とも相談していく、政府とも相談していくといふようにするものが本来の姿ではないかといふのが私の見解であります。ですが、コンニャク問答は繰り返したくないですから、問題を進めます。

次に、今回提出された公害関係法案の中には、地盤沈下を防止するための法案が入っておりません。これはどういうわけかという点であります。たとえばゼロメートル地帯といわれる東京の江東地区は年々地盤沈下が進んで、防潮堤のかさ上げを繰り返してきておりますが、早急に有効な対策を立てないと大きな災害が起こりかねない状態であります。これを防ぐための立法措置、あるいは

現行の工業用水法やいわゆるビル用水法を改正する必要がどうしてもあるのではないか、こう考えたけであります。なぜこの問題が今度の国会で取り上げられなかつたか、この点です。現在の工業用水法の規制基準は、水を揚げる揚水機の吐き出し口の断面積とストレーナーの深さで決められておりますが、地形を十分考慮していないので、たとえば東京の江東地区、ここでは二百数十メートルというのが基準になつています。しかし、北部のほうの地区では百数十メートルです。百七十メートルまでいくとどんどん掘つてもいい。ところが、百七十メートルぐらいのところにいい地下水があるというので、依然としてどんどん掘つているわけです。地盤沈下がどんどん進んでいます。したがつて、何とかしてこのくみ上げられない水の絶対量を抑えるとか、あるいは、工業用水道もやっているけれども、これが全部は使われている。したがつて、何とかしてこのくみ上げられないという実情もありますが、工業用水道がつくられた場合にはこれを使わせるとか、そういう措置をとる必要があると思うのです。実際に

は、そういう現状で地盤沈下が進んでいるために、防潮堤をつくるとか排水ポンプをつくったりして、膨大な費用が必要とされています。これに対する国の援助は、内水排水のためのポンプ設置の事業では一四%、防潮堤のかさ上げや水門の設置は、河川区域で三〇%、港湾区域で四〇%しかありません。実際には、今度の国会に出されたこの……

○加藤委員長 米原君に申し上げます。あなたに与えられた時間が一分超過いたしました。それとくないですから、問題を進めます。

次に、今回提出された公害関係法案の中には、工場立地及び

○宮澤国務大臣 地盤沈下の問題でござりますが、これは確かに、御指摘のように一つ問題が私どもあると思っておりまして、実は工場立地及び

工業用水審議会に前々から問題点を諮問をしております。これを防ぐための立法措置、あるいはおそれらもう間もなく答申が出てまいりますので、それに基づいていろいろなことを考え直さなければならないというふうに思つております。と申しますのは、いまの工業用水法が、工業用水道ができると、そこで水源の強制転換をさせておるわけでござりますので、工業用水道がありまんと、それができないようなことになつております。江東地区ではもう工業用水道がござりますので、ほかの地区のことを考えますと、大体北とが埼玉県の南部の取水が影響しておるものと水源転換が行なわれて地盤沈下はないはずでござりますが、実際は非常にある。それはおそらく城北とか埼玉県の南部の地区の工業用水道をまたつくらなければならぬ。城北地区は間もなくでき上るわけであります。それで大体事は済むであります。これから、工業用水道ができるとお適當な取水をしておるということは、これは水源の強制転換をさせることになつておりますから、水道ができますと、一年ぐらいたまますと、もうそれはしきらなければならぬ。

それから、パイプの断面等のお話がございましたが、これは、水質とか、あるいは水脈とか地盤とかいうものをよく考えて、総合的に判断をしなければならない。そうしておるつもりでありますけれども、なお努力をいたします。

○米原委員 最後ですから。質問やめますが、ただこの事実だけ言つておきます。

工业用水道をたとえば東京都がつくった。それにもかかわらず、二十二、三万トンの供給能力があるのに、実際は十万トンは使われていない、こ

ういう実情です。(「もうやめさせろ。」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 許してあります。——米原君、いいですか。あなた、話半分ですが、いいですか。あなたの質問が、最後がトンボ切れだから許しておるんです、委員長は。

○米原委員 つまり現実には、用水道がつくられて水があるのに十万トンも使われないでいる、こういう事情もあるのだということを考えていただきたい。いま強制的にできるのだと言われておるが、できぬことです。

○宮澤国務大臣 当然に水源の強制転換をさせておるはずでござりますけれども、もしそういうことが事実と違つておりますなら、実情を調査いたしてみます。

○内藤委員 私は、日本社会党の代表質問を補足する立場で、きのうの委員部に対する通告は、運輸大臣、通産大臣といふあいにお話しましたが、どうしてもやはり総理大臣の出席を求めるべきですけれども、やむないとしました場合には、総務長官の御答弁を得たい、こう思つておりま

す。
そこで、今度の出ました法案の中で、私は、自動車の関係、排出ガスの関係にしばつてお尋ねしたいと思つてゐるわけですが、たゞと法案を見ますと、結局、加害者といいますか、これはきのうからいろいろ議論が出ましたが、経営者側、事業者側の責任といいますか、義務といいますか、そういうものが今回は相当きびしく出ておる。模様によつては、改善あるいは勧告、あるいは命令、こういううぐあいになるわけですね。案文を見ます。それに対して従わない場合には处罚をする、こういうきびしい姿勢です。ところが、この自動車の排出ガスの関係につきましては、それと同じようなくあいにいつてないのですね。案文を見ます。それがある場合には、いわゆる運転者の皆さんあるいは使用者の皆さんに協力を求め、そこでとどまつておる。そして今度は交通規制のほうにいつておるわけであります。これは非常に特徴的な面だと思うわけでありますけれども、なぜこういううぐあいになつたかということです。この点を総理府給務長官にまず聞きたいと思ひます。

○内藤委員 ついでございますけれども、もしそういうことがあります。それが事実と違つておりますなら、実情を調査いたしてみます。

○内藤委員長 いいですか。

○内藤委員 つまづく現実には、用水道がつくられ

が正確だと思うであります。今回の道交法では、そういうことを踏まえて、新しく自動車の交渉公害という角度からとらえておりますので、あるいは御指摘のような点、不備な点があるかも知れませんが、公安委員長の御答弁に譲りたいと思います。

○内藤委員 公安委員長の前に私が聞きたいのは、いまのような状態で、今度の法案のような状態で排出ガスの規制ができるかどうか、住民の皆さんは、この点なんです。自動車の公害、排出ガスの防止、この点につきましては、どこにその責任があるのか、これははつきりしてないわけです。住民の皆さん——住民と言つてもいいでしょ、今日のモータリゼーションの状態でありますから。住民の皆さんに協力を求める、その段階にとどまつておる。そのあとは交通の規制でこれを防止しよう、これだけなんです。ですから、他の法案は大都会のこのスマogingなり大気の汚染を、それと比較してだいぶ違うでしょう。長官、これはわかるでしょ。ところが、今日の過密地帯あるいは命令、こういううぐあいになるわけですね。案文を見ますから、どうしてこれだけそういう状態になつておるか、その関係を聞きたいのです。

○山中國務大臣 今回の道交法で、新しく自動車の交通公害という、排ガスの面に立ち入つてつかまえるということは、一つの前進だと思います。この際に、大体交通規制ということは、たとえば車を一々つかまえて、これが発生源であるといつて、つかまえられたものだけをその場で处罚するとかなんとかいうのは、この道路交通に関する自動車については、ちょっとなどじまないものではなからうかと思うわけであります。

○内藤委員 それでは、私は運輸大臣にお尋ね

する法律によって相当な前進であることは、私は間違いないと思つております。

○内藤委員 もうちょっとあなたに聞きたいのですけれども、あなたは、先月の産業公害特別委員会におきました、自動車は移動する公害発生源だ、こういう御発言をしていましたね。このお考えは変わらないでしょ。公害の発生源と御認識なさるならば、その発生源に対する規制というものを今まで公害法案の中で明らかにしなくちゃならぬと思うわけです。ところがそれがないのですね。いろいろな注文が出ております。その点はどうなんですか。あなたは認識しておるわけでしょう、発生源として。

○山中國務大臣 認識はいたしておりますが、そういうものが、たとえば一酸化炭素なら一酸化炭素、その他の有害物質もそうであります。自動車の排ガス中に幾ら以上含まれてはならない、したがつてアフターバーナーその他スクリーン等の設備をしなければならないというの、道路運送車両法による運輸大臣の権限としてそういうものが規格として強制されるわけでありますから、そのういうことに、したがつて車体の構造において從わされるということになるわけであります。それ以前においては、個々にそれぞれ走つている自動車を一々つかまえて、これが発生源であるといつて、つかまえられたものだけをその場で处罚するとかなんとかいうのは、この道路交通に関する自動車については、ちょっとなどじまないものではなからうかと思うわけであります。

○内藤委員 それでは、私は運輸大臣にお尋ね

ますけれども、いまの長官の発生源ということ、これは法律では「使用者」、「運転者」というふうにしています。しかしながら、その段階でどうまつておること自体に問題があると思う。やはり私は、廃棄物の今度の法案にありますように、メーカーの段階といふものをとらえなくちゃならぬされたと思われる地帯については、たとえば迂回あるいはスピードの制限、あるいは通行の停止、そういうことをもつてやるわけでありますから、そういうことをもつてやる

からうかと思うわけであります。しかしながら、その段階でどうまつておること自体に問題があると思う。やはりそれが周辺の人々に環境悪化をもたらしてはならない。すなわち、学校とか病院とか、その他の住宅街、社会福祉施設、そういう周辺等に、ことさらに重点的に通行禁止その他の措置をとるとともに、環境その他が異常に排ガスによって悪化されたと思われる地帯については、たとえば迂回あるいはスピードの制限、あるいは通行の停止、そういうことが書いてあるかというと、「自動車

が正確だと思うであります。今回の道交法では、そういうことを踏まえて、新しく自動車の交渉公害という角度からとらえておりますので、あるいは御指摘のような点、不備な点があるかも知れませんが、公安委員長の御答弁に譲りたいと思います。

○内藤委員 公安委員長の前に私が聞きたいのは、いまのような状態で、今度の法案のような状態で排出ガスの規制ができるかどうか、住民の皆さんは、この点なんです。自動車の公害、排出ガスの防止、この点につきましては、どこにその責任があるのか、これははつきりしてないわけです。住民の皆さん——住民と言つてもいいでしょ、今日のモータリゼーションの状態でありますから。住民の皆さんに協力を求める、その段階にとどまつておる。そのあとは交通の規制でこれを防止しよう、これだけなんです。ですから、他の法案は大都會のこのスマogingなり大気の汚染を、それと比較してだいぶ違うでしょう。長官、これはわかるでしょ。ところが、今日の過密地帯あるいは命令、こういううぐあいになるわけですね。案文を見ますから、どうしてこれだけそういう状態になつておるか、その関係を聞きたいのです。

○山中國務大臣 今回の道交法で、新しく自動車の交通公害という、排ガスの面に立ち入つてつかまえるということは、一つの前進だと思います。この際に、大体交通規制ということは、たとえば車を一々つかまえて、これが発生源であるといつて、つかまえられたものだけをその場で处罚するとかなんとかいうのは、この道路交通に関する自動車については、ちょっとなどじまないものではなからうかと思うわけであります。

○内藤委員 それでは、私は運輸大臣にお尋ね

ますけれども、いまの長官の発生源ということ、これは法律では「使用者」、「運転者」というふうにしています。しかしながら、その段階でどうまつておること自体に問題があると思う。やはり

私は、廃棄物の今度の法案にありますように、メーカーの段階といふものをとらえなくちゃならぬされたと思われる地帯については、たとえば迂回あるいはスピードの制限、あるいは通行の停止、

そういうことをもつてやるわけでありますから、

は、走行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。」

こういう「多量」という、きわめて大きっぽな表現であるわけですね。それから、有害なガスを発生する装置、これについては、これも有害ガス発散防止装置をつけなくちゃならぬ、こういう抽象的なことばなんです。こういうことばでメーカーを規制てきて、ガスの発散をできるだけ抑えるということでは、これは進歩がないのじやないか。

どうですか、この点は。たとえば「多量」という文字だけでも、これは抹殺すべきじやないですか。あるいはこの保安基準の中で、いま長官も言いましたが、コンバーチャーをつけるとか、あるいは再燃焼器をつけるとか、そういうはつきりしたものをお規制すべきじやないか。こういうことはどうなんですか。

○橋本國務大臣 内藤さんは専門家ですから、私より御承知かもしませんが、御承知のように、

これらの問題は、やはり技術開発というものがござります。でありますから、御規定して固定するわけにはいかない。技術開発といふものが進めば、あるいは四・五としたものが一日も早く四・〇になるかもしませんし、できるだけこれは技術開発を進めていく。あるいはコンバーチャーといふようなシステムだけじゃなくて、他の技術開発の方法もありますからして、したがって運輸省としては、行政指導あるいは運輸審議会等の勧告に従つてこれをメーカーに行なわしめる。かような技術開発に伴う趣旨でありますからして、さような措置をとつてまいりておるということは御了承願いたいと思います。

○内藤委員 これは要求のようなものですが、大臣、保安基準三十一条の「多量」なんという抽象的なことばは、いまの時代にふさわしくない。こ

れはひとつ考えてください。まあ御承諾を得たものといったします。

それから、有害ガス発生防止装置、こういう抽象的な条文ですね。これも私は改善しなくちゃな

らぬと思います。

それと、技術開発とおっしゃいましたけれども、コンバーチャーとか再燃焼器は何も新しいもの

じやないのです。これはもうすでに実用に供され

ておる。私はこういうものを、保安基準、メー

カーの段階で明確に規制すべきじやないかとい

のです。でなければ、運転者、使用者だけに協

力を頼んで、最後は交通規制だけだといつても

交通規制が大問題でしよう。装備なりあるいは交

通事故の多発現象になるかもしません。どうも

私は、この自動車関係につきましては、メーカー

に対する態度が非常にまぬるい、こういうこと

を大臣お考えにならなくちゃならないと思うわけ

です。

特に総理大臣が、いわゆる企業者、事業者の責

任という問題をわが党の代表が発言しました際

に、必ずしもそうじやないと、引用されて、自動

車のようないい表現に受け取られました。しかし、もう少し

歩み込みますと、やはり生産段階、メーカー一段

階で、いまよりも改善することができる、それ

を明確に規定づける、こういうことで私は今度の

公害国会にふさわしい政府の対策にならうと思う

わけです。いかがでしょう、この点ひとつ御答弁

願います。

○橋本國務大臣 運輸省は相当企業に対してやか

ましいことを言うものでありますから、あまり評

判がよくありませんが、せんだってアメリカの公

害担当の委員長が参りました際に、アメリカでも

健全なる社会を建設することに協力してもらいた

いという申し入れをいたしております。今後とも

企業家に対しては厳格なる態度で臨む方針であり

ますから、御了承を願いたい。

○内藤委員 運輸大臣には委員会でまたお話しす

る機会もあるんですが、通産大臣に一言お尋ねし

ますけれども、アメリカに対する輸出の自動車

は、エンジンにつきましては、日本の国内の自動

車のエンジンと違うエンジンを装備しておる

ういうことは御存じですか。

○宮澤國務大臣 詳しくは存じませんが、出力の

大きなエンジンを載せておる場合がありますと思

います。

○内藤委員 私の言いたいのは、出力だけじゃな

く、いま申し上げましたような再燃焼装置、バー

ナーといいますか、不完全燃焼で一酸化炭素が出

てくる、それをエンジンから外へ出る途中で再燃

焼させる、こういう装置ですね。これをアメリカ

に対しても我が国生産の自動車は装置して輸出して

いる。国内ではこれを装置しておりません。この

こととどれだけの差があるか。これは私たちの試

算でありますけれども、一酸化炭素では〇・五の

差が出てくる。排出の濃度が〇・五違う。〇・五

かとも自動車は、一億総ざんげのよう、国民がガ

スを出して国民がそれを受け取る、こういうあ

い表現に受け取られました。しかし、もう少し

歩み込みますと、やはり生産段階、メーカー一段

階で、いまよりも改善することができる、それ

を明確に規定づける、こういうことで私は今度の

公害国会にふさわしい政府の対策にならうと思う

わけです。いかがでしょう、この点ひとつ御答弁

願います。

○橋本國務大臣 運輸省は相当企業に対してやか

ましいことを言うものでありますから、あまり評

判がよくありませんが、せんだってアメリカの公

害担当の委員長が参りました際に、アメリカでも

健全なる社会を建設することに協力してもらいた

いという申し入れをいたしております。今後とも

企業家に対しては厳格なる態度で臨む方針であり

ますから、御了承を願いたい。

○内藤委員 これは大臣、ぼくたちの調査では、

一酸化炭素、COですね、これを規制する——わ

が国の場合は、排気ガス、排出ガスは一酸化炭素

だけ有害だというぐあいに法律ではきめておるわ

けでありますけれども、ぼくたちから見ますと、

なおまた酸化窒素なり、あるいは炭化水素もあり

ますけれども、一酸化炭素の問題です。これは私

どもの間違いじやなく、あなたの間違いじやない

かと思うんですけれども、これは答弁は要りませ

ん。

そこで運輸大臣、いまやはりアメリカでは、こ

の排気ガスの関係で、CO、一酸化炭素の関係で、

日本よりは〇・五濃度の制限をした日本のメー

カーのエンジンを搭載した自動車、これを買つて

いるわけだ。技術的にはこれは日本でできてる

のですよ。このエンジンを搭載させると、今日でも

〇・五だけ圧縮できる。これはさつき、あなたも

おつしやったとおりです。二・五%にしましたの

が四十四年の九月です。それで今日この濃度の規

定でありますけれども、一酸化炭素では〇・五の

差が出てくる。排出の濃度が〇・五違う。〇・五

かとも自動車は、一億総ざんげのよう、国民がガ

スを出して国民がそれを受け取る、こういうあ

い表現に受け取られました。しかし、もう少し

歩み込みますと、やはり生産段階、メーカー一段

階で、いまよりも改善することができる、それ

を明確に規定づける、こういうことで私は今度の

公害国会にふさわしい政府の対策にならうと思う

わけです。いかがでしょう、この点ひとつ御答弁

願います。

○橋本國務大臣 そこで運輸大臣、いまやはりアメリカでは、こ

の排気ガスの関係で、CO、一酸化炭素の関係で、

日本よりは〇・五濃度の制限をした日本のメー

カーのエンジンを搭載した自動車、これを買つて

いるわけだ。技術的にはこれは日本でできてる

のですよ。このエンジンを搭載させると、今日でも

〇・五だけ圧縮できる。これはさつき、あなたも

おつしやったとおりです。二・五%にしましたの

が四十四年の九月です。それで今日この濃度の規

定でありますけれども、一酸化炭素では〇・五の

差が出てくる。排出の濃度が〇・五違う。〇・五

かとも自動車は、一億総ざんげのよう、国民がガ

スを出して国民がそれを受け取る、こういうあ

い表現に受け取られました。しかし、もう少し

歩み込みますと、やはり生産段階、メーカー一段

階で、いまよりも改善することができる、それ

を明確に規定づける、こういうことで私は今度の

公害国会にふさわしい政府の対策にならうと思う

わけです。いかがでしょう、この点ひとつ御答弁

願います。

○橋本國務大臣 ただいま通産大臣からお答えが

ありますので、重ねのお答えはどうかと思いま

うこの国会の中で、山中長官を中心にしてこうい

う問題を出し合つて、大気汚染に対する対策をな

ぜ一歩、二歩前進させないのか。どこに問題があ

るのか。この点ひとつ大臣にお聞きしたい。

これは日本からその自動車を買つているわけだ。

これは日本でできなくはないでしょ。

こういう間違いじやなく、あなたの間違いじやない

かと思うんですけれども、これは答弁は要りませ

ん。

そこで運輸大臣、いまやはりアメリカでは、こ

の排気ガスの関係で、CO、一酸化炭素の関係で、

日本よりは〇・五濃度の制限をした日本のメー

カーのエンジンを搭載した自動車、これを買つて

いるわけだ。技術的にはこれは日本でできてる

のですよ。このエンジンを搭載させると、今日でも

〇・五だけ圧縮できる。これはさつき、あなたも

おつしやったとおりです。二・五%にしましたの

が四十四年の九月です。それで今日この濃度の規

定でありますけれども、一酸化炭素では〇・五の

差が出てくる。排出の濃度が〇・五違う。〇・五

かとも自動車は、一億総ざんげのよう、国民がガ

スを出して国民がそれを受け取る、こういうあ

い表現に受け取られました。しかし、もう少し

歩み込みますと、やはり生産段階、メーカー一段

階で、いまよりも改善することができる、それ

を明確に規定づける、こういうことで私は今度の

公害国会にふさわしい政府の対策にならうと思う

わけです。いかがでしょう、この点ひとつ御答弁

願います。

○橋本國務大臣 ただいま通産大臣からお答えが

ありますので、重ねのお答えはどうかと思いま

うこの国会の中で、山中長官を中心にしてこうい

う問題を出し合つて、大気汚染に対する対策をな

ぜ一歩、二歩前進させないのか。どこに問題があ

るのか。この点ひとつ大臣にお聞きしたい。

これは日本からその自動車を買つているわけだ。

これは日本でできなくはないでしょ。

こういう間違いじやなく、あなたの間違いじやない

かと思うんですけれども、これは答弁は要りませ

ん。

そこで運輸大臣、いまやはりアメリカでは、こ

の排気ガスの関係で、CO、一酸化炭素の関係で、

日本よりは〇・五濃度の制限をした日本のメー

カーのエンジンを搭載した自動車、これを買つて

いるわけだ。技術的にはこれは日本でできてる

のですよ。このエンジンを搭載させると、今日でも

〇・五だけ圧縮できる。これはさつき、あなたも

おつしやったとおりです。二・五%にしましたの

が四十四年の九月です。それで今日この濃度の規

定でありますけれども、一酸化炭素では〇・五の

差が出てくる。排出の濃度が〇・五違う。〇・五

かとも自動車は、一億総ざんげのよう、国民がガ

スを出して国民がそれを受け取る、こういうあ

い表現に受け取られました。しかし、もう少し

歩み込みますと、やはり生産段階、メーカー一段

階で、いまよりも改善することができる、それ

を明確に規定づける、こういうことで私は今度の

公害国会にふさわしい政府の対策にならうと思う

わけです。いかがでしょう、この点ひとつ御答弁

願います。

○橋本國務大臣 ただいま通産大臣からお答えが

ありますので、重ねのお答えはどうかと思いま

うこの国会の中で、山中長官を中心にしてこうい

う問題を出し合つて、大気汚染に対する対策をな

ぜ一歩、二歩前進させないのか。どこに問題があ

るのか。この点ひとつ大臣にお聞きしたい。

これは日本からその自動車を買つているわけだ。

これは日本でできなくはないでしょ。

こういう間違いじやなく、あなたの間違いじやない

かと思うんですけれども、これは答弁は要りませ

ん。

そこで運輸大臣、いまやはりアメリカでは、こ

の排気ガスの関係で、CO、一酸化炭素の関係で、

日本よりは〇・五濃度の制限をした日本のメー

カーのエンジンを搭載した自動車、これを買つて

いるわけだ。技術的にはこれは日本でできてる

のですよ。このエンジンを搭載させると、今日でも

〇・五だけ圧縮できる。これはさつき、あなたも

おつしやったとおりです。二・五%にしましたの

が四十四年の九月です。それで今日この濃度の規

定でありますけれども、一酸化炭素では〇・五の

差が出てくる。排出の濃度が〇・五違う。〇・五

かとも自動車は、一億総ざんげのよう、国民がガ

スを出して国民がそれを受け取る、こういうあ

い表現に受け取られました。しかし、もう少し

歩み込みますと、やはり生産段階、メーカー一段

階で、いまよりも改善することができる、それ

を明確に規定づける、こういうことで私は今度の

公害国会にふさわしい政府の対策にならうと思う

わけです。いかがでしょう、この点ひとつ御答弁

願います。

○橋本國務大臣 ただいま通産大臣からお答えが

ありますので、重ねのお答えはどうかと思いま

うこの国会の中で、山中長官を中心にしてこうい

う問題を出し合つて、大気汚染に対する対策をな

ぜ一歩、二歩前進させないのか。どこに問題があ

るのか。この点ひとつ大臣にお聞きしたい。

これは日本からその自動車を買つているわけだ。

ずしも光化学スモッグに積極的な影響があるかどうか、効果があるかどうかが向こうで問題になりますが、しかしいずれにせよ、これらの新しい事態が生まれてしましましたので、わが国においても、炭化水素化合物等についても規制する方針で目下進めておるわけあります。

○内藤委員

一酸化炭素と炭化水素、この点ちょっとと食い違いがあるようですが、それにはさておきまして、時間もたつてしましました。そこで燃料問題につきましては、燃料問題につきましては、燃料問題を規制する方針で目下進めておるわけあります。そこで燃料問題ですね。燃料問題につきましては、燃料問題を規制する方針で目下進めておるわけあります。そこで燃料問題ですね。燃料問題につきましては、燃料問題を規制する方針で目下進めておるわけあります。

○宮澤國務大臣 これは先ほどのお話をも関係があるわけでございますけれども、一酸化炭素は從来から排出の許容限度をきめておつたわけですが、先ほどのお話との関連では、私どもは、炭化水素——ハイドロカーボンだと承知をしておるのですが、今後、炭化水素あるいは窒素酸化物の排出も許容限度を設けることになる。鉛も同様でござりますから、そこで御承知のように、それだけの許容限度を守りますために、当然燃料にもエンジンにも手を触れなければならぬわけでありまして、鉛は、御承知のようにことしの夏にとりあえずハイオクタンとレギュラーと平均しまして四割ほど落としたわけでございます。そして、ただいま私どもの持つております計画は、昭和四十九年の四月には完全に無鉛にしよう。申しますのは、精製段階での改質とか、つまりフォーマーとか分解とかいうあたりの辺を整備いたしませんと完全に無鉛にすることは急にできませんので、四十九年の四月を目途に完全に無鉛にしようと。それから同時に、それが現在のエンジンでござりますとバルブシートのリセッショングなどが生産され、市販されておる、ハイオクタンといふことで堂々と生産されて、これが販売されておるわけであります。これから出る排出ガスの鉛の被害というものが、公害というものは、鉛といふことと毒物質によりまして——これは常識でわかるわけであります。なぜこれが、今度の法案の一連の考え方であるところの燃料の規制というものに該当しないのだろうか。なぜこれを等閑視しておくのだろうか、なぜ触れないのか、こういうふうに論じますと、どうも強大な自動車メーカーなり強大な石油メーカーの皆さんの、あるいは財界の皆さんへの圧力がある、ないという議論をきのうやらやっていますけれども、何があるようなことを、われわれ国民のサイド、住民のサイドから見ると考えざるを得ないわけであります。これは通産大臣の領分かもしれません。どうしてこれを燃料制限という問題でやらないのか。はつきりこれは有害であります。なぜこれを生産さしておるのか、なぜ販売さしておるのか、この点、通産大臣いかがですか。

○内藤委員 通産大臣、いまの鉛の問題は、これはエンジンのほうと燃料のほうと、両方から規制をしていかなければならないわけでござります。

○宮澤國務大臣 ハイオクタン価の問題は通産大臣からお話しがありましたし、おっしゃるようになりますが、どうも鉛が入つておる入つてないは、そうスピードには関係がないというようなことも聞いております。しかしこれは現実の問題として、多少は、四割方は下げたそうですが、売られておるわけであります。ただ、いまおっしゃったような高速道路でたくさんの自動車がぞろぞろ歩いておる、そのためには相当書があるのではないか。ただ、自動車が走つておる場合の、走行時におけるところの濃度はわりあいに低いのであります。問題は、霞ヶ関とか都府前とか大原交差点とかいうアーバンの仲間で実際自動車の運転をしている皆さんはそ

う言つておる。なぜこれを四十九年まで、四年間も鉛を押えておくのか。

また——もう一つ言わしてください。これは運

輸大臣の関係もあるわけであります。いまの交通

渋滞で、大臣、交通渋滞というものは、高速度を出す

ことが大都會、過密地帯で十分できない。四十ぐ

らいでのろのろ走つているわけでしょう。そい

う中からまたこの公害、排出ガスの問題もあるわ

けですが、そういう低速度で運行せざるを得ない

ことは、これはきわめてナンセンスであります。

そういうことをなぜ——その鉛添加の、猛烈な毒

性のあるものを添加した、しかもそれが排出ガ

スに出して百キロ以上のスピードを出すなんとい

うことは、これはきわめてナンセンスであります。

今日の大都會、過密地帯で、ハイオクタンで出力

を出して百キロ以上のスピードを出すなんとい

うことは、これはきわめてナンセンスであります。

度が問題であります。大原地区におきましては、人体に害があるといわれるような濃度を示すことがあります。将来自動車がたくさんふえてまつた場合にこれをどうするかは、もちろんこれは、立体交差が進めばそのようなアイドル時間がなくなるわけでありますからスマートにいくわけでありますけれども、全体としてはおっしゃるような方向で強く自動車の問題は規制をしてまいりたい、かように考えております。もちろんこれは、自動車自身の改造も必要ですが、同時にまた道路交通法等を適用して、ある程度の車の制限等、これも行なう必要があろうと思います。もちろんこれは、自動車の改造も必要ですが、同時にドル時間がなくなるわけでありますからスマートにいくわけでありますけれども、全体としてはおっしゃるような方向で強く自動車の問題は規制をしてまいりたい、かように考えております。

○内藤委員 時間もないようですから、総理大臣のかわりに山中さん、総務長官は、いま私の運輸大臣あるいは通産大臣との問答で大体おわかりに

なったと思うわけです。せっかくあなたが、移動する公害発生源として自動車を認識されて、委員会でも発言されておる。ところが実態は、いまの

問答でおわかりのように、効果が出てないわけ

です。またやれることをやらないでおる。これはだ

れの責任ですか。それぞれの担当大臣になります

と、なかなかいままでの因果関係があつてできな

いことがあるかもしません。しかしあなたは公

害関係の中心人物です。張り切つてやっておられ

る。総理大臣がおいでになれば一番いいわけです

よ。いまのよつね問題を急速にまとめて、今度の国

会の中ではっきりさせなければならぬじゃないで

すか。あなたのほうでやらなければ私どもでこれ

をやらなければならぬと思います。どうですか、

これは。

○山中國務大臣 私は前から運輸、通産両大臣にそれを、輸出車においてはその国に受け入れられる状態の、きびしい基準に適合したものをつけた、国内においてはそれをつけないというこ

とは、たとえそれが、単価が平均四万くらいかかるというのですけれども、それらのものがかりに

企業の販売実績その他に影響があるにしても、やはり好ましくないことであるということで、早急にそれらの作業をお願いをしておりましたために、いまの答弁がそれぞれ、物質も指定しよう、そういうものが指定されたら規制もしよう、こういう話になつて出てきておると思います。

しかし、さらに一方、われわれが目を将来に向けますと、ニクソン大統領の米議会に対する勧告、現在の自動車の有毒排出物質の九〇%を一九八〇年までにカットするという勧告に対し、上院はそれを七五年までということで全会一致可決したようですが、その後上下両院の協議会においていろいろと話がもつれておるようでありありますけれども、一九八〇年には現在の有毒排出物質の九〇%がカットされなければ、少なくともアメリカ市場には車は売れないとことになることははつきりするわけであります。したがつて、わが国の自動車メーカーあるいは政府の関係省としても、日本の輸出のウエートというものを考えて、それに対する自動車のことも念頭に置くならば、それらに対応する準備をわれわれは開始しなければならないということも当然のことであらうと思う次第でございます。

○内閣委員 鉛ガソリンはどうした。

○山中国務大臣 通産大臣から申し上げたとおりの通産省の計画が、やはり原油供給確保その他の問題等においておありになるのだろうと思いますので、私のほうから技術的な問題としてそれ以上申し上げるあればございません。

○加藤委員長 内藤良平君に申し上げます。あなたの時間が切れました。

○内藤委員 終わります。
○加藤委員長 次は、土井たか子君。

○土井委員 まず、福田大蔵大臣にお尋ねをいたします。

○福田国務大臣 私は、公害発生源者が負担すべきことが原則である、そういうふうに考えます。あるいは個人の場合もあります。あるいは政府、国ですね、國やあるいは地方公共団体、いろいろの企業が一〇〇%負担すべきだというお考えでございますか。

○福田国務大臣 企業の場合もありますし、あるいは個人の場合もあります。あるいは政府、国ですね、國やあるいは地方公共団体、いろいろなものがあります、とにかく公害を出したその人が、その者が責任をとる、財政的な責任もある、これが原則でなければならぬ、さように思います。

○土井委員 一〇〇%の、費用に対してはやはり負担をしなければならないという内容でございましょうか。

○福田国務大臣 ある企業なり個人なりが公害を出した。それがもっぱらその者の責任で出たといふことが明らかであるという際には、私はその者が財政上一〇〇%の責任をとる、それが原則だと思います。

○土井委員 同様の質問を通産大臣にひとつお願ひいたします。

○宮澤国務大臣 企業自身の責任に基づくものは、もとより企業自身の負担である、これは原則だと思います。ただ公害防止事業というようなことに

なりますと、負担の割合につきましては、御審議いただいております法案に示しておるとおりでございます。

○土井委員そこで、その問題の公害防止事業費に対する負担の内容なのでございますが、この中で私は、問題になる幾つかの点がございますけれども、やはり最も問題点はこの負担総額の点にあると見えるわけでございます。事業者の公害防止事業に対する負担総額の定めは第四条になつております。お伺いいたしますのは、「その原因となると認めた事業に係る公害についてその原因となると認めた事業に係る公害防止に必要な費用は一体だれが負担すべきでございますか。

○山中国務大臣 要は、内容は自由裁量ということです。お尋ねいたしましたのは、山中總理府總務長官にお答えをいただきます。

○山中国務大臣 企業は、公害となる物質なり何なり、原因なりをつくってはならない。したがつて、それを出さないようにする費用というものは、全額企業が持つべきことが当然前提となつて、しなわち施設として設置した場合においては全額であるけれども、すでに蓄積とか長年の複合とかによって、それぞれの以外の状態においてそれらの公害防止施設をしなければならない、しかもこれは公共事業としてなさなければならない場合に

企業の費用負担というものを定めるわけでありますから、公共事業でありますと国や地方公共団体がまず率先に持つ負担分がきまるわけですがけれども、この場合は企業が費用を負担すべきものを作ります定めて、その残りを国と地方とが持つといふことになりますから、そうするといろいろの態様によつて、直接企業が一〇〇%持つべきケースもあれば、あるいはまた緩衝地帯みたいに、公害を出さないために貢献するものである。したがつて、企業自身が全額——公害を出さない施設を備えていても、なおかつ念のため住宅街やその他のところとの間に緩衝地帯あるいは非常に広い緩衝街路、場合によっては運河に近いような水路等を設ける場合等が一つの例であります。確かに全額負担といふのは、都市計画あるいは都

市政策的なものにも入るのであるから、それらの問題については配慮をして、全額という原則から落としていこうということをいつているわけですが

ところが、この法案を見てまいりますと、実はこの負担総額の第四条の内容の中で、私が問題にいたしております「その原因となると認められる程度」ということが、実は以前十一月の十日付で新聞は——朝日新聞でございますが、公害防止事業費用負担法案、大体原案はこういうところだというものが公に発表されております。その内容を

見る程度」ということが、実は以前十一月の十日付で新聞は——朝日新聞でございますが、公害防止事業費用負担法案、大体原案はこういうところだというものが公に発表されております。その内容を見ますと、この部分に該当する点はかなり食い違

いがあるようございます。どういうふうに原案はいつているのかということを念のため申し上げておきたいと思いますが、「当該事業の実施の起因となる当該地域の環境の悪化またはそのおそれに対する費用を負担させる事業者の事業活動がその原因となるものと認められる程度」と書いて

いて設けられる審議会において、それぞれの地域の実態に適応した、すなわちその実態においては、その企業が国の定める基準よりも非常にきびしい、非常に悪いと申しますか、その汚染に関係がある原因がきびしいという場合においてはさらにきびしく、あるいはそれに対して、大体国の基準程度でやつていてよいというものにおいては、その審議会において地域に合つた負担率を定めればよろしいということになつておるわけでございます。

○土井委員 それはケース・バイ・ケースというふうなお答えになろうかと私は思います。私、お尋ねいたしましたのは、「その原因となると認められる程度」を勘案する場合の基準に何をお求めになるかという問題なのでございます。

○土井委員 それはケース・バイ・ケースというふうなお答えになろうかと私は思います。私、お尋ねいたしましたのは、「その原因となると認められる程度」を勘案する場合の基準に何をお求めになるかという問題なのでございます。

実は今度のこの臨時国会が公害国会といわれまして、そうして公害についての各法案がただいま審議中でござりますけれども、実は確定した法案を私たちが手に持ちますまではかなり時間がかかりました。いつもの国会に比べて法案を私たちが見た时限はずいぶんおそうございました。あるいはつけ焼き刃といわれるいはどろなわといわれる、あるいは火事場どろぼうのような始末だといわれるのには、ここにも一つの原因があらうかと存じます。

ところが、この法案を見てまいりますと、実はこの負担総額の第四条の内容の中で、私が問題にいたしております「その原因となると認められる程度」ということが、実は以前十一月の十日付で新聞は——朝日新聞でございますが、公害防止

事業費用負担法案、大体原案はこういうところだというものが公に発表されております。その内容を

見る程度」ということが、実は以前十一月の十日付で新聞は——朝日新聞でございますが、公害防止

事業費用負担法案、大体原案はこういうところだというものが公に発表されております。その内容を

見ておきたいと思いますが、「当該事業の実施の起因となる当該地域の環境の悪化またはそのおそれに対する費用を負担させる事業者の事業活動がその原因となるものと認められる程度」と書いて

あります。原案にいうところの「当該事業の実施の起因となる当該地域の環境の悪化またはそのおそれに対する費用を負担させる事業者の事業活動がその原因となるものと認められる程度」と、いまここで私がお伺いたしておきます「当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度」とは違うのですか、同じなのですか。この点についてお答えをいただきたいと思います。

○山中國務大臣 私はその新聞報道のことはちょっとよくわかりませんが、私の手元でつくりました法律でございますから——これはほかの法律と違って、調整に当たった法律ではあります。基本法の二十二条の要請を受けて対策本部みずからつくったものでございますから、その前に内容の違ったものをつくった覚えはございません。

○土井委員 いまの問題について法制局長官はいかがでございますか。

○高辻政府委員 結論だけ申し上げますが、同じであると考えております。

○土井委員 この際山中長官に申し上げたいと思うのですが、一たん新聞紙上にこう出ますと、大衆の目はこれを見ます。国民的サイドから見れば、これはもう一たん新聞紙上に載つた以上、確認事項になるかと存じます。政府の中から一本にしづつてこういう法案を私はつくり、これ以外のこととは知らないとおっしゃる山中長官に対して、やはり政府の部内からこういう原案がなければ新聞紙に出るという余地がないはずでございます。から、この際この問題についてどういうふうにお考えかを、側面的な問題になりますが、お尋ねしておきたいと思うのです。

○山中國務大臣 たとえば予算要求をいたします場合でも、各省は大体八月ごろに予算要求のいろいろなアドバルーンを一ぱい新聞に出しますね。しかし、予算折衝を終わってそれができ上がったときには、あるものは消えており、あるものは形が変わつており、あるものは半分くらいのケース

になつておるとか、いろいろなことがあります。

しかし、今回の法律の立法に関する企業の費用負担についてはそのような過程は踏んでおりませんし、私の手元で最終的に詰めた以外の原案というものはございません。

○土井委員 この問題についてはさらに追及することが必要かと存いますが、時間のこれは浪費でございますから……。

この問題でかつて厚生省が、大気汚染、水質汚濁など、典型公害の防止事業に限らず、幅広く生

活環境の悪化を防止するための事業も考えるべきだというふうなお考えをお持ちになつたことを私は存じております。そこでございますね。そういうふうな点から考えまして、いまここで第四条の「その原因となると認められる程度」という事柄には、予防という観点から考えて、まだ現に引き起こされていないけれども、将来に対して公害が引き起こされるであろうということが予見される問題についても含めて考えてよいというお考えをお持ちかどうか。

○山中國務大臣 そのとおりでございますし、現在申し入れたりあるいはまた認可を受けておるもの等については、当然その負担の対象となるといふことでございます。

○土井委員 そういたしますと、例をあげれば、東海道新幹線などの場合には、これが騒音、さらにはテレビなどの電波障害等々で、現に騒音公害の五百キロが、今度は全国新幹線網として九千キロに延びるという予定になつております。さらに、高速道路周辺について申しますと、やはり騒音であるとか振動であるとかの害が現に引き起こされているわけでございますが、これまで中国縦貫自動車道の予定がございます。もう一つシビアな例を申しますと、これは医療救急の対象になつておられます公害病——慢性気管支炎、気管ぜんそく、ぜんそく性気管支炎、肺気腫と、これらの中の統発

症——四日市、尼崎、川崎、水質汚染でいうと、例の水俣市の水俣病、阿賀野川周辺の水俣病、さらには神通川流域のイタイイタ病等々、こういふような問題から勘案いたしまして、将来予見されるであろうという公害に対する防止事業にもやはりこの際考え方を及ぼさなければならないという、「その原因となると認められる程度」なんぞがございますね。

○山中國務大臣 新幹線や高速道路の電波障害とか、日照権とか、あるいは高層ビルの局地強風とかいうものは、公害の概念でこの基本法でつかまえておりませんので、今回の公害防止事業費事業者負担法でも対象としておりませんが、これからそういう引き起こすおそれがある。あるいはそのような性格の企業であるものは、当然その負担の対象となるわけございます。

○土井委員 これは、第四条の一項の問題を先ほどからお尋ねした限りにおいて、「その原因となると認められる程度」の内容がなかなかあいまいでございまして、はつきりした何らかの基準、あるいは予見される公害に対処する予防事業としての内容は、一向に具体的ではないと思うのです。

さらに、それについて二項、三項と見てまいりますと、公害に対する事業の寄与度の割合であるとか、あるいは公害防止事業費の負担免除事項などがございまして、このことによつて、ついぶん事業者の負担額が減額されるという可能性がござります。しかもその内容が、具体的な基準を求める用意されておりました公害防止事業費事業者負担の問題も、かご抜けと申しますか、しり抜けと申しますか、事業者に対する負担すべき内容について、当然負担し得ないということも起こり得るかもしれません。ひとつ、この問題についての具体的な基準なり、具体的な「その原因となると認められる程度」について、なおかつこの法文上明確にする余地ありと私は思うわけでございますが、そ

の余地ありやなしや。その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○山中國務大臣 これはそれぞれの地方の審議会において決定することになりますが、そのよつて立つ基準となるべき事業の範囲あるいはその事業に対する基準となるべき比率、これは法律に明示いたしてございますので、それを基準として、それぞれの地方において施行者の責任において、審議会を経て、施行者が定めればそれでよろしい

ということなのでございます。国や自治体の負担区分が明記されていないと、それが明記されていない場合、事業者がそれに対して負担金を納付しない場合、強制徴収をするという内容になつておるわけですが、私はおそらく、この事柄を十二条でいうことが定められております。つまり、国や自治体が事業者に肩がわりをして支払う、後に事業者がそれに対して負担金を納付しない場合、強制徴収をするという内容になつておるわけですが、私はおそらく、この事柄を十二条でいうことが定められた背後からしますと、國や自治体の負担区分が明記されていない限り、住民へのしわ寄せ、いまが、私はおそらく、この事柄を十二条で

はね返りということを心配せざるを得ないのであります。公害防止事業費負担の法規が現在認められつつあるわけでございますが、これは実は公害防止事業費住民負担法案にもなりかねない、そういうふうに私はたいへん憂えております。

この事柄はさらに、十六条で「中小企業者に対する配慮」の条項がございまして、國や地方公共団体は、税制上、金融上必要な措置を中小企業に対し配慮しなければならない、そういう条項がございます。大蔵大臣は先ほどの御答弁で、本来公害発生源企業は公害防止に対して、できたら原則的にそれは全面的に負担すべきであるというお話をございました。その原則からいたしますと、おそらくは一般会計による補助ではなくて、投資

によるところの融資の額を広げるということに当然なるかと思うのです。このたびの財政投融資計画、来年度でございますが、大蔵省で考えられております、中小企業に対する金融公庫の公害に対する融資の基準のワクなどの程度ゆるめられるか。また、それでもって実際問題、住民のほうにしわ寄せを持つていかないという確認をここですることができるかどうか。ひとつ大蔵大臣、お願いいたします。

○福田国務大臣 公害対策事業を市町村が行なうという場合に、その財源を企業が負担するといふ、そういうことになるわけですね。全部を企業が負担しない。その一部はどうしても市町村が負担するということになるわけです。それに対しましては、国は融資の援助をするとかあるいは補助である程度考えるとか、そういうことになるわけです。それを四十六年度予算では具体的に数字に盛り込む、こういう考え方でございます。

○土井委員 具体的に数字に盛り込まれて、そうして必ず事業者に対する負担は住民のほうにしわ寄せを持つてこないと、ここでお約束していただけます。

○福田国務大臣 まあ、地域問題ですから、その地

域の市町村が負担をするという面も出てくるので

す。これは地域住民の負担になるわけです。しかし、この公害を出した事業者から四分の三とい

う高い費用負担をお願いするわけでございますか

ら、大かたはそれで片づいてしまう。片づかないと

ころは地域住民の負担に幾らかいくのはあります。しかし国が援助をするというものもある。そ

れから交付税交付金の分配においてこれを考慮する、こういう場合もある。しかし、そう地域住民に、御心配になるような大きな負担はいかない、こ

ういうふうに御了承願つたらいいのじゃあるまいが、さように考えます。

○土井委員 そこで最初に大蔵大臣に対して、公害発生源の企業に対する公害防止事業費全額負担

ということは、できる限りやらなければならぬ

といふ詰めをしておいたわけでございます。

つ、住民のほうにしわ寄せがこないよう、この

際お約束をお願いしたいと思います。

さらに最後にこの問題で一つだけ山中総務長

官にお伺いしておきたいのは、こういう事業者負

担によりまして、損害賠償の逃げ口上となること

はないかという問題でございます。いかがでござ

いますか。

○山中國務大臣 まず初めに、企業者に負担させ

ることが住民の負担にならないかというお話をす

が、ちょっとと大蔵大臣は財政の仕組みの議論だけ

されましたが、こんがらかってはいけませんが、

まず一義的には公害に関する企業といふものが負担をする。そして公共事業が行なわれる。そ

の残りに対しても、国がある程度特例を予算で認

めることになると思いますが、補助をして、さら

に地方についてはその残りの起債なりあるいは特

別の配慮をする等、それの財源の償還等について

は交付税で手当でをする等、一般住民に対して迷

惑をかけないようにするとは完璧にできるわ

けでございますので、その点は誤解のないように

お願ひしたいと思ひます。

それから第二点。第二点は何でしたか。(土井

委員「損害賠償責任の逃げ口上」と呼ぶ)わか

りました。賠償責任の逃げ口上になるかという話

であります。ですが、これはまだ全く別なケースで、そ

れらの被害が発生したときににおいて、被害者の立

場における地域住民が加害者とおぼしき業者に対

して要求をし、もしくは紛争処理のあっせんを頼

むという問題でありますから、そのような問題で

得ないことでございます。

○土井委員 さて次に、教育の問題について少しお尋ねをい

たします。

○文部大臣 小中学校の学習指導要領というのが

ございますね。かつて昭和三十三年に告示された

二年八月から施行されております現在の公害対

策基本法がございません。けれども、四十三年、

さらに四十四年四月に告示されております新学習

指導要領になつてしまりますと、これはもう四十

二年八月以降の問題でございますから、公害対策

基本法がすでにあるとしなければならないわけで

ございます。公害対策基本法が施行されてから四

十三年まで、四十四年四月の間まで、何らこの学習

指導要領に改定がなかつたわけでございます。

○坂田国務大臣 いまのお話でございますが、大

体 指導要領をつくりますのに相当時間がかかりますし、それからまた、指導要領をつくりまして

が、この点いかがなんでございますか。

○坂田国務大臣 いまのお話でございますが、大

体 指導要領をつくりますのに相当時間がかかりますし、それからまた、指導要領をつくりまして</

はございります。日本国憲法第十三条はございります。さらに教育基本法はございります。それぞれの

憲法、法律に従つて考えるのが、法治国家である日本。民主教育の根本であらうかと私は思うのでございます。その点から考えてまいりますと、三十年から四十三年に至るまで、三十三年から四十四年に至るまで、公害対策基本法が施行されてからも、なおかつこの学習指導要領に対する手直しがなされず、しかもいま採択されて来年度から使用されるようとしております教科書の内容が憲法から考えても遠く、教育基本法から考えても遠く、さらに憲法や教育基本法から考えまして私たちどうかと思う、現在審議中のこの公害対策基本法、これよりも次元が低い、こういう教科書についてどういう措置を講じられるか。私は、この際この弊害書については回収をして、そしてこれは使わぬいいという措置を講ずることが適当だと思うのです。文部大臣いかがでござりますか。

それから、指導要領というのはそう簡単に済んでしまうわけではありませんから、この指導要領を確立するに基づきまして、指導資料というものを毎年提出します。あるいはまた行政指導もやります。したがって、いまして、一番早い機会に、指導要領が改定される、あるいは実際問題として教科書が編さんさざるゝ、そのときに御注意の点は改定をしていきたい。しかし、現在不都合なことがございましたらば、その点についての行政指導というものはしばらく時をかしていただきたいというふうに思います。

○加藤委員長　土井たか子君に申し上げます。大熱した論議で残念でございましょうが、あなたの方時間がなくなりました。

○北側委員 私は、下水道法案の一部改正についての問題を主体としてお聞きしてまいりたいと思うのであります。午前中の根本建設大臣の答弁で、公共下水道のおくれを、諸外国に比べまして非常に日本がおくれておるということを嘆いておられたわけですが、やはり今日の水質の保全のためはどうしても下水道整備であろう。私はこのように思つておるわけであります。

そこで、このように下水道法が一部改正されましても、一番大事なことは、この下水道を整備するところの地方公共団体に対して一休国がどれほど補助金を出していくのか、このことが非常に大事なわけであります。ところが、先ほどの審議の中ありましたとおり、この下水道法が昭和三十三年に制定されておる。ところが、その一番大事な内容である第三十四条の公共下水道及び都市下水路に関する費用の補助について、それについては、地方公共団体に対するその補助というものは予算の範囲内において政令で定める、このようにきめてあるわけです。ところが、昭和三十三年以来、この「政令で定める」という部分につきまして、その政令がいまだにきまっておらない、これが実情です。

私は、今回の下水道法の法改正、これはその目的に水質の保全という法改正が入れられたことが一番大きな内容ではないかと思うのです。それに従いまして流域別下水道計画の策定、また本流化の義務づけ、また公共下水道及び流域下水道については終末処理場を有しなければならない、このような規定が全部変わってきたわけです。ところが、地方公共団体が建設すべきこのようない下水道に対して、政令でこれが定まってないとするならば、これから下水道整備を行なつていいこうとする地方公共団体が、その長期計画のめどが立たないのじやないか、私はこのように思うわけです。そういう点をまず第一番に、なぜその政令をきめなかつたのか、今後どうしていくつもりなのか、そういうことにつきまして、建設大臣、自治大臣、大蔵大臣にお伺いしたいと思います。

○根本国務大臣 お答え申し上げます。
先ほど大橋さんの質問がありましたが、私に名
ざしがなかつたのであまりこれに答えておりませ
ん。あらためてお答え申し上げますが、ただい
ま御指摘のように、下水道法が昭和三十三年四月
二十四日にこれは公布されています。しかしながら
、今日まで三十四条の政令ができていないとい
うことはまさに残念でございますが、実は制
定された当時、日本の各自治体も下水道に対する
関心が非常に低かつたのでござります。従来は下
水道事業が市町村の固有事業のような形になりま
して、それにわずかに国が助成しておるという状
況であります。したがいまして、昭和三十三年の
國の経費がわずかに十億とそこそことです。しかも國
費の負担率は一・一%とそこそことです。それが漸次社
会の発展に伴う下水の必要が、非常に認識が高ま
りまして、昭和四十三年にはこれが二百十七億程
度まで國費があえました。で、本年の予算編成に
は、特に私がこの問題を取り上げまして、大蔵大
臣の非常な協力を得まして三百六十一億余になりました。
この国費の率も二二・一%になつてお
る。また補助率も四分の一、三分の一、十分の四
というふうに漸次上げていまつたのでございま
す。これは実は非常に規模が小さく、しかも事業
をやる自治体が非常に少なかつたためにこうなつ
たのでありますするが、その後、関係市町村それから
県当局とも協議をいたしまして、今後全面的にこ
れを進めるということで、実は先ほど一部御答弁
申し上げましたが、昭和四十六年から新しい第三
次の下水道計画を策定していくだくつもりでござ
います。その金額は二兆六千億と見ております。
この際にあたりまして、いま御指摘のように政令
が出ないと地方自治体も非常に迷惑するといふこと
とで、第三次下水道整備計画のときに政令をあわ
せてきめて、少なくとも来年の通常国会当時には
その内容をお示しし得ることができるじやない
か、そういうよろいまと意氣込みで勉強さしてお
る段階でございます。

○北側委員 大蔵大臣、いま建設大臣があのような答弁をしたのですが、大蔵大臣はどうですか。

簡単にお願いします。

○福田国務大臣 いま建設大臣からお答えいたしましたように、四十六年度予算要求として第三次下水道五カ年計画が提出されております。これは二兆六千億でありましたか、多額の金額にのぼる問題でありますが、公害問題非常に重要なおりかうでありますので、大蔵省いたしましては積極的な対応をいたしたい、こういうふうに考えております。ただその補助率、これは現在非常に高いのです。四割補助、あと六割は地方自治団体、事業者の負担になりますが、これは今度の費用負担法によりまして企業者負担というような道も開かれておりますので、この四割の補助率は相当のものであろう、かように考えております。

○北側委員 私の言うのは、政令を内容をきめるかと聞いておるのであります。お答え願います。

○根本国務大臣 先ほど申し上げましたように、これは四十六年度予算を編成するときにあたつて、四十六年度を初年度とする第三次下水道五カ年計画が閣議決定されるということが前提とわれわれは考えております。その際には、五カ年間に私のはうで要求しておるのは二兆六千億です。ところが、ただいま大蔵大臣は二兆一千億と言われたのは、これはいわゆる経済社会発展計画における配分が五カ年計画に割り当てる二兆一千億になる、こういうわけなんですね。しかし、私は、この経済社会発展計画を閣議了解をするときにはたって、あらかじめ大蔵大臣並びに経済企画庁長官に希望と要請をしておいたのです。それは、このような状況では現在の下水道を処理するにはとうていまかない切れませんぞと。そこで今回は、いまの社会開発計画ですか、あれの予備費一兆円がありますので、そのうちの半分五千億をこの下水道整備に割り当てるべきだ、それを前提として二兆六千億を要請しておる、こういう段階でござります。

○北側委員 先ほど大藏大臣は、下水道整備に対する四割からの非常に高い国庫資金を出しておる、このようにおっしゃっておられます。しかし、実際全下水道事業のいわゆる補助対象率、これは五四%になつてゐるのです。この五四%の四割なんですね。そうでしょう。だから、私は決して高いものではない、こう思ひわけです。そこで、この水質の保全をやつしていくために、たとえば今回建設省から大蔵省に対して概算要求になつた二兆六千億。この二兆六千億の建設省が昭和四十六年度に対して要求なさつておる金額が七百一億になりますね。七百一億要求なさつておる。はたしてこれで第三次下水道五ヵ年計画が達成するのかということです。二兆六千億が達成するのかどうかということです。このような要求で達成できるのかどうかということです。ひとつ建設大臣、それをお願いします。

○北側委員 先ほど大藏大臣は、下水道整備に対する割合から非常に高い国庫資金を出しておられる、このようにおつしやつておられます。しかし、実際全下水道事業のいわゆる補助対象率、これは五四%になっているのです。この五四%の四割なんですね。そうでしょう。だから私は決して高いものではない、こう思うわけです。そこで、この本質の保全をやっていくために、たとえば今回建設省から大蔵省に対して概算要求になつた二兆六千億、この二兆六千億の建設省が昭和四十六年度に對して要求なさつておる金額が七百一億になりますね。七百一億要求なさつておるはたしてこれで第三次下水道五カ年計画が達成するのかということです。二兆六千億が達成するのかということです。このような要求で達成できるのかどうかということです。ひとつ建設大臣、それをお願いします。

制限、こういうものを見ましても現在の河川は一級河川、二級河川、これは河川法上の河川であつて、河川法上以外の河川は法定河川の一、五等からの長さがあるのです。そういうところにきたらないものが全部流されておる。そうして、いろいろな問題が現在起つておるような状況なんですね。そういうことを考えますと、もちろん水質汚濁防止法ができたから知つております。知つておれば、やはり家庭排水、工場排水をどうしても一度チエックするためには処理場が必要になつてくる。処理場をつくるためには公共下水道をつくるなければならない、流域下水道をつくるなければならない、こうなつてくるわけです。それがいふやうに審議されておる一番大事なところなんです。そこまでの大事故などころが初めて三〇%伸びていく、今までのケースではそういう伸び方はなかつた。始めからできないようなことをやるんじや何にならぬかと思うのです。それでは下水道法の一部改正をわれわれは真剣にここで国民のために、被害防止のためにやろうとしても、これではできまいようになつてしまふのです。そういう考えで困るんです。

会労働委員長着席) [加藤産業公害対策特別委員長退席 財政
だから問題は、なるほど昨年の予算から見たら、
れは伸びるのは当然です。しかし、今回の場合は
うんです。そのためにあらゆる法案が提出され
る。公害防止の法案が提出されておるわけです。
回は大蔵大臣も、きのうの答弁を聞いておりま
と、これに対しても非常に協力していきたい、
ういう答弁が返つておるわけであります。は
してこの二兆六千億どうですか、大蔵大臣。

○根本国務大臣 御質問の趣旨はわかりますけ
ども、これは来年のわれわれの要求率が満たさ
ますれば伸び率は四六・七%になります。そう
う状況でございまして、従来、もともとの出発
が少なかつたから伸び率がこれだけになつても
かなかたいへんだ。それを今度 初年度が伸び
が一〇〇%にしたいという気持ちはありますする

○北側委員 ではお尋ねしますが、簡単に答弁をお聞かせください。この第三次五ヵ年計画で二兆九千億で四十数%、こうお答えになつたわけです。これは市街化区域内の中であらうと思うのですが、これは一〇〇%達成のめどはいつ立つのですか。市街化区域内における下水道事業が一〇〇%達成するには、いつをめどとしておるのですか。

○根本国務大臣 先ほどもお答えいたしましたが、これは閣議で了承されてることではあります。せんが、現在われわれの建設省として一応持つておる案では、昭和六十年までに大体十五兆円程度の経費が必要である。そこまでいたしますれば、街化区域の全地域について非常に環境の整備さえた下水制度ができ、各町村においても相当普及できる、こう思っております。

○北側委員 昭和六十年ということですが、そろそろと先般の新都市計画法、これによりますと

投資を十年以内で行なつて、そうして市街化としての位置づけをやつしていく、このようなことで、あつたわけです。この新都市計画法の十年といまのお話とでは非常に格差が出てきたんじゃないか、こういう考え方を私持つのですが、その点どうでしようか。

○根本国務大臣 この都市計画の中では、新市街地としてこれから新たにできるところの市街地に對するところの処置もござります。それから、既成市街の再開発もある。ところが現在では、日本では既成市街地のほうが非常に立ちあぐれておる、これが一つです。それから、御指摘になりました新しい市街地域を線引きしたところでつくつていくときには、これは優先的に、都市計画の必要条件として道路、下水道、それから緑地とか、こういうものを整備していくということになります。したがいまして、御指摘になりましたように、計画的にはつきりと、昭和六十年度における下水道のわれわれの持つておる構想と必ずしもマッチしていない点があることは現在のところやむを得ないと思っております。

○北側委員 そうしますと、この新全総、これに
よって一応その予算の割りをきめたのじゃないか
と思うのです。それを変更しなければならない事
態になつてくるのじやないかと私は思うのです
が、その点どうでしようか。

○根本国務大臣 お答え申し上げます。
新全総の計画の変更は、私から、一建設大臣か
ら言うべきことではないと思います。しかしながら、
これは日本の経済の発展の一つの見通しのも
とに立てたものでありますから、いわゆる計画經
済におけるところの計画ではございません。した
がいまして、これは新全総もそうした社会情勢、
世界情勢の変化に応じて検討し、変更することの
あることは、これは常識的に考えてあり得ること
だと思う次第でござります。

○北側委員 時間がだんだん迫つてまいりました
ので、一つだけ大事なポイントを聞いておきたい

10

と思うのです。と申しますのは、いま建設大臣も申されたとおり、新市街地の方面が、公共投資のあが非常におくれておる、こういうお話をなんですか。ところが下水道整備においては、たとえばこ

○根本国務大臣 お答え申し上げます。
すか。 べて、新市街地をたくさん持つ六大都市の国庫補助金が非常に悪い、これに対してどういう考え方で

○根本國務大臣 お答え申し上げます。

大きい市街のほうは、これはまだ財政能力があります。したがって、こちらのほうでは起債で相当やつていけるのです。ところが、新しいところは起債能力がないために、そこに若干のアンバランスが出てくるという状況でございます。そこで、先ほどもお答え申し上げましたように、今度は政令をつくるときにあたって、補助率をできるだけ調整をいたしていきたいと思っておりますが、ところが今度は事業量の伸びが非常に著しいので、補助率よりもむしろ補助の額、補助対象を大きくしてほしいという望が、いま北側さんが言われたことを書きするごとにこれはできております。だから新市街地を持っているところが補助率よりもむしろ補助対象のワクをふやせ、これがもとどまると思つますので、そういう点を考慮して政令をつくつてみたいと思つております。

会でやらしていただきます。

ところが、今回のこの下水道法改正によって、地方公共団体の財政負担というのは非常に大きくなつてくるわけです。たとえばこの改正に含まれましたところの流域別下水道総合計画の策定、これは都道府県がやるようになつておる。また公基下水道、都市下水道、流域下水道、こういうもの

〔倉成社会労働委員長退席 加藤産業公害対策特別委員長着席〕

それによつて解決していきたい。それでもある程度は解決できるでしょうが、実際の問題として、こういろいろな地方公共団体の負担、また監視体制の強化、こういう面を考えますと、一体園としては、これに具体的にどのような援助をしていくのか。これを建設大臣、自治大臣からお伺いをしたいと思うのですが。

の維持管理、これはやはり下水道が伸びてきますと、その維持管理費が非常に市町村にかかるので改正によりまして、公共下水道及び流域下水道は、終末処理場を有さなければならぬ。現在の公共下水道で、終末処理場を有していない下水道が多いございます。これは有しなければならないようになつてくる。この建設資金は非常にばく大なものになつてくる。またあわせて今までのくみ取り便所が、これは水洗化が義務づけされおる。特別な事情という一項がありまして、これに対して地方公共団体が相当数の援助金なり貸し付け金を出さなければならない。このように、この法改正によつて、地方公共団体の財政的な負担がいよいよふえてくるわけです。いま大臣が言われたとおり、補助対象ワクを上へ上げたい、としここに率直にいきたい。それでもある星

○秋田國務大臣 下水道整備事業が、快適な生活環境の整備、また公害、ことに水質問題のために重点的にしなければならない重要な事業であることは申しまでもありません。自治省としては、今後これに重点を置いてやってまいりたいと思います。

○加藤委員長 次は古屋亨君。
○古屋委員 私は、公害関連の質疑を通じまして、公害と

○北側委員 もう時間が参りましたようですか
ら、私のお願ひにとどめて終わりますが、何とい
いましても先ほど申しましたとおり、この下水道
整備、これはやはり地方公共団体が非常に財政負
担を受けていくわけです。そういう面でこれに對
する国の補助をどのように勘案していくか、こう
いう問題がこの下水道整備の進捗率、これに非常
に大きく影響してくるわけです。これをおろそかに
しますと、このような法律をつくっても実際の
問題としては下水道整備がなされない、このよう
になってくるわけです。そこで先ほど申しました
とおり、最初に言いました政令の問題にしましては
も、長期計画を立てる上にとつてはどうしてもこ
れをはつきりときめていただきたい、こういうう
望が非常に強いわけです。そういう点を考慮して

○秋田國務大臣 下水道整備事業が、快適な生活環境の整備、また公害、ことに水質問題のために重点的にしなければならない重要な事業であることは申しますでもあります。自治省としては、今後これに重点を置いてやってまいりたいと思います。

ただいま各大臣からもお話をありましたとおり、国庫の補助制度を拡充していかなければなりません。これには補助負担率の問題もあります。それからどこまでを補助するかという実は範囲の問題があるうと思います。こういう点につきまして、関係官庁とひとつ協議をいたしまして、拡充、強化をはかると同時に、足らないところにつきましては、やはり地方交付税の基準財政需要額について考慮をいたしたい。なお足らないところは、もちろん地方債をもってこれに充てなければなりませんが、これの充当率が年々下がつておるような状況であります。これにはやはり資金量の適量をはからなければなりません。今年度八百二十一億円措置をいたしましたが、来年度は五一兆九百三十九億円を要求いたしております。これは二兆六千億のときにも適合する数字でござります。ぜひともこれを確保いたしたい、努力してまいる所存でございます。

価にはどの程度影響してくるか、これをどういちらうにするかというようなビジョンを、できるだけ早い機会に打ち出されまして、国民との対話をともに、総力を結集すべきであると考えております

す。この公害に対する基本的姿勢につきまして、
総理の御所信を伺いたいと存じます。

○佐藤内閣總理大臣 お答えいたしますが、たゞいま古屋君の御意見どおり、何にもつけ加えるものはよ、とうに思ひます。今は、全國の公書籍生

の模様を見まして、非常にうまくいっている地域、そういうところでは地域住民と企業者との間

のコミュニケーションが十二分にいっておりました。しかしながら、本来さような事柄が話がつか

ないのかと思うほど、両者の間が隔絶しておる例がある。こういうことを考へると、企業者そのものが、まず第一に自分たちの社会責任を感する上

同時に、その地域の住民も積極的にやはり企業に協力する。協力を通じて理解をし、そして同時に

公害発生を未然に防ぐとか、あるいは発生がやむを得ない場合に、事後の措置についていかにする

か、これは国あるいは地方公共団体等がその間をあつせんする場合もあります。しかし、何にいたしまして、最初の問題が一番大事よ二二でう

最初の問題は「権力大事なこと」である。双方のコミュニケーションが大事でなければならぬ。それにはそれぞれの立場、その職責、自

分たちの社会的義務、これを強く考えなければならない。多くの場合におきまして、それは住民よ

りも企業者そのものが社会的責任を考えるとか、あるいは地方公共団体そのものが地域住民の利益にむかう自分たちの職責を考えるとか、あるいはよ

のためには自分たちの職責を果たさなければならぬ。しかし、また国がそういう立場に立つてこの問題と取り組むとか、そういうことが望ましいのではないだろ

うか。だから、ただいま話されたことについて、別につけ加える何ものもないよう思います。

○古澤委員 次に、地方行政の立場から、自治省
関係を中心としてお伺いをしたいと思います。

公害問題における当該行政が地元住民の主張する
当委譲されることに相なると思つておるのであり
ますが、自治省としては、今回の法律によります

委議で大体十分であるか。六大都市その他の政令都市に対する委譲は、まだこれからもこの法の施行に伴いまして、もう少し委譲すべきであると考えられておりますか。あるいは市町村長への委譲につきましては、委譲内容について拡大する必要性がないか。また、規制権限が委譲されませんでしたところの、たとえば鶴山保安法関係、あるいは電気ガス関係につきましては、今後の取り扱いをどういうふうに行なう予定であるか。さらに、条例で上乗せ基準の設定を認めるように相なつておりますが、大気汚染に関しましては、先ほども他の委員からの御質問があつたようですが、硫酸化物について例外の取り扱いとなつております。地域公害防止対策の見地から、この点自治省としてはいかに考えておられますか。要するに規制権限の問題について、これで十分であるか、あるいはまた、今後情勢の進展によつては、委譲内容あるいは委譲対象についても拡大していかれるか、これに対する指導の御方針について自治大臣からお伺いしたいと思います。

しましても、政令によりまして一部都市にこれが認められるようになつております。元来、騒音についても、大気汚染についても、一部の都市にあります。また今回の法の改正で、産業廃棄物の処理施設につきましては、保健所が置かれている市の市長にその許可する権限をおろすとか、所要の措置を講じております。その他、政令でもつて今後考えられる余地を残しておりますので、こういう点につきましては、大幅に地方の実情に即してこれらの規制ができますようにひとつ考慮をしてまいりたいと考えております。

それから硫黄酸化物の点につきまして、低硫黄の重油が少ないのでございまして、今度の法案に上乗せができないようになつておりますが、これにつきましては、やはり地域の実情に応じて、当てはめにつきましては地方公共団体の意思を十分聞いて、ひとつやつていただけるようにしてまいりたい。また、電気ガス事業等につきましては、これらの生産物質の広域的な安定供給という国家要請のために、知事の要請権限ということにとどまつたような形ではございますけれども、これは実際の運用によりまして、権限を委譲したと同じような効果を十分發揮し得る期待が十分持てます。しかしながら、これらにつきましても今後の運用に従いまして改定すべきものがあるとするならば、地方住民の健康の維持、良好な生活環境の維持のためにやはり考えなければならぬかと思ひますけれども、まず現状の状態におきましては今回の法改正で十分ではなかろうか、今後の推移はもちろん考えてまいりたいと考えております。

うなことも考えられるのでありますて、まず第一点につきましては、公害対策基本法の十九条、二十三条の問題でございます。自治省は、公害防止対策事業推進のために、國の財政上の特別措置を検討中であつて、公害関係法案とともにこの国会に提出するというよくな動きもあつたようと思ひますが、今度の国会には提案されなかつたのであります。その関係を第一にお伺いしたい。

それから第二番目に、千葉の市原、三重の四日市あるいは岡山の三県の公害防止計画事業がこの間、十二月一日付で、内閣総理大臣の承認を受けた趣きであります。が、その計画の目的の達成のためには、地方の実情に即応いたしました國からの財政上、金融上の措置が必要であると考えられますが、相当地大きな事業計画の費用を承認しております。が、これは特に大蔵大臣にお伺いしたいのですが、総理大臣が事業計画を承認されたものでありますから、事業者はもとよりであります。が、地方団体が行ないます事業につきましては、國と地方との配分は別にいたしましても、総ワクにつきましては、大蔵大臣としても了承されておるものと思うのですが、その点をお話を願いたいと思います。

もう一つ、財政上の問題につきまして申し上げたいと思いますのは、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、北九州のいわゆる政令都市の今年度の公害対策予算を見てみますと、予算額は、これは大気汚染とか水質汚濁等の監視とか、測定とか規制とか、あるいは苦情処理に要するそういう直接的な経費で、事業費は含んでおりませんが、七つの指定都市の六つでこしの十二月一日現在で調べてみると、公害関係の予算是七兆八千六百二十四億四千万、こういうふうになつておりますが、そのうち国庫補助は千五百七万でありますて、ペーセントで言うと一・九二%でございます。こういうような数字から見ましても、私は、地方の財政といふものにつきまして、いわゆる公害基本法の二十三条によります地方公共団体に対する財政措置につきまして、いかにお考えになつております、次の

通常国会でそれに対する措置が行なわれますかどうか、その点もあわせてお伺いしたいと思いま

す。

○秋田国務大臣 今度の法令改正によりまして、

地方公共団体の行ないます公害対策事業経費その他の経費、ふえました分は交付税等あるいは地方債等で、所要の措置を講じてまいりたいと思いま

す。

なお、十九条の問題につきまして、国の負担制度の拡充を中心とした、広範囲な総合的な見地からの負担の問題についての取り扱いにつきましては、できるならば、この国会に成案を得たいと關係官庁とせつかく協議を進めたのであります、詰まらなかつたのでござります。そこで、来国会までには所要の結論を得たいとせつかく協議中でございます。

その他の点につきましては大蔵大臣のほうか

る、さような考え方でございます。

○古屋委員

ただいま大蔵大臣の御答弁でござりますが、私ども地方行政の観点から考えてみます

と、必ずしも大蔵大臣の御意見のように豊かに

なつておるかどうかということにつきましては、いろいろ見解を持っておるものでございますが、

しかし、この点は別にいたしまして、公害法の施

行で、地方に権限が委譲されたものを行なうた

めの費用というものにつきましては、十分ひとつお考えをお願いしたい、これは要望でございます。

さらにお伺いしたいのでございますが、費用負

担法では事業者の費用負担については規定してお

りますが、國なり地方公共団体の公的負担につきましてはどうなつておりますか。公害基本法の関係からいたしまして、ひとつお伺いをいたしたい

と思います。これは総務長官。

○山中國務大臣 これもたびたび答弁いたしてお

りますが、やはり予算編成と関連をいたしまして、さらに税制や金融等の問題も一緒に詰めた

い、あるいはまたそうすることが運営上至当であ

るうと考へまして、自治大臣が先ほど言わたった

ことにも関連がありますが、一応自治省等は検討を

されたのであります。よく政府全体で相談の

上、予算を編成する場合に十分念頭に置いて編成

し、その実を受けた後、必要なものは立法しよ

う、こういうことにいたしておるわけでございま

す。

○古屋委員 次に、中小企業関係につきまして、

特に通産大臣にお伺いをいたしたいであります

が、公害規制の強化に伴いまして、中小企業のう

ちには、公害防止設備の投資の負担に耐えかねま

して、廃業あるいは倒産するものが見られ、また

今後もこの傾向は増加するよう見られるのであ

りますが、政府は、公害対策と中小企業対策の総

合的実施、ないし調和につきまして、どのような

方途を講ずるおつもりであるか、費用負担法に基

づきまする事業者に負担金を納付させる場合に、

事業者特に中小企業者に過度な負担をしいることのないよう、いかに配意をされておりますか、その点もあわせてお伺いをいたしたいと思います。

○宮澤国務大臣 中小企業者の公害との関連につきましては、公害基本法にも、中小企業には特に配慮すべきだという規定がございまして、現在今年度の予算におきましても、金融にいたしましても税制にいたしましても、あるいは技術開発、そのための指導等につきましては、所要の経費を計上しております。また費用の負担の法律におきましては、中小企業について再び特に配慮をする

ようという規定がござることは御承知のとおりであります。具体的に私も考えますと、基準を決定いたしますときに、まあ非常に小規模な施設の事業者がある程度対象から、これは完全にというわけにはまいりませんかもしませんが、そこはしんしゃくをするというようなこと、あるいは負担の額を配分いたしますときの基準についても、そういう配慮をいたしますというようなこと、また負担金がきまりました場合の納付の方法、これは長期あるいは分割払いというようなことも考えられます。それから、その事業費の負担分につきましての融資、それからその負担分を損金として計上するかどうか、この点は、大蔵大臣も積極的にお考えいただけるようないふうに思いますが、総合的に勘案しまして、中央と地方の財政状況、こういうものをどういうふうに調整するか、こういう大きな問題が実はあるわけですが、その中において妥当な解決をしたい、こ

ういうふうに考えます。とにかくさしあたり考えられますのは、何といつても公害地区というの

片寄つております。その地区に對して地方交付税

の配分を厚くする、この問題があると思います。

それから國の起債の充当、政府資金の起債への充當、これについて特別の配慮をしなければならぬ、こういうふうに考えます。それだけで片づかれない問題をどうするか、これは中央、地方全体の財政調整、そういう中において妥当な解決をす

ういうようなことを考えてみたいといふうに思つております。

それから金融面におきましては、ただいまでも

中小企業金融公庫とか国民金融公庫で、特別ワク

を設定いたしまして、中小企業者に便益をはかつております。しかしこれを拡充いたしたい、こういうふうに考えております。また、新たに今度は費用分担という問題が起りますが、その際にもさような特別ワク融資が適用されるように何とかいたしたい、かような考え方でございます。

○古屋委員 次に私は、先ほど他の委員からお話をございましたが、下水道関係について、おもに

経済企画庁長官にお伺いをいたしたいと思いま

す。

水質汚濁対策につきましては、ニクソン大統領の教書によりますと、五カ年間に百億ドルの計画を提案をされております。わが国におきましては、下水道整備は、住宅とか道路等、これもよく

れておりますが、そういうものに比較してもあま

りにも小規模であります。昨年四十四年の末で市街地の二二%、屎尿の下水道による水洗処理は人口の一%に足らないという状況でございまして、この問題につきましては、本委員会におきましてたびたび建設大臣から今後の方針等をお伺いしておるのでございますが、私がここでお伺いしておるのは九月一日に閣議決定されました水質汚濁にかかる環境基準につきまして、類型指定と達成期限が定められまして、四十九水域のうちで二十五水域のみが五カ年間に達成されることになつておるのであります。本年の四月八日の衆議院の産業公害対策委員会におきまして、企画庁長官の答弁によりますと、「この五年の原則」というものはあくまで原則として保持しなければならない、こういうふうに考えておりま

す」というような答弁でございます。したがいまして、四十九水域中で二十五水域の達成では、原則五年以内と言えないのではないか。つまり四十

九をやろうというのが二十五になつてしまつた、

その理由を第一にお伺いをいたしたいと思いま

三

第一には、今後水域類型の指定権限を知事に委譲しようとしておるのでありますが、これらの水域の環境基準を原則五年以内で達成し得る見通しであるかどうか。こういうことを伺いたいしますのは、はつきり申し上げれば、水質環境保全の責任大臣であります企画庁長官から、こういう点の早期達成についていかなる決意を持つておられ

るか、その所信をお伺いしたいと思います。
○佐藤（一）國務大臣　まずあとの御質問から申し
上げますが、環境基準は約五十ぐらいま設定し
ております。年度の末、すなわち来年の三月の末に
は、これが大体八十近くになります。これは大体
人口的にいいますとほぼ五五%，全体の工業生産

境基準の設定は、本年度内に大体できると思いま
す。そうして、今度の新しい法律によりまして、
これを地方長官に今度委譲することになります。
私たちも中央政府だけでこういうことをやるとい
うことではなかなか進捗に限界がある、こういう
ことも頭に置いて今回の委譲が行なわれております。
ですから、地方長官は、地方の実情に応じまして、
さらに排水基準の要求が強まります。環境基準の
設定はもちろん国がやることでござりますけれど
も、地方のそうした排水基準の設定の要求の度合
いに応じて一そう進捗されるもの、こういうふう
に見ております。でありますから、四十五年度に
引き続き四十六年度には相当進捗してまいり、こ
ういうふうに私どもは考えております。

それから環境基準達成の基礎ともいいくべき下水道の問題でございます。これにつきましては一五水系といつておりますが、実はこれはまだ試算の段階でございます。建設省の段階の試算としてやつておりますして、最終的には本年度の末に行なわれる予算折衝において、五ヵ年計画がいかに実体的に決定されるか、年を越えてどういうふうに正式に決定されるか、そちらにもよることでござります。いろいろな試算が成り立ち得ると思ひ

ます。すなわち全体の下水道の計画の中におきま

して、環境基準の設定に関連のある地域と、それ以外の地域の配分をいかにすることにするかというようなことをもかかわることでございます。そういうようない点も考えまして、しかし私たちは、建設大臣とも御相談しているのですが、できるだけ環境基準の達成に関連のある地域を重点的に下水道の普及をはかつてまいり、こういう考え方であります。二十五水域というものは、一応建設大臣が申しましたが、なお検討いたさなければなりません。

なお、五年の達成ということをわれわれは悲願にいたしておりますけれども、しばしば御指摘がありましたが、まことに残念なんですが、その点については下水道の計画による制約がござい

○古屋委員 次に進みまして、公害対策の問題についてお伺いします。いかにもがんばりましても下水道の普及がございませんとどうしても原則五年の達成が困難になる。そういうことで先般の環境基準の当てはめの際にも、原則は五年であるけれども、やむを得ず五年をこえる例外的地域がついぶんございます。これは一応現在見込まれるところの、いわゆる下水道の計画を頭に置いております。でありますから、今後私どもは、さらに下水道の計画といふものを拡大する努力を重ねまして、そうして原則五年の問題もできるだけその進捗をはかってまいりたい、こういうふうに考えております。

するのでございますが、国際交流の問題につきましては、公害日本列島などといわれておりますが、結局世界的問題でありますので、国際的立場に立つて相当考慮しなければ公害問題は解決しないものではあるまいか。こういう公害対策に関する国際協力というもののもつと進めていかなければならない。公害に関する知識や情報の交換とか、あるいは技術の公開、交流という点につきまして、先般アメリカのトレイン氏が来られて、総理と、総務長官とも会談されておりますが、この点につきまして佐藤経理の所見をお伺いしたいと

思います。

○佐藤内閣総理大臣 アメリカと日本との間で技術や知識の交流すること、これは約束ができました。ただ二国間だけではなく、国際連合でも、またOECDでもこの問題を取り上げておられます。したがって、ただいまの公害問題は、一国だけの問題じやなく、国際的な問題だ、その規模に立つてものごとを考えていかないところは解決しない。ことに海洋の汚濁というような問題になれば、明らかにお互いに協力する必要があります。また、国によつては積極的にいろいろ特別な技術を持っておりますから、そういう点も、これからはやはり公開していく必要があるんじゃないだらうか、かように思います。

また、科学技術の面だけを考えましても、いわゆる公害としていま毒氣を流しておるものにしてしまふべき方によつては副産物として利用することができる。こういうものが幾つも生産過程において考へられる。たとえばセメント工場の出しえおるいわゆる粉じん、それなども、集じん装置が簡単にできていれば副産物としてりっぱに活

用できる。あるいは重油の場合におきましても、硫黄がとれる、硫酸がとれる。さらにもう、硫酸その他で加工もできる。単純なごみにいたしましても、いろいろ堆肥になつたり、あるいはまた銅料に使われたり、あるいはまた、焼却したのちに中からいろいろ貴金属、重金属等が検出されるとか、とにかくわれわれがもつと科学技術を徹底すれば、いかようにでも克服できるんじやないか。私はそういうことを考えながら、国際的協力は必要だ、ことにまたWHOあるいはまた国連の各部部門においても積極的活動が何よりも必要だ、かようだらう、かのように思つております。そういう意味でただいま動きつつある、かように私も考えますし、また日本も、そういう意味でこれに協力するのが当然の責務だらう、かのように思つておる次第でござります。

たとえば無公害自動車の開発、電気自動車とか、

あるいはガソリンでCOの出ないもの。先ほど運輸大臣は、COの規制につきました、数年前の状態の規制ということを考えられておるというような、見通しの明るい話もあるのですが、また技術開発には、いろいろ関係の研究機関が非常に多いと思います。昨日総務長官は、来年度においてはデータバンクということを考えられておるというお話をございましたが、ぜひこの技術開発というものにつきましてはうんと力を入れて御努力をして、そして、たとえば、先ほど他の委員からお話をありましたように、アメリカに輸出しておる自動車は相当な数にのぼっておるのでございますが、公害の少ない自動車、公害の技術

の発達した自動車というものができませんと、向こうの技術が進んでまいりますと、輸出そのものも落ちてまいりますので、時間の関係でこの点の御答弁は要求いたしませんが、その点、要望いたしまして、技術開発につきましては、機構の面でも予算の面でもひとつ十分お考えを願いたいということを要望いたします。

最後に、これは総理に、公害機構の問題につきまして、昨日も他の委員からお話をありましたのが、政府が公害対策本部を設けまして、公害対策本部の総合的実施に当たつておられます点は、私も評価をしておるのでございますが、この本部の組織といふのは、いわゆる役所的に考えますと、不安定といつてはあれでございますけれども、臨時的な組織でありまして、来年度以降、この組織につきましていかにお考えになつておるか。私も長く、総理府で働かしていただきまして、仕事の内容を知つておりますが、昨日からのいろいろの御諮詢をお伺いいたしましても、山中総務長官は沖縄の問題、公害の問題、青少年の問題、恩給の問題、給与の問題、まあ山中総務長官でなければ、たいへん失礼でございますが、こんな能率的にできなことをだと私は考えておりますが、ぜひ公害大臣と申しますとか、公害担当大臣は山中大臣でございまが、こういう時局に対するためのビジョンを

はつきりするために専任の大臣をつくりました

す。

だいて専任の大臣と申しますが、部下の者が熱情を持って仕事に当たれるような体制につきました。総理、どういうふうにお考えでござりますか、ひとつ御所信を伺わしていただきまして、私の質問を終わらしていただきます。

○佐藤内閣總理大臣 公害を一般行政から分離して、公害だけの官庁をつくってみる。これも一つの考え方だと思います。しかし、今までの経験から見ますと、同時に、公害もどうしても除去しなければならない。その観点に立って、われわれが各企業、事業を指導していく立場に立つならば、必ずしも一部でいわれるような事業者本位の立場に立つて、こういうような調解もなしに、それだけうまくやれるのじやないか。本来の知識のあるところが公害排除を第一義的に考える、こういう考え方方に立てば、行政は十分実効があがるんじやないだろか、かようにも考えるのであります。ただ、問題は、各省まままちの考え方で、歩調がそろわない、通産省でやつておることと農林省でやつておることがどうも力の差がある、こういうことで、被害者側から見ましても被害者本位になつてないのじやないか。こういうようなこともあらうかと思うので、ただいま仕事をやつておるわけです。

しかし、これも問題は、何と申しましても実効をあげることが第一だと思います。公害対策は、百の議論ではなく一の実行である、かようには思ひますので、その実効をあげることが困難だという事情に立ち至れば、当然いまの本部方式といふものも變えて、別な方式を考えざるを得ないだろ、かようにも思います。しかし、いまのところ一応本部方式でスタートし、各省の考え方もまとまり、そうして公害排除、また公害起こさないようになります。これを第一義的に考える。福祉なくして繁榮なし、かよな立場に立つて取り組もうとせつかく言つている際でありますので、しばらく模様を見たら、かようにも考えておりま

おそらくは一貫性を欠いているというこの行き方からしても、十分これを今後強力に実施しなければならない。ことに驚いたことは文部省、いま出されておるこの公害対策基本法以下の考へで教科書を来年から指導する、こうじうような文面があつた。これじや一体どうなるのですか。総理

は、今後この公害の問題に対処するにあたつて、これは重大な決意をもつて当たらなければならぬと思うのです。ばらばらです。これに対して、どういうふうにして今後実施する決意ですか。

○佐藤内閣總理大臣 いま古屋君の最後の質問に答えたとおり、百の議論よりも一つの実行だ。実効をあげいかなければだめなんだ、こうじうことをたまに答えたばかりです。これは野党の立場でお聞き取りにならなかつたかわかりませんが、私は、国民の皆さん方はマイクを通じて、私の考え方をお聞き取りいただいたと思います。

その中で、ただいま御指摘になりますように、たいへん政府の処置があと追い、あと追いついたが実効があがらなかつた、法律を整備することもおくれていた、まことに残念でございました。私は昨日も、どうもいままでもいろいろ努力してきました。私はいまさら、臨時国会の開き方がおながければならないことがあるわけです。

まず、その一つは、出された法律案、このものも、まさにどろなわ式、速成、未熟兒的な法律案が多い。これに對しても、前に指摘しましたとおりに、六月の段階で三党から開会を要求されておった、しかし十一月の二十四日に始まつた、おそらく準備は相当整つておつただらうとわれわれは思つております。ところが、出てきたものは速成的な法律案だった。これでは、今後総理としても相当強力にこれをやつしていくのでなければ、まことにばらばらの答弁が多いのです。それだけ

思つております。このこととお議会が不信の念を抱かれ、このことを痛感したのです。ことに各省は、も、國民の皆さん方も、国会の審議、成立、これを首を長くして待つていらつしやるだらう、かよう

に思ひますので、そういう意味で、おくればせとか、あるいはどろなわだとか速成だと、等々の批判、「まさにそうだ」と呼ぶ者あり)これはも

まさに、そういうこともあるだらうと思ひます、が、皆さんのお力が借用できるなら、こういう点について、この点はこうじうように直したらどう

うだ、こうじうような御議論もぜひ聞かしていただきたい。ただ、私はこれが大事なことで、先ほども言ったように、百の議論よりも一つの実行、その実効をあげることを國民の皆さんは願つておられる。私もそういう立場でこの問題を取り組んでいくつもりでございます。

○島本委員 したがつて、私が申し上げた最後は、総理は、強力に今後はこれをまとめて行政に反映させなければならない、ということを言つてゐるんです。私は、そういう意味でこれから質問するのです。したがつて、法律はできても、これは單なる世論対策ではないし、そういうふうにして今後実施する決意ですか。

○佐藤内閣總理大臣 いま古屋君の最後の質問に答えたとおり、百の議論よりも一つの実行だ。実効をあげいかなければだめなんだ、こうじうことをたまに答えたばかりです。これは野党の立場でお聞き取りにならなかつたかわかりませんが、私は、国民の皆さん方はマイクを通じて、私の考え方をお聞き取りいただいたと思います。

その中で、ただいま御指摘になりますように、たいへん政府の処置があと追い、あと追いついたが実効があがらなかつた、法律を整備することもおくれていた、まことに残念でございました。私は昨日も、どうもいままでもいろいろ努力してきました。私はいまさら、臨時国会の開き方がおながければならないことがあるわけです。

まず、その一つは、出された法律案、このものも、まさにどろなわ式、速成、未熟兒的な法律案が多い。これに對しても、前に指摘しましたとおりに、六月の段階で三党から開会を要求されておつた、しかし十一月の二十四日に始まつた、おそらく準備は相当整つておつただらうとわれわれは思つております。ところが、出てきたものは速成的な法律案だった。これでは、今後総理としても相当強力にこれをやつしていくのでなければ、まことにばらばらの答弁が多いのです。それだけ

思つております。このこととお議会が不信の念を抱かれ、このことを痛感したのです。ことに各省は、も、國民の皆さん方も、国会の審議、成立、これを首を長くして待つていらつしやるだらう、かよう

に思ひますので、そういう意味で、おくればせとか、あるいはどろなわだとか速成だと、等々の批判、「まさにそうだ」と呼ぶ者あり)これはも

まさに、そういうこともあるだらうと思ひます、が、皆さんのお力が借用できるなら、こういう点について、この点はこうじうように直したらどう

はつきりするために専任の大臣をつくりました

だいて専任の大臣と申しますが、部下の者が熱情を持って仕事に当たれるような体制につきました。総理、どういうふうにお考えでござりますか、ひとつ御所信を伺わしていただきまして、私の質問を終わらしていただきます。

○佐藤内閣總理大臣 公害を一般行政から分離して、公害だけの官庁をつくってみる。これも一つの考え方だと思います。しかし、今までの経験から見ますと、同時に、公害もどうしても除去しなければならない。その観点に立つて、われわれが各企業、事業を指導していく立場に立つならば、必ずしも一部でいわれるような事業者本位の立場に立つて、ほんとうに公害排除を第一義的に考えるのは、こうじうよ

ういうふうに思ひます。その前に、きょう来る直前に——公害の問題をわかれわかれがいろいろと審議している。その際に、はたしてこのイタイイタイ病、木俣病、四日市ゼンそくといわれる人、この被害者の数が現在どうなつておるのか、調べてもらいました。イタイイタイ病の場合には、二百五名患者がおつて、ほかに百十八名死んでおるのだ。木俣病の場合には、百十六名患者がおつて、四十六名、現在死んでおるんだ。四日市ゼンそくは五百九十六名で、死

んだ人が四十三名だ。それらの人の家族を見ます場合には、これはやはりきょうのこの公害に対しましての審査、おそらくは四日市なり、安中なり、神通川なり、水俣なり、それぞれ補償の問題を含め、全部が見守つておるんじやないか、こうじうふうに思うわけであります。したがつて、いままでの審議を通じまして、総理にぜひとも聞いておかなければならぬことがあります。したがつて、いままで全部が見守つておるんじやないか、こうじうふうに思ひます。まず、その一つは、出された法律案、このものも、まさにどろなわ式、速成、未熟兒的な法律案が多い。これに對しても、前に指摘しましたとおりに、六月の段階で三党から開会を要求されておつた、しかし十一月の二十四日に始まつた、おそらく準備は相当整つておつただらうとわれわれは思つております。ところが、出てきたものは速成的な法律案だった。これでは、今後総理としても相当強力にこれをやつしていくのでなければ、まことにばらばらの答弁が多いのです。それだけ

思つております。このこととお議会が不信の念を抱かれ、このことを痛感したのです。ことに各省は、も、國民の皆さん方も、国会の審議、成立、これを首を長くして待つていらつしやるだらう、かよう

に思ひますので、そういう意味で、おくればせとか、あるいはどろなわだとか速成だと、等々の批判、「まさにそうだ」と呼ぶ者あり)これはも

まさに、そういうもあるだらうと思ひます、が、皆さんのお力が借用できるなら、こういう

点について、この点はこうじうように直したらどう

○島本委員 その理解の上に立つならば、政府は、基本法の改正の中に、公害防止と環境保全のための施策はあらゆる産業政策、企業利潤に優先する、こういうようなことを当然入れるべきであります。こういうようなのが入っていないから、したがって、その中に原則を認めながら、たてまえと本音は違う、こういうようなことを考えられるところに政治的な不信があるじゃないか、こういうようと思うわけです。いまの点は、やはり今後十分考慮しなければならない点じゃないかと思います。總理にお伺いいたします。

○佐藤内閣總理大臣 いまの各種法案を御審議いたしておりますが、その場合に必ず憲法二十五条の基本的精神、それが盛り込まれております。

したがって、私は、いま言われるような表現、こ

れはわれわれが憲法二十五条を無視しないんだ

と、ことさらに各法律に一々断つわなければなら

ない、さような基本権じやないと私は思つておりますよ。憲法というものは、そういうもののじやな

いですか。この二十五条、これを守ること、これ

は当然の責務だ、それに基づいて法律はできるん

だ、かように理解すべきです。

○島本委員 憲法二十五条に基づいて出しておる

一この辺から、よけいなことを言う必要がない

んだ、こういうようなことを言うのです。では、

言われないような法律をなぜ出さないのですか。

公害基本法を出して、そして関連実施法をつくつ

て、そして公害がふえて、総生産力では自由主義

の国で世界第二位を誇つていいが、しかしながら

、公害また世界第一位である。こういうような

ことで、法律はつくつしていく、ちゃんと憲法に基

づいている、そういうようなことを言っても、こ

の実態はだんだん逆へと進んでいるんだ。そ

んなことを言わなくてもいいという人は、これを

知らないんだ。こういうようなことのために、國

民はだんだん心配しているじゃありませんか。こ

ういうようなことを考えたら、この点はもう少し

真剣にこの問題と取つ組んで——憲法に書いてあ

る、書いてあるからこれはやらなくてもいいとい

う意味じや決してない。やらなければならぬのあります。それならば、これは十分考慮しなければならない点なんだ、このことだけは、当然そのための施策はあらゆる産業政策に優先する、こういうようなことを当然入れるべきであります。こういうようなのが入っていないから、したがって、その中に原則を認めながら、たてまえと本音は違う、こういうようなことを考えられるところに政治的な不信があるじゃないか、こういうようと思うわけです。いまの点は、やはり今後十分考慮しなければならない点じゃないかと思ひます。總理にお伺いいたします。

○佐藤内閣總理大臣 いまの各種法案を御審議いたしておりますが、その場合に必ず憲法二十五条の基本的精神、それが盛り込まれております。

したがって、私は、いま言われるような表現、こ

れはわれわれが憲法二十五条を無視しないんだ

と、ことさらに各法律に一々断つわなければなら

ない、さような基本権じやないと私は思つておりますよ。憲法というものは、そういうもののじやな

いですか。この二十五条、これを守ること、これ

は当然の責務だ、それに基づいて法律はできるん

だ、かのように理解すべきです。

○島本委員 憲法二十五条に基づいて出しておる

一この辺から、よけいなことを言う必要がない

んだ、こういうようなことを言うのです。では、

言われないような法律をなぜ出さないのですか。

公害基本法を出して、そして関連実施法をつくつ

て、そして公害がふえて、総生産力では自由主義

の国で世界第二位を誇つていいが、しかしながら

、公害また世界第一位である。こういうような

ことで、法律はつくつしていく、ちゃんと憲法に基

づいている、そういうようなことを言っても、こ

の実態はだんだん逆へと進んでいるんだ。そ

んなことを言わなくてもいいという人は、これを

知らないんだ。こういうようなことのために、國

民はだんだん心配しているじゃありませんか。こ

ういうようなことを考えたら、この点はもう少し

真剣にこの問題と取つ組んで——憲法に書いてあ

る、書いてあるからこれはやらなくてもいいとい

う意味じや決してない。やらなければならぬの

あります。それならば、これは十分考慮しなけれ

ばならない点なんだ、このことだけは、当然その

ための施策はあらゆる産業政策に優先する、こう

いうようをするならば、政府の基本法の改正

はあらゆる産業政策に優先するんだ、これを書く

のが憲法の精神じやありませんか。もう一回、總

理の、はつきりそらだという御答弁を願いたいの

です。

○佐藤内閣總理大臣 どうも不規則発言を相手に

して、いろいろお尋ねになりました。私が答えて

るのが正規の手続を経たもので、これは不規則

発言でございませんから……。

私は、先ほどから声を大にして申し上げており

ますのは、憲法二十五条に基づいていろいろの法

律案を出すのです、このことははつきりしている

のです。したがつて、ただいまいろいろ御心配の

ようですが、その御心配はないというのが私の考

え方でございます。

○島本委員 したがつて、心配する必要はないと

いふこと、それは理解いたしました。しかし、今後

心配する必要がないと言つた總理のことば、公害

対策基本法を通じ、今後は出されている法律案を

通じて、今度私が心配することじゃなくて、国民

が心配する必要がないんだといふ、こういうよう

な行政施策に徹しなければならないのであります

す。したがつて、見せかけもいい、内容もいい、

結果もよかつた、これが一番いいじやありません

か。今まで法律ができた、しかしながら、だん

だん国民党は公害のために悩むようになつた、これ

ではさつぱりだめじやありませんか。したがつて、

今後このようないいように強力にやらなければ

ならない。そのためには、總理

のことばで平和に徹する——わかりました。やは

る御叱正をいただき、また御批判もある、かよ

うに思いますが、とにかくこの際、十五の法案を

早急に審議し成立さす——これはたいへんな実

は私はその意味ではほめていただいてもいいの

じやないか。ただ、しかし、政府をほめるだけが

能じやないのだ、鞭撻をすることがもつと大事

だ、そういう意味で御鞭撻を賜わりたい、かよう

ます。

○島本委員 したがつて總理、この際、憲法二十

五条は二十九条の財産権並びに二十二条の営業

に優先するんだということを公害対策基本法、この

精神でこれを実施していく、やらなければならぬ

ことがあります。あえてこ

れをつける必要がないということでもないようで

あります。それならば、これは十分考慮しなけれ

ばならない点なんだ、このことだけは、当然その

ための施策はあらゆる産業政策に優先する、こう

いうようをするならば、政府の基本法の改正

はあらゆる産業政策に優先するんだ、これを書く

のが憲法の精神じやありませんか。もう一回、總

理の、はつきりそらだという御答弁を願いたいの

です。

○佐藤内閣總理大臣 どうも不規則発言を相手に

して、いろいろお尋ねになりました。私が答えて

るのが正規の手続を経たもので、これは不規則

発言でございませんから……。

私は、先ほどから声を大にして申し上げており

ますのは、憲法二十五条に基づいていろいろの法

律案を出すのです、このことははつきりしている

のです。したがつて、ただいまいろいろ御心配の

ようですが、その御心配はないというのが私の考

え方でございます。

○島本委員 したがつて、心配する必要はないと

いふこと、それは理解いたしました。しかし、今後

心配する必要がないと言つた總理のことば、公害

対策基本法を通じ、今後は出されている法律案を

通じて、今度私が心配することじゃなくて、国民

が心配する必要がないんだといふ、こういうよう

な行政施策に徹しなければならないのであります

す。したがつて、見せかけもいい、内容もいい、

結果もよかつた、これが一番いいじやありません

か。今まで法律ができた、しかしながら、だん

だん国民党は公害のために悩むようになつた、これ

ではさつぱりだめじやありませんか。したがつて、

今後このようないいように強力にやらなければ

ならない。そのためには、總理

のことばで平和に徹する——わかりました。やは

る御叱正をいただき、また御批判もある、かよ

うに思いますが、とにかくこの際、十五の法案を

早急に審議し成立さす——これはたいへんな実

は私はその意味ではほめていただいてもいいの

じやないか。ただ、しかし、政府をほめるだけが

能じやないのだ、鞭撻をすることがもつと大事

だ、そういう意味で御鞭撻を賜わりたい、かよう

ます。

○島本委員 したがつて總理、この際、憲法二十

五条は二十九条の財産権並びに二十二条の営業

に優先するんだということを公害対策基本法、この

精神でこれを実施していく、やらなければならぬ

ことがあります。あえてこ

れをつける必要がないということでもないようで

あります。それならば、これは十分考慮しなけれ

ばならない点なんだ、このことだけは、当然その

ための施策はあらゆる産業政策に優先する、こう

いうようをするならば、政府の基本法の改正

はあらゆる産業政策に優先するんだ、これを書く

のが憲法の精神じやありませんか。もう一回、總

理の、はつきりそらだという御答弁を願いたいの

です。

○佐藤内閣總理大臣 どうも不規則発言を相手に

して、いろいろお尋ねになりました。私が答えて

るのが正規の手続を経たもので、これは不規則

発言でございませんから……。

私は、先ほどから声を大にして申し上げおり

ますのは、憲法二十五条に基づいていろいろの法

律案を出すのです、このことははつきりしている

のです。したがつて、ただいまいろいろ御心配の

ようですが、その御心配はないというのが私の考

え方でございます。

○島本委員 したがつて、心配する必要はないと

いふこと、それは理解いたしました。しかし、今後

心配する必要がないと言つた總理のことば、公害

対策基本法を通じ、今後は出されている法律案を

通じて、今度私が心配することじゃなくて、国民

が心配する必要がないんだといふ、こういうよう

な行政施策に徹しなければならないのであります

す。したがつて、見せかけもいい、内容もいい、

結果もよかつた、これが一番いいじやありません

か。今まで法律ができた、しかしながら、だん

だん国民党は公害のために悩むようになつた、これ

ではさつぱりだめじやありませんか。したがつて、

今後このようないいように強力にやらなければ

ならない。そのためには、總理

のことばで平和に徹する——わかりました。やは

る御叱正をいただき、また御批判もある、かよ

うに思いますが、とにかくこの際、十五の法案を

早急に審議し成立さす——これはたいへんな実

は私はその意味ではほめていただいてもいいの

じやないか。ただ、しかし、政府をほめるだけが

能じやないのだ、鞭撻をすることがもつと大事

だ、そういう意味で御鞭撻を賜わりたい、かよう

ます。

○島本委員 したがつて、端的にここでお伺いしておき

ます。

○佐藤内閣總理大臣 憲法の上にあるとか下にあ

る意味じや決してない。やらなければならぬの

あります。それならば、これは十分考慮しなけれ

ばならない点なんだ、このことだけは、当然その

ための施策はあらゆる産業政策に優先する、こう

いうようをするならば、政府の基本法の改正

はあらゆる産業政策に優先するんだ、これを書く

のが憲法の精神じやありませんか。もう一回、總

理の、はつきりそらだという御答弁を願いたいの

です。

○佐藤内閣總理大臣 どうも不規則発言を相手に

して、いろいろお尋ねになりました。私が答えて

のが正規の手続を経たもので、これは不規則

発言でございませんから……。

私は、先ほどから声を大にして申し上げおり

ますのは、憲法二十五条に基づいていろいろの法

律案を出すのです、このことははつきりしている

のです。したがつて、ただいまいろいろ御心配の

ようですが、その御心配はないというのが私の考

え方でございます。

○島本委員 したがつて、心配する必要はないと

いふこと、それは理解いたしました。しかし、今後

心配する必要がないと言つた總理のことば、公害

対策基本法を通じ、今後は出されている法律案を

通じて、今度私が心配することじゃなくて、国民

が心配する必要がないんだといふ、こういうよう

な行政施策に徹しなければならないのであります

す。したがつて、見せかけもいい、内容もいい、

結果もよかつた、これが一番いいじやありません

か。今まで法律ができた、しかしながら、だん

だん国民党は公害のために悩むようになつた、これ

ではさつぱりだめじやありませんか。したがつて、

今後このようないいように強力にやらなければ

ならない。そのためには、總理

のことばで平和に徹する——わかりました。やは

る御叱正をいただき、また御批判もある、かよ

うに思いますが、とにかくこの際、十五の法案を

早急に審議し成立さす——これはたいへんな実

は私はその意味ではほめていただいてもいいの

じやないか。ただ、しかし、政府

は出したい。同時に、これはいろいろ事務的な点など関係が深いから、無過失賠償責任の問題だけはいま検討中である、こういうような話もあります。来国会に出したいということ、検討中であるということ、せめてこれを一つにして、今までもすぐできるじゃないか。考え方としても、憲法二十五条はまさに二十九条と二十二条の上に、それに基づいてちゃんとあるのだから、これを総合したものとしてはこれは憲法上も正しいものであるから、まして举證責任の転換だけは来国会に出したい——無過失賠償責任制度の問題は出さないから、三党でこれを出した。このどこが悪いか。もしあつたならば、この批判に応じ修正に応じたいといふのが野党三派あります。したがって、そこまで言っておるのであるのだから、政府が進んでそれを受けて、次の国会までには必ず出すのだ。そしてなければ、野党三派が出したこの法律案については十分審議してそれにこたえたい、こういうように思っているのか、ひとつ総理の御高見を承りたいのです。

○佐藤内閣総理大臣　ただいま必ず出すと、こうまで言つておるのであるのだから、政府が進んでそれを受けて、次の国会までには必ず出すのだ。そしてなければ、野党三派が出したこの法律案については十分審議してそれにこたえたい、こういうように思っているのか、ひとつ総理の御高見を承りたいといふのが野党三派あります。したがって、そこまで言つておるのであるのだから、政府が進んでそれを受けて、次の国会までには必ず出すのだ。そしてなければ、野党三派が出したこの法律案については十分審議してそれにこたえたい、こういうように思っているのか、ひとつ総理の御高見を承りたいのです。

○佐藤内閣総理大臣　ただいま必ず出すと、こ

う、必ずというところに非常に力が入ると、私は、副本部長の発言も必ずしもそうではないのでないか、かようにも思つてあります。私が本部長であり、山中君が副本部長です。副本部長がいま努力しておる最中ですから、ただいま私自身もその副本部長が士気を阻害するような発言はしたくございません。しかし同時に、いま島本君の言われるような非常に限定した言い方で言つて、国民の期待を裏切るようなことがあってもならない、かようにも思ひます。私は本部長として、副本部長の発言も慎重であったらうと思ひます。とにかくこの問題がいまこの国会でも中心課題でありますし、また将来も問題になつていくだらう、かようにも思ひますが、これは副本部長も真剣に取り組んでおる、のことだけはひとつ御理解いただいて、そうしてできるだけこの結論が早く出るよう、あらゆる面で検討を続けておるものだ、かようにも理解しております。どうかそういう

意味で、ただいまあまり限定して國民を失望さす

ことのないような、誤りのないような、その辺の

御理解をいただきたい。

○島本委員　總理、この問題については私のほう

が激励側に立つて、したがつて、それを受け

て總理が一生懸命やる立場にあるわけです。です

から、これは主客転倒されたようなお考ではな

いのでありますから、その点早くやりなさい、応

援しますよ、こういうような意味です。ですか

ら、この点十分お考え願いたい。

○佐藤内閣総理大臣　島本君から激励を受けまし

た。その激励をありがたく、またそれに沿うよう

に私も最善の努力をする。こういうことを申し上

げておきます。

○島本委員　次期国会にはこれを出す——出すと

いうのは、これは举證責任の転換、それと野党側

が出した無過失賠償責任制度の法律案、これにつ

いては自民党も当然十分審議してくれるであろう

し、政府側もそれを望む、こういうような態度だ

と思いますが、この点よろしくうございますか。

○佐藤内閣総理大臣　これはもう何度も申し上げ

ますように、何ぶんにも重要な問題ですから、そ

う簡単に結論は出ないと思つておるのでですが、し

かし私どもはこれについて結論を急ぐ、こういう

立場にあること、また野党の諸君からも激励され

ますようになりますが、この問題は決して簡単で

ない、かようにも思つておりますよ。しかし、これ

は訴訟または公害紛争中の企業からは政治献金

を受けないというような姿勢で今後公害行政に臨む

んだ、私はこれを望みたいのですけれども、總理

いかがですか。

○佐藤内閣総理大臣　そういう事柄はいろいろ誤

解を受けるようなことがあります、はならないと思

います。したがつて、公党として十分注意すべきこ

とだ、その点をただいま御指摘になつたと思いま

す。私は、党におきましても、そういう点につい

て誤解を受けるようなことは一切ない、かようにも

確信しております。

○島本委員　誤解を受けるところがないことは国

民が望むところであります。しかし今回の場合、

十一月の二十日に、日経連、経団連その他、やは

り企業活動に重大な影響を与えるものであるとい

うことで、三つの点にわたつて決議されたよう

あります。それは、まず一つ、公害処罰法には反

対だというような点、それと、土壤汚染防止法は

時期尚早であるという点、三つ目は水質保全法、

大気汚染防止法を修正して公害の基準に対する中

央政府の調整権限を強めること

ことをきめたというのであります。私は、やはり

は全然そういうものの関係はない、これはほつき

ば、そのときにはどういう取り扱い方をしたとい

うおらない。いまの決議を、こういう決議だとい

て總理のところへ持つてこられるとかあるいは副

本部長のところへ持つてこられるとか、それなら

はおらぬぞかしいことです。ただし財界の連中、

産業界の連中から政府自身が何ら陳情も受け

ておらぬ。いまの決議を、こういう決議だとい

て總理のところへ持つてこられるとかあるいは副

本部長のところへ持つてこられるとか、それなら

</

うと言つてもその論拠が薄い。薄い場合は責任を持つべきだ。やはりこれは総理、あなたきなとてここに行なつて——やはり九月二十一日の宇都宮でやつた一日内閣の際に総理が言つたあのことは、あれを国民は期待し、それを信じておつたと思うのです。のことば、発生源の明らかな企業公害には敢然と立ち向かう、これは私の公約だ、こういうふうに言つたという。そしてその質問、一高校生が、政治献金をもらつてはものが言えなくなるのではないかと、これは素朴な疑問ですが、國民の気持ちでしよう。それにこたえて今度出されたこの法案を見る場合には、國民は、それで、やはり総理もりつぱにやつたと思う人、何人いるでしょう。やはり財界から金をもらつていると最後には弱いんだなという考え方を持たれるに相違ないじやありませんか。私は、そういうようなことからして、この際抗争中、係争中のこういうよな会社からの政治献金を受けることは調解を招く、こういうよな点では十分考えておいてもらわなければならぬと思つたのです。四十四年度でも昭電から八百六十二万円の寄付があつたようですが、私は、そういうふうに見ましても、この中で……〔時間がきたよ〕と呼ぶ者あり）はい、はい、よくわかつておりますから、すぐやめますけれども、田子の浦のあのヘドロの問題で有名な大昭和製紙からも二百五十万円出ていた。それから、のろわれているような気さえするあのチッソ株式会社、無配当が続いておるというこの会社からも二十万円、ささやかであらうけれども、政治献金が出されているんだ、こういふなことがあります。八百六十二万円、こういふな寄付も昭電から受けておる。こうなつてみると、これらの企業は全部係争中の企業ではありますか。ここにき然とやるといふ態度を示すこと、が、この公害対策基本法に画竜点睛を施すもとだ、こういふうに思ひます。総理のこれに対する今後の重大なる決意を伺つて、私は終わりたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 島本君からいろいろ注意を受けました。私もいま党的な総裁ではありますから、その責任があると感じます。したがつて、そういう点についてはさらによく実情も調べ、誤解を受けないよう、そういうものがきれいな支出であるかどうか、それらの点についても私からも十分調べてみるつもりでございます。以上、私の所信を申し上げたつもりであります。

○岡本富夫君 岩本君、まだ質問したいでございましょうが、時間が参りましたので次へ移ります。

○加藤委員長 岩本君、まだ質問したいでございましょうが、時間が参りましたので次へ移ります。

○岡本委員 私は、最初、総理に申し上げます。

あなたは世紀の四運をやつてのけ、國民のあなたに対する期待は實に大きいと、だれよりもあなた自身が自覺されておると思うのです。いま総理には巨大な権限がある。したがつて、公害問題を解決しよう、こう思われれば、あなたお一人の考えが非常に大きくな影響すると思うのです。こういうよな意味で、質問に対してはどうかひとつ、國民に直接お答えしているんだ、こういう気持ちでお願いしたいと私は思います。

そこで、けさの各新聞の報道を見ますと、昨日來のこの国会審議を見た公害患者の方々が、あるいは失望し、あるいは怒りを覚えておる、こういふようなことが報道されております。御承知のことは、失望したやうな筆が入つておりますが、それがやはり金三百万とか、あるいは生存者でも、動けないような人たちが五十万から百九十万というよな安い、世間の人たちがあつと驚くよなことで一応解決したようになつております。したがいまして、私は、こうした被患者の方は非常に不利である、こういうことを考えますと、この無過失責任というものは制度としても大事ではないか。そこで、先ほどから各大臣は、答弁の中で、公害といふのはたくさんあるから非常にむずかしいと言ふ。そうすると、いま原子力基本法あるいは公法、こういふものには無過失責任がありますので、あるいはカドミウム、あるいは水銀、こういふように限定をされるならば、こうした無過失責任制度が検討されましょか。その点について伺いたいといたします。

○佐藤内閣総理大臣 いまのカドミウム、水銀たとか、そういうものが全面的に犯罪者だといふことがはつきりすると、これは比較的非常に容易です。しかし、それがまだ学術的にそこまで割り切れないところにいろいろな議論が出ておるんじやないだらうかと思つております。現に水銀あるいはカドミウム、水銀の場合はわりにはつきりしているようですが、カドミウムの場合だとまだま

でなければならぬというのが裁判の本来のたてでございます。しかし、いまも島本君とも議論したように、いわゆる挙証責任等の問題がありまして、必ずしも完全な、平等な立場にあると、かようには言えないのじやないか。私はそれを非常に心配している状況でございます。

○岡本委員 まあ平等でないと、こういふうにお考えだと思います。

そこで、これは説明することは要らないと思ひますけれども、かつて水俣病の患者の皆さんのが会社側と和解をされました。中労委の公益委員の千種達夫という方が座長になつて行なわれたときに、見舞い金をもらって、そして、一応会社側に対しても、もう何の補償要求も行なわないといふよな筆が入つておりますが、それがやはり金三百万とか、あるいは生存者でも、動けないような人がたくさんあるから非常にむずかしいと言ふ。そうすると、いま原子力基本法あるいは公法、こういふものには無過失責任がありますので、あるいはカドミウム、あるいは水銀、こういふように限定をされるならば、こうした無過失責任制度が検討されましょか。その点について伺いたいといたします。

○岡本委員 まあその問題は、押していますと時書者を救済する、こういふ問題につきました當面の被害者を救済する、こういふ問題につきました當面の被害者救済法案によつて救済しておるわけでもありますけれども、これは医療費のみでありまして、生活費あるいはまた御両親が病気になつておられる方のお子さんの教育費、こういふものを含んでいなければなりません。御承知のように、こうした生活に困り抜いて、そうして水俣のあの不本意ながら調印をした、和解をしたといふよな面を見ましても、やはりそこは生活費まで、ここでひとつ

総理に御決心をしていただきたい。なぜかなら
ば、ほかのいろいろな保障もございます、生活保
護もございますけれども、この公害救済制度の問
題は、これは立てかえ払いとなつております。で
すから企業、要するに加害者から入つたら、それ
をお返しする、国に返すんだということでござい
ますので、やはりそこまで手厚いところの、まあ
最低のこととございましょうけれども、生活費を
見てあげられるような現在御心境はございません
でしょうか。

○佐藤内閣總理大臣 いま厚生省でもいろいろ考
えておるだらうと思いますので、厚生大臣から
お答えさせます。

○内田国務大臣 昨年の国会で、公害に係る健康
被害の救済に関する特別措置法が成立をいたしま
した。これは御承知のように、公害発生企業との
責任の関係あるいはまたそれによる損失補償など
がなかなか長引くと思われますので、その間、緊
急の健康被害につきまして、行政上の措置として
ということである法律ができまして運用をいたし
ております。したがいまして、その法律のワク内
で生活保障をすると、ということはできなくてまえ
でござります。もっとも、いまの医療や何かのこ
とにつきましては、私どもその改善方ににつきま
してできるだけの努力は今後いたしてまいりま
す。

○岡本委員 総理、いまの厚生大臣の答えでござ
いましたが、すでに四日市の認定患者の方です
が、この方は生活に困りまして、とうとう首つり自
殺をした方もいるのです。したがつて、それは
それといたしまして、いまの現行法ではこれしか
しかたがない、こういうことでありますので、「一
歩進めて、まあ次の通常国会にでも、法改正とい
うような手段でもつて何とか総理の御決意あるい
はまた前向きの御答弁をいただければ、聞いてい
るところの被害者の皆さんがどんなに喜ぶか、こ
ういうように私は思うのですが、いかがでござい
ましよう。

○佐藤内閣総理大臣　いまの病人の問題は私の説明で一応ごしんぼうなさるとして、その他家族全体が、働き手がいま病気になった、こういうことで困つておる、これについて一体どうなるか。これは御承知のように、生活保護家庭という、そういうようななたでさえの救済方法と、いかに援助方法があるんじないか。これはまあ考え方ですが、私ども国民のほうから見れば、どういう原因であろうとも、生活に困窮する、こういう場合には同じように、原因のいかんを問わず政府がそのめんどを見る、こういう見方が当然あるべきだらうと思います。ただ公害患者だから一般的な生活保護とは別な方法でやれ、こう言われましても、そこらが一体国民として納得ができるだらうか、かようには私は思ひでございます。だから、そちらのところの考え方の相違がそこにあるだらうと思ひます。

○岡本委員　総理、非常に私、謙虚にしてこの患者の方は、費用が入れば、そういたらそれをちゃんとお返しするようになつていい。ほかとはずいぶん違うのです。しかも私、事実を申し上げますと、四日市のある病院に見舞いに行きました。そうしますと、生活に困るものですから、昼夜働きに行って夜はその病室に入つて休んでおる。遠くの医療機関はないわけで、またそこへ行きますと仕事ができないのです。こういうようなほんとうに氣の毒な状態でござります。したがつて、ひとつ総理もう一步お進みいただきまして、次の国会にでもこの検討をしていただけるか、ひとつもう一步進んでお願ひしたい。

○佐藤内閣総理大臣　もう一步進んだ、こういうことです。が、政府の見方あるいは実態についての認識を全くものがあるかわかりません。また一部から、いわゆる生活保護という、そういうたてまつた援助はどうも恩恵的なものであつて受けにく

けのものは要求する、こういったてえんだから、そ
ら、それを立てかえてくれるというのだから、そ
の方法をひとつ考へる、こういうのが岡本君のお
尋ねの趣旨かと思います。しかし私、もつとその
実態をよくつかまえて見ること、これをまずお約
束して、そうして厚生省において特別にどういう
ように考へるか、いわゆる一般の困つておる人た
ちと同じようにするか、あるいは特別なことが考
えられるかどうか十分検討してみたいと思いま
す。

○岡本委員 では、総理は検討をしていただくと
いうことでまずこれは了解しておきまして、そこ
で、実は総理も御承知のように、こうした被害者
の方は訴訟を持つていけ、いま四つの公害裁判と
いわれるものが行なわれておりますけれども、こ
れは非常に大ざいの方でございまして、まあ厚生
省がその原因の究明をした、科学者を集めて原因
を明らかにした、したがつて、訴訟ができるわけ
です。これは数が少なければ、政治問題にならな
ければ原因究明ができなかつたであろう、これは
やらなければいかぬという厚生省に対するあれ
がないわけでして、厚生省の善意でやつしてただ
いたということになりますので、やはり法律で裁
判せいということはできない、生活に困つてお
る。したがいまして、私はこの紛争処理法案の中
に――またやはりいまの日本では大体裁判という
のはあまり好きじゃないわけでございますから、
そこまでいかぬ前に裁判制度まで持つていくべき
があたりまえではないか、こういうふうに思うの
ですが、その点についてお聞きしたい。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま言われますように
裁判所を使うまでもなく、両者、被害者と企業者
との間に立つて中を仲介する、そういうものが何
かあればたいへんいいだろうと私も思います。そ
ういうものをやはりものによりましては積極的に
政府も関与して、ただいま言われるような中立的
な存在をつくるべきだろう、かようにも思います。
から、その辺も研究課題としたいと思います。

○岡本委員 全部研究課題とすることはたいへんで、ゼひひとつこの紛争処理の裁定制度も研究をして次の通常国会あたりには何とかしていただきたい。

そこで次に、三十日に労働省が有害物質を取り扱っているところの企業の点検を発表されましたけれども、これを労働大臣に説明してもらおうと思いましたが、時間があれませんので私のほうからいたします。これを見ますと一万三千六百六十事業場、このうちの七四%が廃棄未処理、あるいはまたカドミーとかあるいはシアン、こういうもののがたれ流しが二六・五%というような多さになつておることは御存じだと思うのです。しかし、これを見ますとなかなかこれだけの点検といふものを、私ども公害の総点検をやってわかつたのですけれども、やはりこれは労働基準監督官が準司法的な立場で約千九百人で一ヵ月で行なつております。したがいまして、私はまず、こうした公害対策を總理がほんとうに力を入れてやっていかなきやならぬ、こうなりますれば、やはりこの公害防止監督官というような準司法的な方が入れば、一番早く実態がわかるのではないか。そして強力に進むのではないか、こういふふうに思うのですが、いかがございましょうか。

○佐藤内閣總理大臣 ただいまの点並びに先ほどのお裁定官の問題、この二つとも山中君から答えさせますので、お聞き取りいただきます。

○山中國務大臣 御承知のように、公害紛争処理法案の先国会通過に伴いまして、中央公害審査委員会が発足をいたしました。これに与えられた権能のうち、御指摘のように裁定の権能がございませんが、その裁定について、憲法で定めてあります、行政は終審として裁判を行なうことができない反面、また同じ憲法で、何人も裁判の権利を失うことはないということ等を考えますと、やはり中央公害審査委員会の責務は、なるべく合意に達する努力をお助けするわけでありまして、そこで數定をして、そしてそれが裁判に移行しないような拘束力というものは与えることは不可能であります。

ですから、やはり今後雇用をいたしまして、裁定権を持ってやらなければできないなと思う場合には、これを改むるにはほかることはあります。これが、これらの問題については、まだ発足したばかりでございますので、運用自体等を十分に見きわめてまいりたいと考えます。さらに現在の新しい御提案では、今までの労働基準法に基づく監督官の人たちの、いわゆる企業内の企業と労働者との関係から、さらに一步業務を進んでいただきまして、その企業の中で行なわれている事業活動というものが、周辺の企業の外側に向かつてどのような影響を及ぼしているのか、そういうことは企業の中にこそ一番よく発見できる立場の監督官でございまして、今後そういう監督行政等の分野を広めさせていただいて、労働大臣等にもよくお願ひをしながら、それらの分野にも——さらに労使提携といふことも必要になりましょうが、そういうことでぜひ地域の中の愛される隣人としての企業内の確立をしてもらいたいという気持ちでございます。

そこで、そうなりますと、一番大事な問題は中小企業の問題になるうと思うのです。公害を出するような企業はつぶれてもいいのだというようなことは、これは中小企業にはもってのほかだと思うのです。西ドイツにおましましては相当な予算を組んで中小企業に当たつておるということは、総理も御承知だと思います。したがいまして、中小企業に対して一番即効策を申しますか、「一番いいのは金融でございます。あるいはまた公害防止機器の貸し付けなんです。こういう面について相当大幅にやらなければ、結局は企業は倒産するか——すでに公害倒産は起つておりますでしょ——が、公害倒産だけなくして、今度は企業が存立しておりましても規制はできないわけです。また御承知のようにメッキ工場、こういう工場はカドミムツキしてはいかぬ、カドミを流してはいかぬ、こういうようなことになりますと、今度そういう業界では自主規制をやろうというようなことをいつております。そういうようなことをなさつているらしいのでござりますけれども、ところが、やはりカドミメッキといふものは御承のように列車の部品あるいは航空部品、みな国民の大事故を命を守るところの部品のメッキになるわけでござります。したがいまして、そうしたところの助成策、これに対しても大額にひとつ補助金、これをまず出していただける考えは總理にございましょうか。

なお、中小企業金融専門じゃございませんけれども、公害防止事業団といふものがあります。この公害防止事業団におきましても、中小企業に對します融資をやつておりますが、この方面でも拡大をはかっていきたい、かように考えております。

○岡本委員 大蔵大臣、ではせつから御答弁いたしましたので、来年の九兆円の予算の中で予算編成をするとか、ということをこの間本会議でお聞きしましたけれども、事はもう少し早急に解決しなければならぬと思うのですが、あるいは補正予算で組むのか。あるいは年度内に、何といいますか、何とか予備費あたりから出していただけるのか、こういうような点についてひとつ明確にお答えできまませんでしょうか。

○福田国務大臣 四十五年度におきましては予算があります。ただいま申し上げましたように特別ワークも設定してあるわけでございます。このワークがはたして今年度の問題として十分であるかどうか。これはもう成り行きを見まして善処をいたしましたが、特に四十六年度におきましては予算編成過程において十分な配慮をいたしたい、こういうふうに考えていてます。いま具体的に補正予算を提出いたしましてどうするということまでは考えておりません。

○佐藤内閣総理大臣 いま大蔵大臣がお答えいたしましたように、また岡本君が心配しておられるように、公害防止あるいは公害排除といふようなことになります。したがいまして、基本法等におきましても中小企業を別ワークで扱え、そこに特別な損害が及ばないようひとつよく考え方、こういう考え方といいますか、規定もあるということでございますから、それらの点から中小企業に格別な損害が及ばないように、いまの公害はなくしますが、それにつけてやはり救済あるいは対策を十分講じていきたい、かように思っております。

○岡本委員 時間がありませんから、あとは委員会で詰めることにいたしまして、最後に一点だ

け。環境基準、これが現在きまつておりますけれども、この環境基準は経済の健全なる発展との調和というときにきまつた環境基準でござります。私ども野党三党が出しておるところの環境というのは、これはやはり今後の人類の生存のために考えまして、あるいはまたわれわれの現代の生存ということを考えましても、御承知のように生態学的に考えますと、もう現在のこの環境の中では、海中のプランクトンが死滅して、そして酸素の供給源がなくなつてくる、こうした問題から考えられた環境基準ではないと思うのであります。したがつて、やはりこの環境基準は、どうしても排出基準との関係で、自浄作用、すなわちリンク性といいますか、この自浄作用によつて、排出したところの汚染された亜硫酸ガスあるいは一酸化炭素、こういうものが消滅するような、自浄作用できるような環境基準と排出基準をきめなければならぬ。したがつて、現行のものはやはりここで検討してこなければならぬじゃないか、こういうふうに考えられます。が、総理の御見解を承りたいと思うのです。

○佐藤内閣総理大臣　こういう問題は、絶えず実情に合うよう監視、また基準をよく設定するようにしていかなければならぬと思います。ただいままでつくったものがもう永久不変、こういうものでないことは御承知だらうと思いますが、われわれのほうもさらに勉強していくつもりであります。

○加藤委員長　岡本君の時間が切れました。

次は、和田春生君。

○和田(春)委員　昨日来延々十数時間にわたりましたが、本委員会の審議におきまして、海の汚染に関する基本的問題がほとんど議論されていないことは、海洋国家日本の国会としてまことに遺憾に考える次第でございまして、その点をまず最初に申し上げておきたいと思います。

現在、最大の残された自然是海洋でございまして、特に海洋は、人類を含む生けるものの生態系において決定的に重要な地位を占めているわけで

ございまして、これをおろそかにいたしますと、人間は海からかたきをとられることになるのではないか、こういうふうに考えるわけでござります。

今回非常にたくさんのお公書関係論法案が出ておりますが、これについては、世間では、数は多いけれどもざる法であるという批判が非常に強いわけでございます。その全般の公書諸法の体系の中でも、海に関しては大きくしり抜けになつ

てはいるようですが、私は考えた上でござりますが、まず最初に、経理に、現在用意されております公害諸法案で、海に関する汚染防止という点についてま

○佐藤内閣総理大臣　簡単にお答えをいたしま
す。
えになっていて、全く不十分であるといふうを考
えになつてゐるのか、全然お考へになつておら
ない、こういうふうに思つておられるのか、基
本的な認識について総理の所見をただしたいと思
います。

現段階では、以上提案したところでまずやむを得ないものじゃないか、かように思つております。

○和田(春)委員 総理の御見解によりますと現段階ではまずこの程度でやむを得ないものではな

いかというお話をございますが、それでは具体的にお伺いをいたしたいと思うのです。
海洋汚染の発生源としては、おおよそ五つのが考えられると思います。

一つは、船のものでありますけれども、日本船による汚染であります。

それから、日本の海外輸出入貨物の半分以上は
外国船によつて運ばれているわけでございまし
て、同じ船による汚染といいましても、これは相
制の法律の適用対象が違いますから、外国船に上
る汚染といふものを考え方なればなりません。
第三番目は、陸上からする汚水排水あるいは廢
棄物等であります。

第四番田は、海と陸の間に在るもので、とせ

ともきめかねるもの、たとえば田子の浦港のヘドロのような問題であります。

に考えていかなければならない問題、こういったものがあるわけでございますが、今回提出されました海洋汚染防止法は、その海上の汚染源のうち

の、日本船舶による汚染あるいは船舶に準する海上施設といふもののみを取り締まり対象にしていいわけですが、外国船が日本の近海においてござりますが、

いて現実にいろいろよどしている事例もあるわけですが、一体現在の法律体系でござりますけれども、この外國船に対してこのままでいいとお考を

なのが、あるいはこれでは全く不十分であるとのお考えなのか、その点重ねて総理にお伺いをいたしたいと思います。

〔佐藤内閣総理大臣〕 外国船に支していきおどりで不十分、これはもう明らかであります。まず、その一つは、一体領海内においてすら実は問題があつたと思ひますが、領海がただいまのところ非常に

狭い、これでよろしいのか、こういうところが一番国際的な問題として各国が協力してこの汚染問題を取り組もう、そういう原因にもなっておる、

かようと思つております。

統的な海洋国家として領海・海里ということを中心として張っているわけでございます。しかし、今日、国際的にいいますと、これよりはるかに広い六海里

の領海、六海里の專管水域あるいは十二海里の領海、多いところは五十海里、百海里というようななたはすれのものまで出てきておるわけでございなければ

すけれども、日本が武力によって出かけるといふような論外のことを考えれば別といたしまして、それぞれの国の定めた領海によつて現実には規制

をされて いるわけ であります。三海里といいますと、わずかに五・五キロしかない、すぐ目の前の前のところでありますけれども、その領海の外におき

まして外国船が廃油を流す、あるいは船からいろいろなごみを投棄するということについて、日本

の法律は適用されません。さらに、先進国で法体系が整っているところならよろしいわけですが、さいりますけれども、御承知のペナマ、リベリア、ホンジュラス、いわゆるパン・リブ・ホン・シップというような、全くそういう法体系を欠いている国に置籍している船がたくさんあるわけでござりますが、これらは全然取り締まらない。そういう点について、現在の領海の規定はこのままでこれから日本にもどんどん来ているわけでございますが、これ以上でよろしいとお考えかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○愛知国務大臣　まず、領海についての見解でござりますけれども、これはただいまお尋ねがございましたように、現状が望ましいものと考えられませんので、領海三海里説、これをどういうふうに改善していくかということについては、政府といたしましても、銳意検討中でございます。これはいまさら申し上げるまでもございませんが、お互いに、この領海をきめましたら、国際的に各國ともこれを守り合うということが一番大事な点でございますから、幸いに、国際的にも領海問題を積極的に取り上げる機運が出ておりますから、たとえば、政府といたしましては、十二海里説、あるいはその中にもいろいろの説がございますが、たとえば六海里は領海、六海里は専管水域というようなことで大多数の国が合意され、これが順守し合えるというような環境になりましたならば、それが差し向ぎのところ最も妥当な考え方じゃないか、こういうふうな考え方をもちまして、国際的に協議を進めてまいりたいと考えております。

それからもう一つ、念のためでございますが、ただいまのお尋ねの、総理からお答えがございま是港則法と、それから九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約がございますけれども、それに基づいて、昭和四十二年に油漏防止め法定が制定されております。しかし、これには不

十分な点もございますが、幸い国際条約につきましては改正が行なわれることになつて、これを前提といたしましてただいま御審議をいただいております海洋汚染防止法案、これを政府として作成いたしたわけでございまして、これは従来の考え方と違いまして、たとえば五十マイルというような領海あるいはそれに類するようなものの観念を離れまして、およそ公海であろうが領海であろうが、一つの船が油もしくはそれ以外の汚染の原因になるようなものを捨てることをそれぞれ船が単位で禁止しよう、こういう趣旨に相なつておりませんから、こういう条約ができ、各国が批准をし、さらにこれを前提にするような各国の国内立法が済みますれば、いまのような欠点、これが相當に改善されることになると思います。政府といたしましても、そういう方向で今後とも努力を続けたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

国船が野放しになつたら何にもならないんではないですか。

そういう点について、海洋汚染防止は全くこのままでは領海の関係、その他の法体系の関係で片手落ちになる。また国際条約を誠実に守つておられる國ならいいですけれども、先ほど言つたように海の無法者といわれるような海運国もたくさんあるという状態で、はたしていかどうか、その点十分検討して対処策をする必要があると思うのですけれども、重ねて総理に所信をただしたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど外務大臣から詳細に答えました。日本の場合は国際協調、これをまず第一に考えておりますから、三海里説をとつておるというわけのものではないので、国際的にその範囲が拡大される、そして国際条約が締結されれば、それは進んでそういうものに入りしていく、そういう国際的にやはり守つてしまふことがあります。したがつて、ただいまのようない点について、私は、これはいまその外国船を直接われわれがどうこうできないにしても、そういう現実の問題が起つて、あるいは近海で海洋に油を流しているとか、あるいは木材の皮を捨てているとか、そういうことで積極的な汚染を来たすようなことがあればこれは私ども法律はなくとも十分そういう国と話し合うことはできるんじゃないだろうか。そこらが本来の外交でもあらうか、かように思います。

ことに、ただいまの海洋汚染の問題について御記憶にあるでしょう。あの「ペピルス」とかいだかこれが大西洋を横断した。その中にタル状のものが流れていった、これは汚染されていて、これはたいへんないことだ、こういってあの「ペピルス」の船長が手記を書いておりますね。私は、このことはみんなにたいへん大きな打撃を与えていたと思います。したがつて、海洋というものがずいぶん広い、そして自然の浄化作用があるとか、かよに申しましても、油になるとなかなかそうはいかない。こういう現実の問題があるので、これは真剣に取り組まなければ

ばならぬ、かように思つております。

○和田(春)委員 この点につきまして、いま直ちにこの場で的確なお答えを得られないのは遺憾でございますけれども、国際的な条約に追随するとかいうような姿勢ではなくて、むしろ海洋国家、平和国家日本という意味で、国際的な海洋汚染の防

止に日本の政府が積極的なイニシアチブをとるということを要望いたしまして、次の質問に移りましたと考へるわけであります。

先ほどの海洋汚染源の第三番目の陸からでござりますけれども、どうもこの法律全部読んでみますと、たとえば一般廃棄物の処分、こういうふうによることについてそれは海を捨て場所にする、海上に捨ててしまひだ、そういう観念が非常に強いのではないか、こういうふうに思われるわけでござりますけれども、たとえば廃棄物処理法の雑則に清潔の保持、その他そういうものが政令で定めることになつてゐるわけでございますが、第五条の中に「海洋を投入処分するだけございましたが、今度はそれをやめました。和田さんがお読みになりましたよな、やむを得ず捨てる場合においては特別に許される範囲の特定の海面には捨てていいない」ということがあります。捨てていけないのは大都市などの海岸線から二百メートル以内、わずか二百メートル以内とか、あるいは東京湾、伊勢湾、大阪湾など

東京において区部には八百万近い人口が住んでいますけれども、厚生大臣からちらりとお伺いをしたいと思うのです。

○内田国務大臣 私が先ほど申しましたように、現在においては、屎尿処理施設あるいは下水道の構築というものは、人口の増加に追いついて二百メートル先の一般海洋とか、あるいは東京湾などでどこのみさきからどこのみさきまで引いた線の外とかいうものに捨てざるを得ないような状況でこれまでありましたので、私どもは、少なくとも私は厚生大臣として、そういう状態を建設大臣とも、また運輸大臣とも協力を求めながら解消いたしたいと考える、こういうわけでござります。

○和田(春)委員 この点につきましては、捨てら

れる海の側に立つて、もっと具体的なことは関係委員会で別に追及をしたいと考えております。次に、先ほど申し上げました第四番の問題ですけれども、これほどの大臣にお伺いしたらしいのがよくわからぬのですが、たぶん、担当山中国務大臣にお伺いすべきだと思うのですけれども、田子の浦のヘドロは、この公害関係諸法ではどれで取り締まる、どれにひつかることになるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○横本国務大臣 この法律案は積極的に海を清浄化しかつて守らうという、積極的な理想的な考え方でござりますから、田子の浦の例をとるならば、それはたとえば海員組合等が、あの港には船び廢棄物は、原則としてこれを海には捨てない、洋の自然浄化力に見合うそういう量の範囲内でな

ければならないとか、あるいは三番目には、海洋中ですみやかに分解し、あるいは海底に蓄積しないようなある種の薬剤を添加するというような

そういう条件をつけたものでなければ、海洋には投下せないようになつたします。

○和田(春)委員 第二番目は、私は現行の清掃法を見て、実は正直に言いまして非常に驚いたのでござります。現行の清掃法では、これ、ふん詰まりでありますから、やむを得ずそういうことになつたと思いますが、海洋中に捨てるこことを堂々と認めておりま

す。捨てていけないのは大都市などの海岸線から二百メートル以内、わずか二百メートル以内とか、あるいは東京湾、伊勢湾、大阪湾など

東京において区部には八百万近い人口が住んでいますけれども、厚生大臣からちらりとお伺いをしたいと思うのです。

○内田国務大臣 私はどうも政府のそういうお約束を聞いても安心ができませんのは、たとえば大

東京においては、たとえば大

道しておろして、荷を半分くらいにしなければいけないとかいうような状態ですと、港則法等にもひっかかりますし、原則的には港湾法、あるいは漁港等の海域であれば漁港法一般海域ならば海上保安庁の一般の監視というようなことの中だとらえていきますときに、やはり田子の浦の場合においては、これは港則法と港湾機能の麻痺ということで一応処理をしようとしておるわけあります。ですが、今回の法律が出来ますと、水質汚濁の中に水の状態、水底の底質の悪化というようなことがありますから、これらの問題は明確に田子の浦の場合も当てはまるというふうに考えております。

○和田(春)委員 いま新しい法律ができると、明確に当てはめるというお答えでござりますけれども、私どもの調べた限りにおきましては、工場排水としてヘドロを含んだ水が出てくることは、水質汚濁防止法では取り締まれると思います。

あるいは、船から捨てる廢油であるとか投棄物についても取り締まれると思うのです。

○和田(春)委員 田子の浦だけを例にあげたのですけれども、洞海湾という、もつと大ものも存在しているわけであります。いまの長官のお答えを

しかと確認をいたしておきまして、あとから怪しげなことになつて、するするするするとなるようになります。

○和田(春)委員 田子の浦だけを例にあげたのであります。その他の港湾は被害者であります。

いま非常に大量のヘドロが堆積をしていいわけです。そのヘドロを製紙会社から流されたといふ段階において、港湾は被害者であります。

しかし、いまや港湾そのものが第二次公害源となつて、加害者の立場になつておる。港から污水がど

うなことがありましたら、また再び国会で追及をいたしますので、時間の関係もありますので、きょうはその点は預けておきたいと思います。

次に、第五番目の海洋汚染の今後の状況で特殊

に考えていかなければならぬ問題があると思うのですけれども、第三のレジャーとして、ここ数年

のうちに飛躍的に増大が予想されているのに、レジャー・ボートがあると思うのです。モーターボー

トが急激な勢いで海にふえていくこととは、必至の傾向だと考えるわけでござります。

これらは必ずしも第三次のレジャーとして、これ

の例等もございます。これらは海上の場合でありますから、一義的にはやはり運輸大臣、そしてそれ

のものが海水浴場周辺をよごし、もしくは投棄物等の処理等が必要になれば、清掃法所管の厚生大臣であろう。しかし、それらのものについて野放

しにしておくかどうかについての問題は、通産大臣の所管であろうと考えます。

○橋本国務大臣 現在、モーターボートの数は七万隻あります。本年度のいわゆる生産台数は二万三千台、昭和五十年度には大体六万台を生産す

る。たいへんな数になります。

そこで、今度の防止法の中には、御承知のように三百トン以下は、一般の船はこれの規制を受け

ないということになつておりますから、したがつて、モーターボートはこの規制には触れないわけ

であります。同時にまた、油の問題からいいますと、モーターボートは御承知のようにガソリンを

使つておりますからして、あまり流す例も非常に少ないのでありますからして、お使いになつてこられたか、佐藤総理のお考えを伺いたいわけ

でございますが、日本には昔から、水に流すといふことばがあるわけでありまして、総理も日本人

である以上使ってこられたと思いませんけれども、どういふ場合に水に流すということばをお使いになつて

いる場合に水に流すといふことばをお使いになつておられます。

そこで、最後に、これは総理に確かめたいこと

でございますが、日本には昔から、水に流すといふことばがあるわけでありまして、総理も日本人

である以上使ってこられたと思いませんけれども、どういふ場合に水に流すといふことばをお使いになつておられます。

○和田(春)委員 はいわかつています。

○佐藤内閣総理大臣 水に流すといふことばがあ

り、同時に川は三尺流れて清し、こういふことばがござります。このことばは、今までの日本人の

生活にもびつたり合つてゐる。ところが、最近は、

どうも水に流されては水が困るという、川は三尺

流れて清しではない、流れれば流れるほどよがれ

るという、たいへん逆な方向へ行つてゐる。これ

は新しいことばでございますが、どうもあまり水

に流すといふことのないよう、これからはひとつお互いに気をつけていきたいものだと

思つております。

○山中國務大臣 現行法で明確な、法的なだい

ま御指摘のような基準がなかつたにもかかわらず、

田子の浦においては、明確に製紙企業と、いうもの

が排出するSSの沈殿による、天然ヘドロの上

に堆積した有害なヘドロであることが明白でござ

りますから、これについて、全額その起因者である事業者が負担することにいたしまして、事業団

からの防除施設に対する緊急融資の十億と、さら

に、異例の措置として大蔵の特認を得ました転貸

債として静岡県が起債を起こし、さらに富士市に

転貸し、最終的に富士市に支払って償還をすべき

責任は関係企業が負うという形の五億円を追加い

であります。

○和田(春)委員 いま新しい法律ができると、明

確に当てはめるというお答えでござりますけれど

も、私どもの調べた限りにおきましては、工場排

水としてヘドロを含んだ水が出てくることは、水

質汚濁防止法では取り締まれると思います。

あるいは、船から捨てる廢油であるとか投棄物に

ついても取り締まれると思うのです。

○和田(春)委員 田子の浦だけを例にあげたの

であります。その他の港湾は被害者であります。

しかしながら、この手当てについて、

今は法的な根拠を持って、明確に公害防止事業

としてなし得る根拠があり得るものと考へる次第

であります。

○山中國務大臣 今回提案いたしました法律の中

に、モーターボートという概念でとらえてはおり

ません。モーターボートの出力油といふものは、

大体ガソリンで走るのじゃないでしょうか。しか

し、その他にもやはり油もあるいは漏れるかもし

れませんが、その他投棄物や、場合によつては泳

いでいる人たちの中に突っ込んで死傷者を出した

例等もございます。これらは海上の場合であります

から、一義的にはやはり運輸大臣、そしてそれ

のものが海水浴場周辺をよごし、もしくは投棄物

等の処理等が必要になれば、清掃法所管の厚生大臣

であろう。しかし、それらのものについて野放

しにしておくかどうかについての問題は、通産大臣

の所管であろうと考えます。

○和田(春)委員 いたしまして、その点は預けておきたいと思います。

○和田(春)委員 田子の浦だけを例にあげたので

あります。その他の港湾は被害者であります。

しかしながら、この手当てについて、

今は法的な根拠を持って、明確に公害防止事業

としてなし得る根拠があり得るものと考へる次第

であります。

○和田(春)委員 田子の浦だけを例にあげたの

であります。その他の港湾は被害者であります。

しかしながら、この手当てについて、

○和田(春)委員　ただいま總理のお考えを伺つたわけでござりますけれども、どうも海洋に対しましては新しい教養が必要だと考えるわけでござりますけれども、公害防止に対する政治責任も水に流さないようぜひお願ひをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○加藤委員長 次は、寺前巖君。
○寺前巖君 私は、總理の基本的な政治姿勢をお聞きしたいというふうに思います。
いま、今国会に対して國民は四つの点で期待を持つてゐると思ひます。
第一番目は、一本のようやく筋の充當者やへき地

○加藤委員長 次は、寺前巖君。
○寺前巖君 私は、總理の基本的な政治姿勢をお聞きしたいというふうに思います。
いま、今国会に対して國民は四つの点で期待を持つてゐると思ひます。
第一番目は、一本のようやく筋の充當者やへき地

第一番目には、再びこのような事態にならないよう、責任を負うように、法律の面からもしつかりせよ、というのがその問題だと思います。

第三番目に、今日の被害を与えた問題に対しても、単なる健康上問題だけではなくして、すべての被害に対する処置をせよ。

第四番目に、三年前に基本法をつくった、ところがその基本法が、日本共産党が、経済発展との調和を言つておった日にはたいへんなことになるという警告と反対をしたのにもかかわらず、それが通つた。その姿勢が今日の被害を与えてきた。国民が立ち上がり、そうして美濃部知事のようないい公害の問題に対する国民的な世論の手によつて、押える力が強まってきた。この力を保証するかどうか。こちらが私は国民の今国会に対する期待であります。

その立場に立って、私は總理に、一体加害者はけだれなのかということを、一番集中的に公害が発生した、いわゆる公害病認定地域というこの地域について聞いてみたいというふうに思います。そこで、私はこれを羅列的に全部言つておつて

もどうかと思ひますので、まず、本の問題について、阿賀野川の下流域に対するいわゆる第二水俣病、これの加害者はだれか。あるいは熊本の水俣病、沿岸の水俣病加害者はだれか。イタイイタイ病、神通川流域のあの加害者はだれか。水の問題に対するこの加害者を明らかにしていただきたい

○佐藤内閣總理大臣 厚生大臣からお答えいたさう
と思います。

おもしろい種類の病気で、この講演ではその一つである水俣病について、その原因と関係があること、密接な関係があること、またイタイイタイ病につきましては、カドミウムの排出と関係があること、あるものにつきましては、その原因と思われる事情を厚生省は明らかにいたしてございます。

と、さらになまた阿賀野川につきましては、それによつて他の原因と思わしきものがくついて病気を起こしたというようなことで、一〇〇%の因果関係ではございませんけれども、今日の判断、科学の状況でわかる程度の発表は右のようにいたしました。

○寺前委員 総理が、このようにきわめて明確な、限定された、被害地域に対する加害者はだれかなど、うち問題について、直接責任をなさないなります。

どういうことか、私はわかりません。せめてこの程度の問題は明らかにされたいというふうに思うわけですが、總理にここででさらに寛々込んで聞いてみたいと思うのです。というのは、これらの加害者が明らかに大企業であるということが、重要な問題として、いまの大臣答弁からも明らかだと思うのです。

ところで、私は例を阿賀野川にとってみたいと思うのです。

思います。阿賀野川の事件が発生しているのは、考えてみると、熊本の本俣病の問題で社会的に問題になつたあとにおいて、この大騒ぎが起つてゐる。熊本の事件の側からいふと、昭和三十四年には、通産省が関連工場に対して工場排水調査依頼

をやつしている。明らかに、熊本の水俣問題が重大だということで全国的に調査を始めている。それから、厚生省の食品衛生調査会常任委員会が、水俣病はある種の有機水銀化合物が原因であると、いう趣旨の答申を受けて、厚生大臣に報告している。また、三十四年の十二月には、日本化学工業

協会薬水排水対策委員会、ここ委員長は昭和の安西正夫氏なる者がその委員会の委員長をやつてゐるわけですから、やはり報告を受けてい。る。そうすると、昭和三十四年の段階には木俣病に対する危険な状態というものが明らかにされてき。ておつた。この段階において、この現地の生産状

況を見ると、昭和三十三年には六千六百三十㌧、昭和三十四年には九千百四十三㌧であったものが、水俣病が明らかになつたあくる年、その年の生産量が一万一千八百トンにふえ、さらに三十六年には一万五千トンからというふうに年々多くなつてゐる。右の二段の表によつて、昭和三十三年と三十四年の生産量を比較してみると、昭和三十四年は昭和三十三年の約1.5倍である。

えでして、危険な状態が明らかにされてし
るのにもかかわらず、さらに年々歳々このように
事業の拡大がやられていて、これはきわめて
意図的な加害状況をつくったといふうにいわ
なければならない、そういうふうに私は思うので
すが、この加害者はきわめて悪質だといふうに

見なければならないと思うのですが、総理大臣はこれについてどういうふうに思われますか。

のものから見まして、私はなかなかむずかしい問題が幾つもあるよう思います。詳細は厚生大臣並びに通産大臣から答えさせます。

○内田国務大臣 病気が起こりまして、直ちに厚生省なり科学技術庁が認定発表をいたしたわけではございませんので、認定発表いたしますのには何年かかかっておったと思います。

それから、先ほど私が申しましたように、阿智村の野川の中毒につきましては、それが全部水銀で、それにある種の物質の影響、たとえば農薬等の影響もあるのではないかということを残しながら

らの発表にかかっておりまして、したがってさうな過程において、これは通産大臣からお答えをいただきたいのですが、直ちに生産がとめられたというようなことではなかつたと私は思ひます。

とは、まことにお彼の毒なごとてござりますか。されど、時今日におけるほど公害といふものの認識、あるいはそれについての対策、學問等が今日ほどではございませんでしたので、おそらく企業側においても積極的な惡意を持ってそのようなことをしたのではないか。これだけは——まあ、悪

質と言われます、決して事態を軽く見るわけではありません。もちろんございませんけれども、それだけのことは申し上げられるのではないかと思います。

○寺前委員 私は、悪質であるという例について、さらにつけ加えようではないかと思います。

としま、二つ事半ば用ひつかなってきて、土井

的な問題になつたあとにおいて、しかも、いまは民衆の裁判の過程の中において出てきている問題は、これが問題になつてきただ段階において、昭和三十九年の段階において、当時の生産工程のあの工場の施設をどこへ持つていったかわからないといふ

いう事態をつくる。あるいは、製造工程の書類、それを全部焼却せよという命令を受けた、焼却をしたということが民事の裁判の中で明

らかにされています。証拠隠滅という事実がここに発生をしているではありませんか。

総理、私が何からぬでものをこの水の中に入れた。それを人が来たときに飲ました場合に、それがために死んだという事態が発生したときに、私は疑われてすぐに連れていかれるでしょう。明らかにあそこの阿賀野川のあの流域の中で、主要な問題は、ここに発生しそうだということは、昭和

三十四年段階に政府自身が調べてているではあります
せんか、非常に危険だということです。ところが、危
険であるという工場がそこに明確にありながら、
その後生産がどんどん上げられているということ
自身に、またそこで、三十九年段階には多数のト

たちが議席を受けてきているという段階があるので、かかわらず、それをその社長を、責任をもつてこれは疑いがあるというて連れていかないということは、だれが考へてもおかしくないですか。個人がやる場合には疑いを持って連れていかれる。大きな企業がやる場合にはそれは繁榮として許されるのでしょうか。かつてチャップリンの映画でこういうことがあります。一人の人間を殺したときには殺人になるけれども、戦争という大きな殺人をやったときには英雄に扱われる。いままさに公害の問題で行なわれている考へ方は、それに近いのじやないでしょうか。

私は、今日このように水俣の場合においてきわめて歴然として重大な被害が起るということが明らかにされてきた。その明らかにされた段階以後において行なつた、しかもそれは調査委員会の委員長なる地位にある人がその社長をやつておつて知つておつた、——知らないとは言わせない。その人の工場において、その後の生産でやつているとするならば、私は重大な、これは過失の段階ではなくして故意の傷害になるのではないか、故意の殺人になるのじやないか。私は、そういう強い態度を総理がお持ちになるかどうか。これは私はどんなりっぱなことを——経済との調和条項をはずしたと言い、そして、文化的な生活を保障すると、こう言つたつて、実際に加害者のこういう行動はきわめて不道徳のことであつて、許されないと強い態度がない限りにおいては、これは絵にかいたもちになつてしまふ。私はそれを心配するのです。総理はこの問題に対して、ほんとうにこれは殺人の疑いがあると、真剣に思われるのか思われないのか、私は総理の態度を聞きたいと思うのです。

○佐藤内閣総理大臣　宮澤君から答えさせます。

○宮澤国務大臣　まず事実関係でございますが、私の記憶しております限りでは、刑事案件は起らなかつたわけござりますから、いわゆる証拠隠滅といふことが犯罪を隠す意味でという意味で言われるのであれば、あるいは当たらないのではなかろうか。民事事件があるわけでございますか。

ら、そこで民事上の責任を免れるために、そういうことがはたしてあったのかなかつたのか、これではやはり訴訟の決着をまつて判断すべきものではないかと思います。

○寺前委員 警察当局は、一体これは疑いを持つて捜査をやつたかどうか、聞きたいと思います。

○荒木国務大臣 お答えいたします。刑事案件にはなつております。

○寺前委員 私は、疑いを持つて当然見ることのできる事件が発生しているのにもかかわらず、これを疑いを持つて見ない、ということ自体が、私はこの公害に対する政府の政治姿勢として非常に重大だ。私はこのことを指摘したいと思うのです。

〔それはわからない」と呼ぶ者あり〕今日――わからないでは済まない問題ですよ。たくさん的人が現に水俣病で死んでいいているのだよ。たくさんの人人が現に倒れているのだよ。最近の場合においても、あなたたちも新聞を読んでるし、テレビを見てるのだろうけれども、見てごらんなさいな、五歳のときに病気になつた女の子が二十歳になつて、いまだに日方は十五キロだ。そうして見ることもできない、聞くこともできない、ものを言うこともできないという重態のままにいまおる。このような事態があつてから、一体、想像しただけでも原因はだれか、このことをはつきり言えないようで、一体責任を持つて公害に対する対策ができるか、どうしてわれわれは死ねるかと言つて、その人たちは心の中で思つてるのであらうし、多くの人たちはそれを見守つてゐると思うのです。私は一番基本的な姿勢だから、総理に、このことを繰り返し繰り返しなあなたはどうだということを聞きたいのですよ。これはもう私はすべてに優先する態度の問題として聞きたい。もう一度、大臣、聞きたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま寺前君から相当激しい御批判がござりますが、私はそういうな問題、いわゆる公害というようなものを起こしてはならないのだ。何にも先がけてこの問題と取り組まなければならぬのだ、こういう意味でただ

（いま公書関係の法律案を整備して、そうして御審議を願つておるわけであります。ただいま政府をお責めになることも、それはけつこうです。しかし、私は政府を責めるばかりが能じやないと思ふ。むしろ法を建設的にやっぱり審議を進めて、そらして政府を鞭撻する。ときに叱正されることもけつこうです。私は謙虚にその御叱正を受けるつもりでござりますから、そういう意味で取り組むのが私どもの考え方であります。

私があえて所官大臣に答弁さしたのは、実は実情をつまびらかにしない者が、それが答弁することはどうかと思う。ただ、私が担当大臣に答弁させたからと、内閣の責任を回避した、さようなものでないことは、これはおわかりだらうと思います。私はかようなことを考えればこそ、かような法案を提案して、そらして皆さん方の御審議をいただいておる。

○寺前委員 私はだれがこのよな加害を起こし、どのような方法でそれをやつたかという態度が、謙虚に明らかにされてこそ対策が明確にできるものだと思います。これが明らかにされない段階において出される法案というのは、したがつて無責任になる。それは明確な国民の期待するものにはならない。これはきわめて私は関連性を持つたそれこそ必然性の問題だといわなければならぬと思うのです。

私はいま水の問題の被害状況について聞いたわけですが、次に、それでは大気汚染の川崎市の問題、四日市の問題、大阪の問題、最近やつて対象地域にした尼崎の問題について、おもな原因者はだれかといふことについて私は厚生大臣に聞いてみたいと思うのです。

○内田国務大臣 それは指定地域の中、あるいはその付近に存在する硫酸化物発生の企業、こういうことにならざるを得ないと思います。

○寺前委員 それでは、先ほどわが党の米原議員から川崎の例が出されましたので、これをひとつ例にとってやつてみたいと思うのです。

東京電力の位置あるいは日本鋼管の占める位置というのが非常に高い位置です。東京電力の位置あるいは日本鋼管の占める位置といふのが非常に高い位置です。それらの事実から考へられるることは、これら企業が占めている位置は非常に高い。だから、これらの企業が占める位置が高いのだから、ほんとうにその地域を安全に守らうと思ったならば、これら企業に対する干渉という問題、責任という問題があるんだから、逆に言うならば、それを管理するところの地域の知事さんなり市長さんは、これらの企業に対する直接的な点検ができる状態を持たないことは国民に対する責任を持つてないということを言つておられるだけれども、あなたはどう思いますか。

○内田国務大臣　この国会でもたびたび論議になりましたように、エネルギー発生企業につきましては、他の企業とそのエネルギー供給の区域が広域である点において異なる点があるということが根拠で、これまでの大気汚染防止法ではエネルギー発生企業につきましては法律の適用外、除外されておりましたので、私ども厚生省は、できるだけこれを大気汚染防止法の中に取り入れるということで、たとえば緊急時の問題でありますとか、知事の要請でござりますとか、その他の火力発電所に対する規制などを不得る限り地元の知事に与えるような方向に私はかなり広く進んでくるよう努力をいたしてまいりました。

○寺前委員　時間が中途はんぱになりますので避けますけれども、私は第二番目にお聞きしたいと思つております問題は、今度公害というのがあつたときに、公害罪として刑法の考え方の中に適用するといふ積極的な提案をされた。非常に重大だと思うのです。

ところで、これが効果あるものになるのかどうかということを考えるときに、大気の場合、これは複合という状態においてなされるからこそが公害罪としての適用は非常にむずかしいとい

う問題を含んでいると思う。事実複合のやつは対象にならないという問題が提起されてきた。それじゃ複合が適用になるという事態をつくらないことには、現実に公害の大きな発生点であるところの川崎や大阪やその他の地域におけるところの公害の主要な発生源者が責任を負うということにならぬではないか。そういう立場から見る場合には、ほんとに今日国民の側から見て、主要な原因者が罰せられるという事態を考える場合には、複合問題というものは積極的に考えてもらう必要がある。この問題について論議しようと思つたんですが、時間がありませんので、私はこれで終わりたいと 思います。

いざれにしても私は、残念でならないことは、総理が、明確に今日まで主要な発生源者はここにあるんだ、したがつて、それに対してはきびしい態度で、ある場合には過失の致死として、ある場合には傷害罪として、ある場合には殺人罪としてでもひっくつっていく必要があるのではないかといきびしい態度をおとりにならないような状態では、この法案は生きてこない。これは、現に泣いているところの多くの人々の声を代表して私はその点を指摘したいということで発言を終わりたいと思います。（拍手）

○加藤委員長

本日は、これにて散会いたしま

午後六時四十五分散会

昭和四十五年十一月十日印刷

昭和四十五年十一月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C